

昭和五十八年九月八日

四日市市議会議定例会議録(第一号)

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十八年九月八日(木) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一一号 昭和五十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 議案第七八号 専決処分について
- 第五 議案第七九号 昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………説明
- 第六 議案第八〇号 昭和五十七年度四日市水道事業決算認定について……………
- 第七 議案第八一号 昭和五十七年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定につ
いて……………
- 第八 議案第八二号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………
- 第九 議案第八三号 昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算
(第一号)……………
- 第一〇 議案第八四号 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一一 議案第八五号 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一二 議案第八六号 昭和五十八年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一三 議案第八七号 昭和五十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第一四 議案第八八号	四日市市地区市民センター条例の一部改正について……………	説
第一五 議案第八九号	四日市市税条例の一部改正について……………	明
第一六 議案第九〇号	四日市市農業共済条例の一部改正について……………	〃
第一七 議案第九一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
第一八 議案第九二号	四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について……………	〃
第一九 議案第九三号	四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について……………	〃
第二〇 議案第九四号	四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について……………	〃
第二一 議案第九五号	四日市市水道事業給水条例の一部改正について……………	〃
第二二 議案第九六号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	〃
第二三 議案第九七号	市道路線の認定について……………	〃
第二四 議案第九八号	委託契約の締結について……………	〃

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青 相
山 松
峯
男 尚

小 伊 伊 小
井 藤 藤 小
道 信 雅 四
一 敏 郎 雄 生
夫 一 敏 郎 雄 生
井 藤 藤 小
道 信 雅 四
一 敏 郎 雄 生
夫 一 敏 郎 雄 生

○出席議事説明者

福市財総市収助助市
社民政務長
部部部部公入
長長長長長役役役長

岩毛阿藪片平坂三加
山利南田岡井倉輪藤
義道輝一清哲喜寛
弘男彦裕三三男司嗣

○欠席議員(二名)

堀坂 渡山山山
口 辺本路口
新正 一
兵衛次 彦勝剛孝

森森毛水水益前堀古橋野野永中豊谷田高
利野野田川内市本呂崎田村田口中木
安真道幹和 辰弘元増平 正信忠廣基
吉朗哉郎子力男士一蔵和洋巳夫正睦介勲

○出席事務局職員

代表監査委員	次	教	次	水道事業管理者	病院事務	次	消	下	建	都	環	産
吉	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
田	伊	館	奥	村	田	鈴	渡	前	奥	東	樋	宮
耕	藤	増	村	山	中	木	辺	川	山	武	口	田
吉	長	男	仁	利	靖	三	一	助	寛	一	雄	利
郎	爾	人	了	夫	勲	三	一	助	寛	一	雄	利
事	務	局	長	川	合	一	郎					
議	事	課	長	板	崎	大						
議	事	係	長	山	口	克						
主	事	長	鈴	鈴	木	晴						
主	事	長	鈴	木	隆	美						

午前十時一分開会

○議長（後藤寛次君） ただいまから、昭和五十八年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。
 ただいまの出席議員数は、四十二名であります。
 今定例会の議事説明者は、市長初め二十二名であります。
 なお、都市計画部長は病気のため、都市計画部次長が出席いたしますので、ご了承願います。

表彰状並びに感謝状伝達の件

○議長（後藤寛次君） 会議に先立ちまして、去る六月二十九日、東京において開催されました第五十九回全国市議会議長会定期総会において、山中忠一君が三十年以上の勤続議員として、また喜多野等君、訓覇也男君、前川辰男君が二十年以上の勤続議員として、それぞれ特別表彰を受けられました。

また、青山峯男君に、全国市議会議長会国会対策委員会委員及び公害対策特別委員会委員としての功績に対し、感謝状が贈呈されましたので、ただいまから表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

お名前を申し上げた方は、議場中央にお進み願います。

〔山中忠一君、喜多野 等君、訓覇也男君、前川辰男君、青山峯男君、議場中央に進む〕

○議長（後藤寛次君）

表彰状

四日市市議会議員 山中 忠一 殿

あなたは市議会議員として三十年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがあります。すので、第五十九回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

昭和五十八年六月二十九日

全国市議会議長会会長 門田 武雄

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（後藤寛次君）

表彰状

四日市市議会議員 喜多野 等 殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがあります。すので、第五十九回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

昭和五十八年六月二十九日

全国市議会議長会会長 門田 武雄

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（後藤寛次君）

表彰状

四日市市議会議員 訓覇也男 殿

以下同文。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（後藤寛次君）

表彰状

四日市市議会議員 前川辰男 殿

以下同文。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（後藤寛次君）

感謝状

四日市市議会議員 青山 峯男 殿

あなたは全国市議会議長会国会対策委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第五十九回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。

昭和五十八年六月二十九日

全国市議会議長会会長 松村 千賀雄

〔感謝状授与〕（拍手）

○議長（後藤寛次君）

感謝状

四日市市議会議員 青山峯男 殿

あなたは全国市議会議長会公害対策特別委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものとありますので、第五十九回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。

昭和五十八年六月二十九日

全国市議会議長会会長 松村 千賀雄

〔感謝状授与〕(拍手)

○議長(後藤寛次君) どうもおめでとうございました。

(拍手)

○議長(後藤寛次君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長(後藤寛次君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、伊藤雅敏君及び山路剛君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長(後藤寛次君) 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から九月二十一日までの十四日間としたいと思います。これに

ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤寛次君) ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から九月二十一日までの十四日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一一号 昭和五十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

○議長(後藤寛次君) 日程第三、報告第十一号昭和五十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告につ

いてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいまご上程の報告第十一号は、昭和五十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。なお、本事業団は、すでにその使命を全うし、現在は業務を停止しておりますので、この解散について県との協議を進めてまいりましたところ、このほど合意に達しましたので、今年度中に議会におはかりいたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第四 議案第七八号 専決処分について

○議長（後藤寛次君） 日程第四、議案第七十八号専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第七十八号は、去る七月十三日、市内生桑町地内永代寺川堤防敷において、マックイムシにより枯れた松の木が、隣接地に駐車していた重機の上に倒壊し損害を与えたもので、車両修繕費、休業補償等合わせて二百九十万円の損害賠償の額の決定について急施を要するため、やむを得ず地方自治法第七十九条の規定に基づき専決処分したものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの専決事項の内容は、マックイムシの内容だけの報告でございますけれども、私たちの手元に配られております専決事項の内容は、もっとたくさんございますので、その点についてご質問申し上げます。

十件ございますが、その中で四件だけが道路事故と出ております。交通事故ではなくて、道路事故というふうに出ておりますが、道路事故というのは、具体的に一体どういうことなのか。もしその事故の内容によっては、行政の欠陥と言わなければならないと思いますので、その点のご説明をいただくと同時に、もしその内容がそういった行政の問題であれば、建設委員会の方でも十分ただして、そういうことのないようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後藤寛次君） ただいまの質問は、マックイムシのこの件に関してじゃないと思いますので、できましたら一般質問の方でお願いしたいと思います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 通例は、専決事項の報告がいつもあって、その問題について問題があればご質疑申し上げますので、多分私は、議案としてマックイムシは出ておりますので、議案の中で審議すべきものでございますけれども、あの十項目については、普通当初に市長の報告に対してご質問申し上げていくのが通例でございますが、なかったから、私はそういう言葉で、マックイムシのものとは別として、そしてこの十項目について、その中で四項目が道路の事故でございますから、お尋ねしますと、こういう質問をいたしておりますが、それが間違っておれば、理

由のご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前十時十五分休憩

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時五分再開

先ほどの伊藤信一議員のご質疑の処理につきまして、お答えいたします。

市議会の承認を得なければならない専決処分については、議案として取り扱い、また市議会の委任に基づき市長が行った専決処分については、一般質問において行うということが、去る三月の議会運営委員会において決定されておりしますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、ご質疑のありました点につきましては、後刻理事者から説明をさせていただきますので、ご了承願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第七十八号専決処分についてお尋ねをいたします。

いま議案として提案をされたわけですが、この内容では、どんな状況でこのマツクイムシの木が倒れてきたのか、そしてどんな修理、あるいは休業補償されたのか、全く明らかにされていない。重機で二百九十万円もの補償するということになりますと、かなりの損害だと思ふわけですが、その点について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） マツクイムシの倒木によります重機の損傷に対します補償の内容でございますけれども、五十八年七月十三日の午後一時に発生いたしましたわけでございます。場所といたしましては、生桑町の大門地区でございます。市の河川管理をいたしております永代寺川の左岸でございます。永代寺川の左岸の方は非常に松林が河川沿いにございまして、これが全体の堤防敷という形で、河川の敷地ということになっておるわけでございます。その北側に民有地がございまして、そこを工事の車の置き場ということで、有限会社紀州興業のリースによります重機を置いておったわけでございますけれども、重機は、バックフォアという重機でございます。そこへ堤防に立っておりますマツクイで枯れておりました松の木が、もろに風によって倒壊したというような事件でございます。

それで、補償の総額といたしまして二百九十万円ということでございますが、その内訳といたしましては、重機の修理費といたしまして百九十五万円。内容といたしましては、ラジエーター、クーラー、エンジン等の損傷でございます。その総額でございます。それからまた、七月十四日から八月四日までまで延べ二十二日間でございますけれども、この重機の稼働ができないということから、休業補償といたしまして九十五万円の補償をさせていただきますと、こういうことで、合わせて二百九十万ということでございます。

いずれにいたしましても、市が管理いたしております敷地内におきまして、管理の適切という点から、今後この事故の再発防止ということにつきまして、十分検討もいたし、バトロールもしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご了承賜りたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いまお答えをいただいたわけですが、ちょっと考えますに、あの左岸堤防にそれだけ大きな松の木があって、隣の敷地、隣接地まで倒れるような松の木であったのかどうか。その堤防敷から隣接地までの距離、あるいは松の木でそれだけ、五十メートルも七十メートルもあるような松の木であったのかどうか。そういった点でちょっと疑問になるわけです。また何かの都合で重機が松の木にぶつかるとか、そういうことでなかったのかという点も考えられるわけですが、そういった点で、もっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） この事故の発生がございまして、本人から通報がございまして、早速担当者を現場に赴かせまして、確認をされたわけですが、距離等詳細につきましては、ちょっと資料を持っておりませんので、後刻提出したいと思っております。

それから、先ほドリースと申し上げましたけれども、これは、この広場を借用しておるということでございまして、重機は有限会社紀州興業のものでございまして、おわびかたがた訂正させていただきます。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いまお答えをいただいて、後刻ということですが、議案でございまして、明らかにされて

ない限り、正しいのか、悪いのか、そういった点が判断できないわけですが、休憩でもとって、いますぐこの点明らかにしたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案七十八号に関してでございますけれども、この事故の状況、そして因果関係明らかに、そしてそのマックイムシに侵された松が重機に倒れたという、そういう現場をだれが確認しているのか。そうした面を含めて詳細に説明をいただきませんと、このままでは私は承認ができないという立場でございますし、建設部長からのご説明もありましたが、いま議題にかかっている議案について佐野議員から質疑をしたことに対して、後刻お答えするなどということでも、これはちょっと議事処理上からおかしいと思うのでございまして、それらの疑問点を明確に解明した上での採決に移していただきたいというふうに思います。私からも、あえてその状況、因果関係、特にマックイムシに侵された松が重機に当たったのを、だれが現認しているのか。その辺のところも含めて明確にしたいと思っています。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 確認の事項でございますけれども、三重地区市民センターから当日の十六時に連絡依頼がございまして、当方、建設部の建設管理課管理係長の増井係長、それから土木課の河川係長、両名を現場へ派遣いたし、現状を確認したものでございますので、よろしくご承認賜りたいと思います。

それから、枯れた松が重機の直上に倒伏いたしましたので、事故が発生したものでございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 それは倒れた後の、倒れたというか、後から行って見たわけでしょう。倒れるところをだれも見えないわけですね。どんな松なんですか。それと、その重機とはどんな距離にあって、そういう状況と、その因果関係とか、そういうものについて、もっと核心のあるはつきりしたご答弁をしていただきたいと思うんです。お願いいたします。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） このバックフォアの重機の上へ倒木と申しますか、マツクイの木が倒れたということでございます。当時この永代寺川の左岸堤防は松林が多うございまして、道路として通行しているところでもございまして、民有地と河川敷であります松林ということでございまして、一般的には非常に点検がしにくいというような状況でありましたので、在来にそういうのがあったのかどうかという点につきましては、確認をしてなかつたという点につきまして、深く反省もし、おわびしたいというふうに思います。

それから、倒木の原因でございますけれども、マツクイムシの木が風によりまして倒れて、その重機の上へ落ちて、重機が損傷したと、こういうことが原因でございます。以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤寛次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔私語する者多し〕

○議長（後藤寛次君） 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第五 議案第七九号 昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二四 議案第九八号 委託契約の締結について

○議長（後藤寛次君） 日程第五、議案第七九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二四、議案第九八号委託契約の締結についての二十件を一括議題といたします。

なお、議案第九十四号四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正については、市長からお手元に配付いたしました議案と差しかえの申し出がありましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七十九号から議案第八十一号までは、昭和五十七年度各公営企業会計の決算認定についてであります。

まず、市立四日市病院事業決算につきましては、決算報告書の収益的収入の決算額は、六十六億二千二百八十三万四千九百四十二円で、予算額に比べ三千五百九十四万九百四十二円の増収となりました。これは、主として医療職員の増員確保、高度医療機器の導入など、医療環境の整備充実に努めたことにより、利用患者数が増加したことによるものであります。

収益的支出におきましては、決算額が六十五億六千三百六万九千八百七十一円となり、七千八百九十八万三千二百二十九円の不用額が生じましたが、これは給与費等において予定額を下回ったことなどが挙げられます。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては、五千九百七十六万五千七十一円の純利益を生じました。その結果、当期末累積欠損金は一億五千四百八十九万一千三百二十七円となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は、出資金、企業債、寄附金、負担金、補助金及び長期貸付金返還金で二億五千七百七十二万一千九百十円となり、予算額に比べ四十二万八千九百十円の減収となりました。これは、看護学院学生修学資金に係る一般会計繰入必要額等の減少によるものであります。

一方、支出の決算額は、建設改良費、償還金及び投資で七億五千八百五十八万七千五百四十九円となり、三百九十一万八千四百五十一円の不用額を生じました。これは、看護学院学生修学資金等が予定額を下回ったことによるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、五億六百八十六万五千六百三十九円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益六十六億二千二百七十八万八千九百八十一円、費用六十五億三千二百四十万一千六百二十七円、差引経常利益九千三十八万七千三百五十四円で、これに特別利益四万五千九百六十一円、特別損失三千六十六万八千二百四十四円を加減して、五千九百七十六万五千七十一円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、欠損金について、前年度未処理欠損金二億一千四百六十五万六千三百九十八円を当年度純利益で補てんいたしましたので、差引当年度未処理欠損金は、一億五千四百八十九万一千三百二十七円となりました。

資本剰余金は、本年度において医療器具等寄附による受贈財産評価額二十八万七千五百円、医療器具購入指定寄附金六百万円、看護学院学生修学資金負担金一千四百六十三万四千円及び自動車事故対策費補助金九百八十一万六千円増加となり、前年繰越額三億九千九百七十八万四千六百六十七円と合せて四億三千五十二万一千六百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億五千四百八十九万一千三百二十七円全額を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産総額七十六億四千三十一万一千四百九十六円、負債総額六億八千五百九十三万五千二百十円、資本総額六十九億五千四百三十七万六千三百七十六円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、医療用器械等の更新の必要に迫られる一方、診療報酬改正の見通しも暗い状況にあります。引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院として、機能が十分発揮できるよう創意工夫を重ね、医療サービスの向上を図るべく一層の努力を傾注する所存であります。

次に、昭和五十七年度の水道事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、三十五億一千百三十二万八千八百一円で、予算額に比べ三百一十一万一千八百一円の増収となりましたが、これは主に受託工事収益及びその他営業収益の増収によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額が三十六億三千八百八十二万二千九百九十九円となり、四千八百七十六万二千八百九十九円の不用額を生じましたが、これは、受水予定量に対し実績が下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は十億八千四百九十三万九千九百九十九円、予算額に比べ二百九十七万二千八百円の減収となりましたが、これは移設工事等の減少に伴う工事負担金の減によるものであります。

支出の決算額は十五億五百一万一千九百九十二円で、三千九百二十四万八千八百八十九円の不用額を生じましたが、これは移設工事等の減により、路面復旧委託料、材料費及び工事請負費に不用額が生じたためであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額四億二千七百九十二円は、過年度分損益勘定留保資金一億五千八百三十三万二千九百八十八円、当年度損益勘定留保資金二億四百三十九万六千八百七十四円及び減債積立金五千七百三十四万三千円で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益三十五億二千四百二十二万六千七百三十円、費用三十六億二千二十五万二千九百五十五円、差引経常損失九千九百八十二万六千二百二十五円となり、これに特別利益八百九十万二千七十一円、特別損失九十二万九千九百五十六円を加減して、九千八百八十五万四千四百十円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書につきましては、利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高三百三十八円、当年度純損失九千八百八十五万四千四百十円、当年度未処理欠損金九千八百八十五万三千七百七十二円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高二十八億三千六百万二千三百八十八円に、当年度発生高二億五千七百七十三万八千八百七十五円を加え、当年度処分額千三百九十六万五千七百三十七円を減じ、翌年度繰越資本剰余金は三十億七千九百七十七万五千四百四十六円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金九千八百八十五万三千七百七十二円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額百四十八億三千二百二十四万一千三百三十六円、負債総額七億六千三百五十八万三千三百七十七円、資本総額百四十億六千七百六十六万一千九百九十九円となっております。

以上が水道事業決算の概要であります。今後の事業収支につきましては、料金収入の伸び悩みが懸念される中で、事業の拡充と老朽管の改良工事等を計画的に実施する必要があります。水道事業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがありますが、円滑な事業運営を維持する上からも財政の健全化を図り、公営企業の使命を達成すべく一層の努力をいたす所存であります。

次に、農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の六つの勘定を総合しますと、二億五千三百二十九万四千六百五十四円となり、予算額に比べ四千七百八十八万六千三百四十六円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上、ある一定の基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度はその基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額二億五千三百五十七万七千七百九十九円で、予算額に比べ四千七百六十六万三千八百一円の不用額を生じましたが、収入と同様当年度は基準より被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計二億三千五百十九万五千五百五十三円、事業費用合計二億五千三百五十七万七千七百九十九円、差引事業損失一千八百三十八万七千七百四十六円で、これに事業外収益合計一千八百四十四万六千六百一円を加えて、二

十八万二千五百四十五円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書は、繰越不足金年度末残高六万一千三百五十七円と、当年度純損失の二十八万二千五百四十五円で、当年度未処理不足金は三十四万三千九百二十円であります。

剰余金処分並びに不足金処理計算書案は、当年度未処分剰余金二万五百八十円を、関係法令に基づき蚕繭共済勘定の法定積立金及び特別積立金に積み立てようとするものであります。

一方、当年度未処理不足金三十六万四千四百八十二円は、家畜共済勘定の不足金として繰り越しの処理をしようとするものであります。

貸借対照表におきましては、資産合計一億八千八百七十七万三千九百八十八円、負債合計一億九千九百七十八万八千三百八十二円、資本合計八千六百七十九万四千七百六十六円となりました。

以上が農業共済事業会計の決算の概要であります。

今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を推進してまいりたいと存じます。

議案第八十二号は、本市一般会計補正予算第一号案であります。

今回補正の主な内容は、国庫補助割当ての決定もしくは見通しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等のほか、災害復旧費の追加補正と、これに関する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は七億四千八百八十七千円となり、補正後の予算総額は、四百六十七億一千九百六十八万七千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主な内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、交通安全対策事業費の補正でありまして、国庫補助事業費の決定に基づく追加のほか、四日市

中央線交差点整備調査費の計上を行いました。

第三款民生費は、精神薄弱者更生施設等の民間社会福祉施設建設費に対する補助金並びに関連する債務負担行為を計上いたしました。

第四款衛生費は、北大谷斎場施設補修費を所要見込みにより追加いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました新地域農業生産総合振興対策事業、広域的集団転作推進事業及び農林業同和対策事業等に対する補助金等のほか、新農業構造改善計画樹立費及びマツクイムシ防除事業費等の追加補正を行いました。畜産業費では、県支出金の決定に伴う小草地造成改良事業に対する補助金の新規計上と、食肉センター食肉市場特別会計への繰出金の追加を行いました。農地費は、同和対策農業基盤整備事業費の新規計上と用排水対策工事費の増額計上のほか、県支出金の決定による農村総合整備モデル事業費の追加補正を行いました。水産業費では、国庫補助事業費の決定に基づく磯津漁港改修事業費を追加いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、住宅地関連公共施設整備促進事業費として採択のありました三滝台松本団地線外一線の道路改良事業費を新規計上し、国庫補助事業費の決定に基づく松本貝家一号線外五線の道路改良事業費を追加するとともに、市単独道路改良事業費の増額と仮称新伊倉橋新設調査費の計上を行いました。河川費では、国庫補助事業費の決定による河原田谷川改修事業費を追加し、十四川改修事業につきましては、翌年度国庫補助割当見込事業のうち本年度工事と同時に発注を要するものについて、債務負担行為を追加いたしました。また、永代寺川堤防敷において発生した重機破損事故に対する賠償金を計上いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の決定に基づき塩浜駅東西連絡線街路事業費の新規計上と千歳町小生線外四線の街路事業費の追加補正を行うとともに、都市計画道路網調査費並びに公園緑地管理施設等の整備費を追加し、土地区画整理事業特別会計への繰

出金を追加いたしました。また、堀木日永線街路事業につきましては、国庫債務負担行為による用地先行取得の承認を得ましたので、債務負担行為の計上を行いました。都市下水道費では、国庫補助事業費の決定に伴う羽津、塩浜及び雨池の各都市下水道新設改良事業費の補正のほか、羽津・茂福都市下水道新設改良事業費につきましては、国庫補助事業費の年度割当てに基づく現年度予算の増額と債務負担行為の変更を行いました。また、市単独事業につきましても、市内一円の排水路改良工事費等を増額いたしております。

第十款教育費は、笹川西小学校運動場造成受託工事費及び関連する債務負担行為を計上し、保健体育費では、財団法人自治総合センターから交付決定のありましたスポーツ広場整備費補助金を計上いたしました。

第十一災害復旧費のうち過年度発生災害復旧費は、実施事業費の精算により減額補正するものであり、また、現年度発生災害復旧費につきましては、本年六月の豪雨による災害復旧費の計上でありまして、おおむね国の災害復旧基準に従い認定見込事業費の五十％の補助災害復旧費と市単独災害復旧費の計上を行いました。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要をご説明申し上げますが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源及び前年度における市費負担金の精算に伴う老人保健医療特別会計からの繰入金のほか、一般財源として市税を計上して、収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

議案第八十三号食肉センター食肉市場特別会計の補正は、センター及び市場業務の安全と能率化を図るため、施設補修費、同改良工事費並びに機械設備使用料の追加計上を行いました。歳入におきましては、一般会計繰入金と前年度繰越金を追加いたしました。

議案第八十四号公共下水道特別会計の補正は、市単独雨水幹線水路改良工事費、日永浄化センター場内整備工事費並びに支障物件移設補償費を増額し、歳入につきましては、市債の特定財源のほか、前年度繰越金を追加いたしました。

議案第八十五号土地区画整理事業特別会計の補正は、県支出金の決定及び実施事業にあわせて常磐及び富田土地区画整理事業調査費を追加補正するとともに、西浦土地区画整理事業につきましては、実施事業にあわせて業務費を含む予算の一部組替補正を行いました。歳入では、県支出金、一般会計繰入金及び前年度繰越金を追加いたしました。

議案第八十六号老人保健医療特別会計の補正は、前年度における医療給付費等の確定に伴う補正でありまして、国、県、市及び支払基金に対する精算による過年度収入金の返還金等をそれぞれ追加補正し、歳入には、前年度繰越金を計上いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

議案第八十七号水道事業会計の補正は、今日まで鋭意経営改善に努力を続けてまいりましたが、本年度以降資金不足額の累積が見込まれることから、今回やむを得ず料金改定をお願いすることとし、これに伴い、収益的収入において水道料金の増収分と、負担の適正化を図るための手数料の見直しによる受託工事手数料等の増収分を見込額により補正いたしました。

続いて、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第九十一号国民健康保険条例の一部改正につきましては、低所得者に対する保険料の軽減措置の基準額を引き上げようとするものであります。

議案第九十四号は、高等看護学院の受験手数料及び授業料を来年四月から引き上げようとするものであります。

議案第九十五号水道事業給水条例の一部改正は、給水料金及び手数料の改正をお願いしようとするものであります。

給水料金につきましては、料金改定的前提となる料金体系といたしましては、引き続き口径別を基本とし、一部用途制を踏襲した従来の体系を基盤として、お手元に配付いたしました資料のとおり改定いたしたいと存じます。改定率につきましては、平均二七・九四％の引き上げとなっておりますが、家庭用、公衆浴場等日常生活と密接な関係のあるものにつきましては、できるだけ配慮をいたしてまいります。

なお、今回の改定は、昭和六十年年度までの必要最小限度の経費を賄うものでありまして、準備期間等も考え、本年十二月分として徴収する料金から適用いたしたいと考えております。

また、各種手数料につきましても見直しを行い、負担の適正化を図るため、引き上げをいたしたいと存じます。議案第九十六号運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、四日市港管理組合から譲り受けました霞ヶ浦ヨット係留施設の使用料を、来る十月から徴収するため所要の改正を行うものであります。

議案第九十八号は、新富洲原合同ポンプ場機械設備工事について、金額九億三千六百八十三万四千円でもって、四日市港管理組合と委託契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する質疑は留保いたします。

○議長（後藤寛次君） この際、報告いたします。

市長から地方自治法第八十条の規定に基づく専決処分報告及び監査委員から監査結果の報告が十二件参っております。すでにお手元に配付いたしておりますので、ご了承を願います。

なお、先ほどの伊藤信一君からの質疑がありました点について、理事者からの説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 道路事故の問題でございますけれども、まず第一番目に記載してございます安島一丁目地内におきます市道における道路事故につきましては、下水道のマンホールの付近で工事をいたしております、それが原因で事故をしたものでございます。

それから、四番目でございます。六月七日、平町におきまして市道上で発生した事故の内容でございますけれども、これは広場が道路の西側でございます。その駐車場へ道路側溝を横断いたしました。車が入るといふときにグレーチングがいざってございまして、それが原因になりました。車に損傷を与えたものでございまして、その損害額は二万三千五百円というところでございます。これにつきましては、道路保険から一部負担ということで、収入を今回計上させていただいております。それから免責控除ということでございますので、そのうち一万円につきましては、純市費ということで予算を計上させていただいております。

それから、このページの末でございますけれども、五十八年七月九日、市内の日永一丁目地内でございますが、これにおきましては工事中でございます。通行の乗用車でございますけれども、道路サイドへ寄りまして、そこに雨水升がございまして、そのふたが移動いたしました。車輪が脱落したという事故でございます。これにつきま

しても、同じく道路保険を適用いたしましたして、免責一万円を除きます四万九百七十円につきましては、道路保険の方から収入を計上させていただいております。

次のページでございますが、五十八年七月十六日でございます。川島市内の市道におきまして発生した事故でございますが、当時は非常に霧が立ち込めておりまして、時間は午後八時ころでございます。定時制高校に通う学生の単車が徐行しておりましたけれども、視界が十分いかなかったという点から、道路の舗装の穴に落ち込みまして、転倒したということでございます。被害総額といたしましては、三万七千二百九十五円ということでございました。これにつきましては、同じく免責額一万を除きまして、ほかにつきましては、道路保険適用ということでは、いずれも円満に解決さしていただいたわけでございますけれども、今後道路の維持管理という点につきましては、こういう事故の絶無を期することから、十分パトロールもし、あるいは住民からの通報に対しましても、早急に対処するという形で努力をしていきたいというふうに思っておりますので、ご了承を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時五十四分散会

昭和五十八年九月十二日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

○議事日程 第二号

昭和五十八年九月十二日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

相 青 小 伊 伊 小 大 大 金 川
松 山 井 藤 藤 川 島 谷 森 口
峯 道 信 雅 四 武 茂 洋
尚 男 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二

○欠席議員（一名）

堀 渡 山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 古 橋 野
 辺 本 路 口 利 野 野 田 川 内 市 本 呂
 新 一 安 真 道 幹 和 辰 弘 元 増 平
 兵 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 一 蔵 和
 衛

野 永 中 豊 谷 田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久 喜 川
 崎 田 村 田 口 中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保 野 村
 正 信 忠 廣 基 光 正 長 寛 博 清 也 博 幸
 洋 巳 夫 正 睦 介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正 等 善

いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（大島武雄君） これより一般質問を行います。

なお、念のため申し上げます。質問通告一覧表に記載してあります各質問者の発言時間につきましては、答弁を含めての時間でありますので、特に理事者におかれましては、その点を十分勘案されて答弁いただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 おはようございます。酷暑も九月中旬に入り、幾分やわらぎましたが、さわやかな秋風にはまだまだといった感じのするきょうのごろでございます。今年四月に市議会議員という要職をいただき、はや四ヵ月半が過ぎようとしておりますが、ふなれな自分にむち打つ毎日でございます。

それでは、通告の順に従いまして、三項目につき質問をいたします。何分にも初めてのことで、失礼がありましたら、お許しをいただきたいと思っております。

まず第一点目には、児童福祉の推進についてであります。昨年六月の本会議におきまして、同じ会派の田中議員より、父子家庭と母子家庭の問題について質問をいたしました。その後どのような施策のもとに、その福祉の推進をされているのかどうか、まず質問いたします。

近年、離婚件数の増加とともに、ますます母子、父子家庭が増加しております。当市の五十八年五月現在における母子家庭世帯数は千九百六十一世帯、父子家庭世帯数は六百三十三世帯と、昨年より増加しております。今後もふえ続けることが予想されます。

母子、父子家庭と関連しまして、戦後急速に核家族化が進み、加えて相次ぐ物価高による各家庭の経済的な事情から、夫婦共稼ぎ世帯が急増し、昼間成人者のいない留守家庭が著しく増加しております。子供が学校から帰ってきて、家にはだれもない。親が置いていったお小遣いを持って、幼い子供が親の帰宅するまでひとりっきりで時間を過ごさなければならないという実情であります。人間疎外が深刻になりつつある社会で、毎日幾時間かを保護者のいない状態で放置される児童は不幸であり、交通事故、その他の事故につながる危険性は十分予想され、さらには青少年の非行問題の急増と考え合わせて、全く憂慮されることであります。

こうした家庭状況の中に成長していく児童の保護、育成は重大な社会問題となっており、留守家庭における義務教育就学児童に対しては、適切な行政措置が必要であると思っております。また、特に母子家庭や父子家庭の児童に対しては、早急に温かい行政の手が差し伸べられるべきであると思っておりますが、この点、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

この問題の重要性にかんがみまして、母子、父子、留守家庭の児童を保育する制度の実施を強く要望いたします。たとえば、中心部の地区で母子あるいは父子、留守家庭児童が三十名から五十名以上在住する地区をまず対象とし、

市の施設や建物あるいは学校の教室、校庭等を開放し、当該児童に対して、放課後五時から六時ごろまで、婦人会等に委託して保護、育成を図っていかどうか考えますが、この点についてお聞きしたいと思います。

第二点目は、老人医療問題についてであります。

近年、医療費の高騰は自治体予算並びに健康保険加入者の生計を著しく圧迫いたしております。したがって、医療費を節減することは緊要な課題となっておりますが、医療機関の調査によりますと、老人に関する医療費は、五十七年度で医療費総額約十三兆九千億円に対し、老人医療費は約三兆円、二一・六％を占めております。当市におきましても、約八十七億一千万円に対し、約二十二億五千万円で老人医療費の占める割合は二五・八％にもなっております。また、老人に関する医療費は一般平均の約三・五倍の割合になっていると聞いております。お年寄りになるほど医療費がかさむのは当然のことではありますが、高齢化社会が進むにつれ、老人医療費はますます高騰してまいります。

参考までに、今後予想される数字としまして、昭和六十年には医療費総額十七兆六千億円、老人医療費は四兆四千億円、約二五％、六十五年になりますと、二十六兆一十億円に対し七兆三千億円、約二八・一％、七十年には三十八兆七千億円に対し十二兆五千億円、約三二・二％の割合になるとデータが出ております。当市においても、当然のことながら、高騰することは必至であります。この点いかがお考えなのか、お尋ねをいたします。

今年二月より、老人保健法が成立しましたが、どの医療機関もお年寄りの社交場と化し、無為な利用者も増加していると言われております。そこで、お年寄りが正しい医療知識を身につけ、医療機関を正しく利用していただくために、老人医療講座を開催したらどうかと考えます。たとえば、各地区の老人クラブの総会等の場をお借りし、国保の現状、老人医療費の仕組み、病気にかからないための健康づくり、上手な医者のかかり方など、詳細にわたっ

ての講座を定期的の実施し、老人の間で上手な医者のかかり方や健康づくりの意識を高揚していく必要があるのではないかと思います。それが医療費の節減の一助となるのではないかと考えますが、この点についてお伺いをいたします。

第三点目に、先月二十一日の県北部を襲った集中豪雨で発生しました水沢地区の災害の問題について二、三お尋ねいたします。

このたびの災害において、簡易水道が異常なまでにダメージを受け、復旧仮工事にて給水されておりますが、昭和五十六年、五十七年度に小林、小山田、小西、鹿間、神明の各簡易水道が上水道に統合され、水沢簡易水道を除くすべての簡易水道が上水道に統合されました。地理的な諸問題等あるとは思いますが、今後の拡張事業計画として、水沢簡易水道を上水道に統合する計画をお持ちなのかどうか、お尋ねをいたします。今回の災害を機に、ぜひともお考え願いたいと存じます。

次に、今後の復旧工事の計画についてお尋ねいたします。簡易水道、瀬戸用水、河川、耕地等々、地元の住民の方にとっては、いつ、どのように復旧されるのか、不安の色を隠し切れません。

また、災害に対する補助金でございますが、地元負担金がどの程度かかるものなのか、地元の住民の声は深刻でございます。国の査定等もございしますが、市関係者のご努力で一刻も早く住民の不安を解消していただきたい。さらに、地元住民の皆さんの負担金を最小限度にさせていただけるよう、ご努力賜りたくお願いいたします。

復旧工事の今後の具体的な計画と地元負担金に対して、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。最後に、今回の災害復旧工事の請負業者の選定についてお伺いいたします。

昨今の不況のあおりから、請負工事量は著しく減少しており、休業寸前の業者も多くあるように聞いております。

が、その上に今回の災害で、水沢地区はダブルパンチを受け、悲惨な状態にあります。したがって、早急に復旧工事のお願いをするとともに、地元水沢地区業者の育成に力を注いでいただきたいのでありますが、この点、市長のご所見をお伺いいたします。

以上の点につきまして、よろしくご回答をお願いしたいと思います。再質問はいたしませんので、明確なるご回答をお願いたします。以上で終わります。

○副議長（大島武雄君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第一点、第二点について私からお答え申し上げ、第三点については、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

まず第一点の母子家庭、父子家庭でございますが、ご指摘のありましたように、最近母子家庭、父子家庭がふえつつある現状でございますが、特に離婚等によりまして、最近では三十歳代、四十歳代の母子家庭がふえつつございます。先ほど、母子家庭の千九百六十一世帯というお話がございましたが、三十歳代で七百四十四、四十歳代で八百四十五ということでございますので、いかにその傾向が強いかということを示しているわけでございます。そこで、こういった母子家庭、特にその子供さん、就学前の子供さんとすでに義務教育に就学をしている子供さんたちがいらっしゃる母子家庭あるいは父子家庭がかなりふえつつあるという現状でございます。

そこで、まず就学前の児童につきましては、まず保育所へ優先入所をさせるということ、それからさらにこの保育所の保育時間の延長を図る、さらに保育児童の低年齢化を図っていくという措置を現在講じているわけでございます。

そしてまた、この母子家庭、父子家庭を取り巻く問題というのは非常に各般にわたっておりますので、各種の制度、施策の周知を図ることが、必要であるということから、母子家庭のしおりを作成するなど、啓発行為に努めておるわけでございます。これによりまして、各種相談あるいは援助機能を高めてまいります。さらに、民生委員あるいは母子福祉協力員さんの研修を行って、その資質の向上を図りつつあるという現状でございます。

なお、入学後の児童でございますが、四日市におきます小学校、特に低学年、一年から三年の方々の共働きの実態は、総数に対して約二一％ぐらいでございます。その中でさらに片親しかみえないという子供さんの家庭は四％でございます。もちろんこれは大部分が母子家庭でございます。父子家庭というのは比較的少のうございますが、それでも世帯数になると九十六世帯あるという実態でございます。そこで、その子供さんたちの大体五五％ぐらい、半分ちょっと超したぐらいの数字の方々が預け先が決まっております。学校が終わった後、おじいさん、おばあさんのみえるところ、あるいはご親戚のみえるところ等々、大体五五％ぐらいが預け先が決まっております。さらに、子供さんたちが学校が終わった後、塾へ行ったり、あるいは習いものに行くというような先が決まっておる子が一五、六％おみえになる、そして三〇％ぐらいの子供さんたちがそのような措置が講じられていないという実態にあるわけでございます。

したがって、先ほどご指摘のありましたようにこれらの子供さんたちをどう守っていくかということが大切なんですございますが、今日四日市におきましては、海蔵、高花平、笹川等、三カ所で学童保育の事業が行われつつございますが、これは主として地域の方々が中心になってやっていたいております。これに対しましては、市の方が助成をいたす、人数によって、その額が五十万、七十五万というように違ってはおりますが、そういう措置を講じているわけでございます。そこで、いまの段階では三カ所でございますが、かつて四カ所ぐらいございました。

これらはそういう需要がなくなりましたので、やめておるといふ実態があるわけですが、なお先ほど指摘のありましたような実態につきましては、今後四日市といたしまして、さらに前進できるように対応をしたいと思います、地域の方々ともご相談を申し上げて、対応をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

次に、老人医療の問題でございますが、お年寄りの数がだんだんにふえていっておるといふことはご承知のとおりでございます。お年寄りのといひますよりは、国民の死亡原因の大部分が脳卒中、心臓病、がんといった成人病で占められておるわけでございます。そこで、本年二月から実施になりました老人保健法によりますと、四十歳以上の方々を対象といたしまして、いろいろな施策が講ぜられるわけでございますが、まず七十歳以上の方には健康手帳を交付いたします。それから、四十歳から七十歳までの方々は定期健診等で問題があるといった方々に対して、手帳を交付をさせていただきます。それから、六十五歳以上の寝たきりご老人に対しても、手帳を交付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、各種の健康教育というものは、かつてこの問題、特別委員会を議会でおつくりいただいて、地区市民センターを中心にしてやるべきだというご提言がございまして、各地区の市民センターを中心にして、先ほどご指摘のあったような定期的な講座ということではございませんが、健康教育を行っておりますし、さらに健康相談、健康診断等も行っておるわけでございます。健康診断は毎月第一金曜日に市民センター及び各地区市民センターを一回ずつ回ってやるということにいたしております。

それから機能訓練、訪問指導などの六項目にわたって保健事業が実施をされることになっておりまして、本市ではこれらの事業を効率的に行っていくために、どうしたらいいかということで、いろいろ検討をいたしまして、衛生課と福祉課で従来実施いたしておりました保健事業を一体化をいたしまして、新たに衛生課に医師一名を委託として採用をいたしました。これらの事業の充実を今後図っていく予定でございます。目標年度を六十一年度と厚生省の方で示されていることでもございますので、これらの事業の整備、充実について、今後格段の努力をいたしてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

なお、老人保健法の制定以来、お年寄りの医療費がどうなったかということはまだ日が浅うございますので、的確にその結果を把握するということはなかなか困難でございますが、五十六年度、五十七年度、五十八年度、それぞれ五月の診療分についてだけ分析をいたしますと、若干ずつ伸びておる、余り大きな変化はないといったのが今日の実態でございます。

なお、これらの制度を通じて、医療事業がどういうふうに進められてまいっておるかということを広報等を通じて、よく市民の方々にご理解をいただく努力も一方でいたしております。皆さんのお手元に健康づくりカレンダーというのをさきに発行をさせていただいたところでございまして、今後こういった面について努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（大島武雄君） 水道次長。

〔水道次長（奥村仁人君）登壇〕

○水道次長（奥村仁人君） 第三問の水沢地区の災害問題につきましてお答えをさせていただきます。思います。

まず第一に、上水道への統合の件でございますが、市内の簡易水道につきましては、ご指摘のように現在では水沢の簡易水道のみとなっておりますのでございます。そこで、厚生省の指導方針でございますが、既認可事業の統合を含む水道計画の促進を図るべく指導を受けておりまして、水沢の簡易水道は昭和五十二年度に水沢野田の簡易水道と合併をいたしました際に、国庫補助事業で施設の増補改良をいたしておりますこと、それから上水道との料金格

差がございますことなどから、地元の住民の方々や簡易水道組合の方々の方では、現在の簡易水道の存続を要望しておられた経緯もあるわけでございます。現行の第三期拡張第五次変更事業の中には統合の計画は入っておりますが、簡易水道の統合につきましては、あくまでも地元簡易水道からの要望があつて進められるものでございますので、今後とも地元の方々をよく協議の上、統合につきまして計画をさせていただきたいと存ずる次第でございます。

それから、第二番目の今後の復旧工事の計画でございますが、今回の水沢の簡易水道施設の被害状況につきましては、先日すでに厚生省に対しまして報告を出させていただきました。厚生省の査定が近いうちにあることと思いますが、この被災をいたしました取水施設についてでございますが、今後原水を安定的に確保するためにも、査定をできるだけ早い時期に着手をさせていただきたいと、こう考えます。また、送水施設の関係でございますが、これにつきましては、道路改良との関係もございまして、今後関係当局との協議、調整を図りつつ進めさせていただきます所存でございます。

それから三番目に、災害復旧費と地元負担軽減の関係のご質問がございました。今回の被害復旧額は約五百五十万と算定いたしておりますが、厚生省の方へそのような報告を出しておりますが、国の査定がまだ終わっておりませんので、現時点で国庫補助額が判明しておりません。したがしまして、これら金額が決定し次第、地元の簡易水道組合の方々とよく協議をさせていただきまして、対処をいたしたいと考えておる次第でございます。

それから、業者の選定の関係のご質問がございましたが、私ども水道工事関係、配管工事につきましては、すべて市の公認業者に工事を施行させておる次第でございますが、災害など特殊なケースにつきましては、今後検討をいたしてまいりたいと存ずる次第でございます。

○副議長（大島武雄君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 農地の、あるいは農業用施設の災害復旧についてお答えを申し上げます。

農地の復旧につきましては、各個人の事業でございますが、それから農業用施設につきましては、水路、道路あるいは頭首工、ため池、そういったものがございます。今回の災害に対しまして、各個所を調査いたしました。また、各個人ともあるいは水利組合等ともよく相談を申し上げてきておるわけでございますが、現在水沢では水路が十四件、道路が四件、頭首工二件、ため池一件、農地二十二件と、現在こういう件数で話を進めておるわけでございますが、施設につきましては、受益者が複数でございますので、団体を通じて復旧個所あるいは事業費について調整中でございます。この復旧につきましては、一件十万元以上につきましては、国の補助がございます。これは農地の場合ですと、国の補助が五〇％でございます。農業用施設は六五％でございます。その補助残の四分の三を市費で負担をいたすことになっております。したがしまして、農家の方の負担は補助残の四分の一ということになります。具体的には農地は農家の方は一二・五％の負担率、施設は八・七五％の負担率と、こういうことに相なるわけでございます。

それから、零細な十万円以下の事業につきましては、市単独事業として市費で農地が八〇％、それから施設は市費で九〇％を負担すると、こういうことでございます。

なお、今後の復旧のスケジュールでございますけれども、これから現地つぶさに測量、設計をやりまして、それぞれ事業費を決めまして、恐らく十一月の上旬ぐらいに国の査定が得られると思っておりますので、国の査定を待つて着工していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（大島武雄君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君） 登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 水沢地域の災害の問題でございますが、建設省所管にかかります道路、河川等の災害でございますが、市全体といたしまして、道路、河川の被害は約十億五千万円でございます。

仮工事といたしまして、緊急に対処する必要があるところにつきましては、すでに地元の業者に要請いたしましたので完了いたしておるわけでございますが、今後十月の末から十一月初めにかけて、建設省の災害査定を受けるわけでございます。これによりまして、本復旧の額が決定するわけでございます。三ヵ年計画で復旧するわけでございますが、二ヵ年で完了するように努力したいと思います。以上でございます。

○副議長（大島武雄君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 それでは、ご通告の順序に従いまして、質問させていただきます。

初めに、「活力ある高齢社会を目指して」について、まず急がれる高齢社会対策の確立についてであります。わが国人口の高齢化は平均寿命の伸長と出生率の低下と相まって、世界に例を見ない速度で進行しているのです。厚生省の推計によりますと、六十五歳以上の老人の総人口に占める割合が、昭和五十五年九・一％から昭和七十五年には一五・六％となり、特に三十四歳から三十七歳の世代の方々が六十五歳に達する昭和八十五年から九十年ごろには約二〇％となり、五人に一人が高齢者という超高齢化社会になると発表されております。これに伴い、生産年齢人口の社会的扶養負担比率は現在の七人で一人の割合から昭和七十五年には四人に一人となり、さら

にそれ以降は三人で一人を扶養することになり、二十一世紀はまさに老人問題の世紀とも言われておるのであります。生産年齢人口がそれほど減少しない今の段階から、高齢社会の到来に備えて、その推移を正確に予測し、対応を着実に進めなければ、わが国の経済、社会の活力を維持することはとうていできなくなってしまうと思っております。したがって、四日市市における未曾有の高齢社会を乗り切るためにも、その推移を正確に予測し、その対応策について、また山積する課題について、積極的に取り組んでおられるか否かをお尋ねいたします。

次に、高齢社会に対応する視点と基本的方途についてであります。高齢社会への移行をスムーズにし、かつ健全な社会的、経済的發展を実現していくことに最大限の努力を払わなければならないと思っております。高齢化社会を迎えることは長寿を願ってききました人類にとって、大変喜ばしいことには違いありませんが、しかし一方では、出生数が減少するというアンバランスになっていくだけに、先ほども申し上げましたように、人口中に占める高齢者の比率が高い社会が訪れようとしていくのであります。

先ほども同僚の益田議員より老人医療の問題で指摘がありましたように、さらに年金にいたしましても、財政上の問題を初め、日本の活力が失われるのではないかと心配されている声も大きいのであります。よく言われますように、大人三人で一人の老人を養うような年齢構成が訪れたならば、大変な時代になることだけは想像できるのであります。

そこで、私は先日三重健康管理研究所の医学博士坂口力先生と三重大学医学部坂本弘教授とによる、「人生八十年は壮年期の拡大か、老年期の延長か」と題しての対談を読ませていただきました。中に、年金が大変になる、医療費が増大する、経済が衰退するといった議論はまさしく長生きする長寿について老年期の拡大という考え方から出発している、つまりお年寄りの集まりであるという発想からであると話されておられます。したがって、発想の転

換をしていただき、寿命の延びていくことは、老年期が長くなったと理解すれば、暗黒の時代になりかねないが、その考え方を改めていただき、壮年期の延長、つまり長くなたと理解すれば、バラ色に見えてくると対談されておられるのであります。坂本先生は医学の専門的な立場から、生理的な暦の上での年齢をいつまでも若く保つことは限度があるが、戦前と比較しても、それほど若返ったわけではないが、ただ生活環境、労働環境を変えれば、さらに適当に体力を用いるようにしてやれば、壮年期が延長したのと同様な労働期間の延長を達成できるとの話であり、まことに未来に希望を持つべき話題であると思うのであります。いかがですか、市長のご所見をお伺い申し上げます。

幸いに、当市においては市長の英断によって、去る昭和五十五年八月よりシルバー人材センター高齢者事業団の発足を見ており、約三年有余大変好評であり、成果を上げられておられるので、時宜にかなった施策のたまものであると感謝申し上げます。対談の結びとして、老化防止は格言のごとく「過ぎたるは及ばざるがごとし」で、適当に体を使うこと、高齢者が働きやすい職場づくりが高齢者の生きがいを保障する、活力ある社会建設の一端になると確信するものであります。結果的には壮年期が拡大されていくことになるかと結ばれているのであります。

市長初め理事者の皆さんもさらに議員の先生方も視点のとらえ方として、壮年期の拡大としていく考え方が必要であると私は強く訴えるものであります。二十一世紀に向かって、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、若い世代と高齢者との連帯の強化についてであります。

高齢社会問題は高齢者のみにとどまらず、若い世代のあすへの課題でもあると思うのであります。高齢社会への対応を進めるには、世代を超えた共通理解と連帯が不可欠の要素ではないかと思えます。たとえば年金等の負担と給付の問題についても、理解と連帯感を醸成する中で合意を形成する必要性を強く感ずるのであります。ゆえに、若

い世代に訴えていかなければならないと思うのであります。日本がいま本格的な高齢化社会に突入しつつあるという情報を耳にしない人はいないと思えますが、それが一体どんな社会であるかという点になりますと、一般の人々の認識の度合いはまだまだ浅いように思われてならないのであります。特に、若い世代の人たちにその傾向が強いと思うのであります。たとえば、いまの日本は福祉国家への道を歩んでいるから、税金さえちゃんと払っておれば、年老いた両親のめんどうなどは国が見てくれるだろうから、また自分自身の老後と同じ理由によって、最低限度は国や地域社会の世話によって、何とかなるだろう、なるはずだなどと楽観視しているように思うのであります。私はこんな考え方はほとんど見当違いもはなはだしいと思うのであります。日本にこれから訪れる高齢化社会の現実を決して甘いものではないと私は強く感じる者の一人であります。仮に高負担、高福祉の国民的合意が守備よく得られたとしても、今後激増する高齢者の老後をすべて保障することなど、とうていできるものではないと思うのであります。それどころか、早急に適切な対策を講じられない限り、国がめんどう見てくれるんだなどと楽観的に考えている間に、想像もできないような長命地獄が出現すると思えます。たとえば、ぼけ老人と言われている、弱ってきて、死ぬに死ねないという老残者がちまたにあふれ、活力が全く失われてしまう老衰し切った社会になってはならないと思うのであります。したがって、一自治体の四日市市といたしましても、避けて通ることのできないこの問題につきまして、市長並びに福祉部長としてのご所見並びに施策についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、未永・本郷土地区画整理事業と同区画整理事業を考える会との対話について、お尋ねいたします。

初めに、区画整理事業は公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図るを目的とする明るく住みよい町づくりでなければなりません。土地区画整理事業は終戦後昭和二十一年ごろ戦災復興のために、逐次行われてきたのであります。聞くところによりますと、四日市市では約六千五百ヘクタールが市街化区域に指定されており、

そのうち区画整理事業により市の中心部を初め、西浦地区、浜田第二地区など、十六地区約六百七十ヘクタールが整理されたとうかがっております。このたびの末永・本郷地区の区画整理の話も昭和二十一年戦災復興のときに、橋北地区の浜一色町とともに区域に含まれるように予定されていましたが、事情により含まれるに至らなかったようですが、その後昭和四十四年に地区連合自治会から区画整理事業の早期推進についての陳情を受けて、説明に入り、昭和四十九年には一時盛り上がりも見られましたが、いろいろの事情もあって、ひとまず延期となっていったのであります。昭和五十六年に区画整理による明るい町づくりの構想を立てるため、地区の診断調査と銘打って、アンケートによるA調査が実施され、引き続き昭和五十七年には現況測量、基本計画としてB調査と建物調査が実施されたのであります。

さらに、今回初めて地元住民に対して昭和五十八年四月二十五日から三十日までの六日間、説明会が開催され、延べ二百九十七人が参加して、初めて区画整理が行われることを知り、それまで区画整理が何物かをほとんど知らなかった地区住民の方々がその実態を少しずつ知るに及んで、わが身の宅地並びに家屋に思いをはせるがために、考え方の基本の違いから、また長年住みなれた居住年数の重さと環境の壊れを感じて、次第に区画整理反対の声が広がり、このたび稲本里登さんを会長として、末永・本郷土地地区画整理事業を考える会が発足され、二百四十名の会員の代表の方々が三重県知事並びに四日市市長に異議申し立て、意見書の提出、陳情を行っていることは連日のマスコミの報道によって、すでに皆さまご承知のとおりでございます。今議会におきましても、考える会の方々から請願書が出ておりますが、署名数千百一名、四百四世帯で、ちなみに末永・本郷地区人口は千六百九十三名、五百六十二世帯の構成中、人口で六五％、世帯で七二％の方々が考え直してほしいとのことですが、いかがですか、お尋ねいたします。

昭和五十六年五月ごろより地区自治会長初め、組長さん方にたびたび説明並びに連絡されておられたようですが、ストリートに地区住民の方々に詳しく伝わっていなかった欠陥が今回の騒ぎになったのではないのでしょうか。先日もある会の代表の四十数名の方々と坂倉助役を中心として、職員の方々との対話集会に出席させていただきましたが、それぞれ基本的に考え方の違う方々が譲り合うこともなく、次元の違う立場で幾ら長時間かけて話し合っても、平行線をたどるばかりで、最後は人間として感情動物のあらわれとして言葉じり、ニュアンスの違いで口論ばかりとなり、お互いに理解し合う説明会とはならないと感じたのであります。

そこで、私は市長初め理事者並びに職員の方々にお願い申し上げたいと思います。皆様方は条例のもと、それぞれの縦割り行政のもと、職責を全うするため、忠実に任務遂行に努力されていることは認めますが、いま一度地区住民の生の声を謙虚に聞いていただけるように、発想の転換をお願い申し上げます。いかがですか、市長のご所見を願います。

また、市長よりこの際、考える会より提出されている請願書の趣旨をよくご理解をいただき、地区住民の納得いく十分な説明、協議を尽くすまで、これ以上強硬に区画整理事業を進めていかないことのお約束をいただきたいと思っておりますが、いかがですか、お尋ねいたします。

なお、この際私は考える会の方々にもお願いがございます。それぞれの立場に立って、代案ともなるべきご提案をいただくことができ、コミュニケーションを深め、最大公約数の中で二十一世紀に向かっての町づくりとしていただければ、幸甚の至りでございます。

次に、議会ごとに叫び続けました諸問題であります。まず初めに近鉄塩浜駅西口開設についてであります。

同じ党派の前議員の松島さんが十数年来在職中に地元住民の立場に立って叫び続けてこられた問題であります。

が、このたびに予算も一部つきまりましたが、今後の開通までの時期についてお尋ねいたします。

西口開設がもたらすメリットはいま中里住宅跡地の宅地分譲と並び建て売り住宅を開発公社の手によって行われておりますが、いまだに不振の状況にあると仄聞しておりますので、これが解決の糸口になることを願うものであります。したがって、現在のその中里開発の状況、その後の方針について、ご計画についてお尋ねいたします。

さらに、国鉄四日市駅周辺の再開発についてお尋ねいたします。

五十六年九月、五十七年三月と六月の議会ごとに叫び続けてきておる問題であります。新道通りの調査費もついたように聞いておりますが、その後はいかがですか。

坂倉助役より、国鉄四日市駅の十階建てビル構想をお聞きしてから、その後はどのように進んでおるのか、お尋ねいたします。やはり、四日市市の発展は四日市港を通して、国鉄四日市駅周辺が再開発されて、人の流れを港方面へ集めることのできる施策が必要であると感ずる者の一人であります。十階建てビルの中に水族館並びに中央の地区市民センターが余りにも離れているというお声もありますので、こちらの方にも地区市民センターとまた物産館等、いろいろとレイアウトをする必要があると思えますが、いかがですか、お尋ねいたします。

なお、商店街の若手の方々でプロジェクトを組んでご討議願っていることも聞き及んでおりますが、資産の償却や消費の流通やいろいろな難問を抱えて、なかなかはかどっておられない様子でございますが、私はやはり国鉄四日市駅を民衆駅に建て直して、近鉄四日市駅周辺との点と点との拠点として、それから線を引いていく開発こそ急務ではなからうかと思えます。幸いに、四日市中央通りのロータリーも時代の趨勢に押されて、改造されるために百万円の調査費もついたやさきですので、大いに考えていただきたいと思えます。

次に、事務改善委員会について、さきの議会で市長は地区市民センター館長の権限を強化していき、そして地域の皆さん方と随時対応できるような体制をつくり上げていくには、どうしたらいいかということについて、今後五十七年中に検討して結論を出していきますと答弁をいただいておりますが、いかがですか、お尋ねいたします。

最後に、福祉行政について、高齢化に伴い、寝たきり老人に対するヘルパー派遣制度共済方式についてをお尋ねいたします。

さきの議会でご提案申し上げた件でございますが、昭和五十八年三月二十三日埼玉県川口市に担当職員を派遣してご調査いただきましたが、その後の様子並びにわが四日市に取り入れるお考えがあるのかないのかお尋ねいたします。第一回の質問といたします。

○副議長（大島武雄君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

○副議長（大島武雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず最初に、高齢化社会についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のありましたように、だんだんに高齢化社会にさらになっていくことでございますが、本市の状況で見ます限りは、本年四月一日現在六十五歳以上の全人口に占める割合が九・二％でございます。過去十年間でこれが一・四倍に増加をいたしております。六十年にはさらに一〇％、さらに六十二年には一〇・四％ぐらいになっ

午前十一時五分再開

ていくであろうということで、この傾向は大体国の傾向とほとんど同じでございます。

全国の平均寿命というのが、男七十五歳、女八十歳代にいいよなろうということですから、お年寄りの問題は、ただお年寄りの問題ということだけでなしに、全国的課題であると言っても差し支えないかというふうに思うんでございますが、これは、私どもが子供のころ、小学生のころでございしますが、人生五十年ということがよく言われておりました。それに比べますと、今日では大体人生二十五年ぐらいは延びていつていないだろうかというふうに考えております。したがって、昔は若年寄りでありますとかいうのが、四十歳代くらいですでにそう言われておった時代が、私どもの地域社会ではございました。しかし、現状ではまず、三十歳代、四十歳代というのは、むしろ青年期といつてもいいくらいでございます。壮年期というのをどう解釈するかでございますが、実際、社会の第一線において活動できる年齢というのは、私はやっぱり七十代の前半ぐらまでは皆さんご活躍なさっておみえになるんじゃないかと、かように思っておるところでございます。したがって、老年期もそれ以降というふうに考えても差し支えないんじゃないだろうか。しかし一般的には、七十歳代以降を老年期として各市の行政施策が講ぜられている、あるいは特殊な場合に六十五歳というふうなことになるんじゃないかというふうに思っております。

したがって、お年寄りというのをどこで考えるかということでございますが、七十代ぐらいうところで見当をつけまして、さらにそれが延びていくわけでございますから、やっぱり一番大切なことは、健康を保持していくと。そして、さらに社会的に活動できるように努めていくと。いわゆる自助努力が必要ではないかというふうに思っております。

もちろん今日では、それだけの寿命が延びたということはいろいろなことが影響してきていると思いますが、中にはやはり、労働形態がかなり過去、戦前とは今日大いに違っておるといふ実態がございます。したがって、かなり年配になられましても、社会的に活躍のできる時代になってきておるといふことは、疑いない事実でございます。この状況にマッチをさせるために、定年制の延長というようなことが行われておるわけでございます。つい五、六年前までは六十歳定年といったんでございますが、今日では六十五歳定年とさえ言われるような時代になつておるわけでございます。

したがって、やはり一番大切なことは、七十年代ではいわゆる老人保護ということが言われておりましたが、そのための施策が行われてきた。しかし、今日八十年代では、ただそれだけでは生きがいのある余生を送っていたくわけにはいかぬだろうということで、もちろん行政もこれに加わってまいるわけでございますが、まず個人あるいは家庭、地域社会全体で、お年寄りの方が生きがいのある社会生活を送っていただくような施策を講じてまいる必要があるかというふうに思っておるところでございます。

そのためには、第一番目には健康ということでございますが、第二番目には生きがいのあるということになりますと、やはり社会参加ということが必要ではないだろうか、そういう意味合いで、たとえばシルバー人材センターでございますとか、あるいは各種の講習会、あるいは今度計画をいたしております熱年大学などというのもその一環でございます。その中には特別な講座として若い方々にも聞いていただくという講座を盛り込んでおるわけでございます。この問題で最後にお話のありました若い世代との連帯の強化ということ、まことにご指摘のとおりでございます。きわめて必要なことだろうと。いまこの老人保健法にいたしましても、あるいは年金の問題にいたしましても、若い方々のご負担、これを税金で負担するにいたしましても同じことになるわけでございます。したがって、私どもはこの若い方々との共通の理解の輪をつくっていくということがわれわれにとって必要なこ

とではないかと。そうして、お互いを理解し合うことによって連帯意識が高揚されていくんではないだろうか、私はこういうふうに考えております。

特に、今日問題になりますのは、やはり核家族化の問題ではないだろうか、そういった意味で家族構成といえますか、家族間の再構築というようなことが必要ではないかというふうに思っております。そういったような方向で、今後努力を続けてまいりたいというふうに思っております。各種のいろいろな施策等々につきましては、別途部長の方からお答えをさせていただきますが、私の考え方、気持ちというのはそういうところにあるというふうにご理解を賜りたいと思います。

次に、第二番目の末永の土地区画整理事業でございますが、これは結論だけ先に申し上げますと、やはり何といたしまして、これらの事業は住民の方々の理解、賛同がなければできない仕事でございますので、私は十分に時間をかけながら、いままでも出されたご意見をいま集約をいたしております。これを分析をした上で、国、県等の指導を得ながらも一度検討をし直しますとともに、住民の方々の理解、ご賛同が得られるように今後時間をかけて努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それからもう一つ、最後の事務改善の問題でございますが、特に地区市民センターの館長につきましては、予算執行権限につきまして、枠の拡大を図ってまいりました。たとえば、教育需用費については一件五万円ぐらいまでということ、規定も制定をいたしてやっておる段階でございます。

なお、これらのことにつきましては、まだまだ不十分な点がございしますので、さらに検討をしながら権限の委譲を図ってまいりたい、かように考えておるところでございます。

私からお答えしなかった点についてはそれぞれ担当の方からお答えさせていただきます。

○副議長（大島武雄君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の第三番目の問題についてお答え申し上げます。

まず、塩浜駅の西口を含めた立体化の問題でございますけれども、本年度すでに事業費を二千万円、今議会です算計上し、お願い申し上げておる次第でございます。これにつきましては、ただいま鉄道側とその構造等につきまして、あるいは費用負担について話を詰めておる段階でございます。一応のめどを六十年度に置いていきたいというふうに考えております。

それから、それに関連いたしましたして、中里の住宅開発の問題でございますけれども、すでに約二分の一程度の処分を終えまして、本年度は建て売り住宅の処分に当たっておりますわけでございますが、いまのところまだ残念ながら応募はないという状況でございます。

しかしながら、条件整備の一環といたしまして、中里の公園緑地の整備をなお一層充実していこうというふうに思っておりますし、塩浜駅の西口の開設も地域の利便性の向上といった意味で、一層努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、国鉄四日市駅周辺の問題でございますけれども、これにつきましては、ただいま新道の活性化を目指しまして、すでに本市の都市計画課と地域の方で新道通り研究会というものを設けまして、昨年十一月より毎月お話し合いを進めておるところでございます。

本道路の整備の考え方でございますけれども、まず明るく、緑を多くしたいという考え方でございまして、この考え方をもとに諏訪公園から旧港までを連係をとった道にして、その周辺の商店街を活性化していきたいと、こう

いうふうな考え方でおります。そこで道路のモータリ化につきまして、地域の住民の方々のご理解が得られれば、五十九年度にも一部事業の着手をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それに関連いたしまして、国鉄四日市駅周辺の再開発の問題でございませうけれども、現在駅東、駅西を含めまして、いろいろ地元の方と協議を行っておるところでございませう。ただいまは本町の商店街の役員の方々いろいろなご説明をしておるわけでございますが、その中でいろいろ取り上げられている問題は処分価格とか権利証についての取り扱いについてご質問もございませうし、また細部の資料等の提出方の依頼も受けておるところでございませう。また、地元の方々も地元サイドでいろいろ検討、協議もしていただいておりますので、今後も役員の方々と十分に密接な連絡をとりまして、ご理解、ご協力が得られれば、地域組合事業として開発が行われるものというふうにおられは思っておるところでございませう。そこで、市がこれからのような形で参画をしていくか、ただいまいろいろ諸施設についてお話がありましたら、今後検討してまいりたいというふうにお思っておるわけでございませう。以上でございます。

○副議長（大島武雄君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 活力ある高齢化社会を目指してのご提言に対しまして、市長から先ほどお答えがありましたら、特に福祉担当者とのご指名もありましたので、一言申し上げます。

高齢化社会への対応は、単に福祉行政の中で進められるより、壮年期の拡大というご指摘のような観点から、一般行政施策の中で取り組まれる面も非常に多いかと思うわけでございませう。福祉といたしましては、老年期の人たちがそれぞれ人生を全うしていただく、自己実現をしていただく。そのために健康を守り、生活維持に努め、生きがいを高めてもらうということにあると思っております。特に、社会的に恵まれない一人暮らしや寝たきり老人の方々の増加も今後とも見込まれることではございませうので、そうした方々に対して特にきめ細かな福祉サービスに努める必要があると思っております。

医療や年金等につきましては、その負担に大変厳しい予想がされておりますのはご指摘のとおりでございます。福祉担当者としていたしまして、実感的に課題意識を持っておるわけでございませうが、こうした保障的な制度につきましては、国のコンセンサスのもとにおける対応にまたなくてはならないと思っておりますが、地域福祉としての福祉施設の建設、あるいは福祉サービスについては、市としての施策に非常に高い比重がございませう。特に自助努力を、あるいは家庭機能、あるいは地域社会の連帯の高まりを期待しながら、効果的、効率的な施策推進に努めてまいりたいと思っております。幸い、市町村社会福祉協議会がさきの国会で法的に制度化されました。現実に福祉事業の一端として認められた形になったわけでございませうので、その地域サービスの拠点的な機能と共同しながら、市民の主体的参加あるいは若年層の理解と参画に努め、高齢化社会に耐え得る施策の方向づけを模索してまいりたいと思っております。

次に、第三番目の議会ごとに叫び続けた諸問題の中の社会福祉コミュニティ制度についてでございますが、川口市で実施に入ったということでございます。川口市は在宅福祉の充実のためにホームヘルパー派遣事業を市民の相互扶助、市民参加による共済制度によって拡充していこうというのがその中心的な課題であると理解したわけでございませう。本市においては川口市と比較しまして、ホームヘルパーの事業は相当に整備されているということで自負しております。さらに本年度より、各地区内ケースを担当するホームヘルパー派遣制度を社会福祉協議会に委託して実施に入りました。市民参加のもとにいつでもヘルパーが利用できるということである

充実に努めておるわけでございます。そうした考え方そのものは、まさに川口市の基本的な考え方に相通じていると思っております。そんなわけで、この川口市の調査をいたしまして、意を強くしまして、今後とも地域に根差した市民参加の福祉サービスの充実に努力してまいりたいと思っておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（大島武雄君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 ご答弁ありがとうございます。

最初の活力ある高齢化社会を目指しての市長のご答弁、私の考えと相通するものがありますので、ひとつそのもとにがんばっていただきたい、このように思います。

それから、末永・本郷地区の区画整理事業を考える会の問題でございますが、どうもそれぞれの立場を重んじ過ぎるのも結構ですが、やはり私は住民サイド、これに基づいてひとつ皆さん、理事者もその立場になって、じゃ、こういうふうにとり耳を傾けていただきたい。過去におきましても、八千代工業進出問題でもやはり一部の自治会長の……という経過もございますし、さらに河原田の新化製工場の問題につきましても、前々からくすぶっておる問題を根回ししないために、売った買ったのときの話をもとに戻っての裁判さだ。さらにはリージョンプラザの難航した問題、今後また近鉄四日市駅西における工業高校跡地の問題、先ほど坂倉助役にも申し上げました中里の売れ残りの問題等々、もう数限りはございませんが、さらに新道のその問題にしても、商店街の人だけで住んでいる自治会をばだしにすると、こういうことでやはりいろいろ研究されたことをその都度地域にも、こういう考えあるけどどうだという下まで入った話をとことんまでしていただくまでは発表しないと、こういうふうにしていただ

かないと、先ほどの問題もこじれてこじれて、エスカレートして、末永地区におきましても、このように課長との応対がうそ語録としてあらわれております。だから過去においても、末永地区は県といろいろの立ち退き問題、いろいろの改造問題でだまされた、取られてしまったと、こういうことで恐怖におのいておるわけです。市長もいろいろといままでのを整理して研究されると言われますので、ひとつこれもご参考にして篤と聞いていただきたい、このように思います。

それから、先ほど福祉部長からヘルパーの問題、非常にこちらもやっておるということですが、やはりボランティアの活動においては普通の子供を預かっての事故じゃないですけど、事故が起きたときのいろいろ補償という問題、きょう日ボランティアだけでは済まされない問題が出ておりますので、その点相互扶助の精神に立って共済制度を見直し、考え方をいま一度進めていただければ幸甚と思えます。このヘルパー制度につきましても、国が保障しておりますけど、とてもなかなか追いつかない。きょう日のこの物価高、いろいろ問題においてそのボランティアの精神はあっても、なかなか現実的にはそううまくいきませんので、その点ひとつ考えていただきたい、このように思います。

あっちこっちいたしますけれども、いずれにいたしてもひとつ真剣に取り組んで、二十五万市民が安心して暮らせるよい環境づくり、また市長の施政方針のとおりお互いが話し合ってコミュニケーションを深める施策を行っていただきたいことを要望して終わりたいと思えます。

○副議長（大島武雄君） 谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 市民の代表としてこの壇上に立たせていただいた感激とその責務の重大さを痛感すると同時に、今回初めての質問登壇とあって若干興奮をいたしております。失礼な内容があればお許し願いたいと思います。理事者の皆さん、先輩議員の皆さん、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして三点ほどの質問をさせていただきますが、四点目の内容については要望にとどめたというふうに考えておりますので、よろしくご配慮願いたいと思います。

その一つとして、四日市工業高校跡地利用の問題であります。四日市工業高校が移転後すでに一年を経過しうといたしております。この間、都市再開発特別委員会あるいは都市計画協会が中心となり、いろいろな討議なり研究がなされてまいりました。私は、かねてからこの問題について多大の関心を持っておるものでございますが、先般の議員説明会において当局が説明された内容については、遺憾ながら多くの疑問を持たざるを得ないのであります。特に感じますことは、その構想がすべて外部組織によって形づけられ、市当局としての主体性がないように思います。また、多く市民の願いがどこに生かされようとしているのかという点であります。このような観点から、私は市長のお考えをお伺いしたいのであります。

私は、この四月の選挙において、市内各地二十数カ所において市民各層の方々との懇談会を持ちましたが、その中で必ずといってよいほど出てきた共通テーマとして、あの四日市工業高校の跡地利用の問題であります。市民各層の方々がいかに大きな関心と注目を集めているかということであり、そこで私は、この問題を大きく重視し、逆に、皆さんはどのように利用したらよいと思えますかと尋ねてみたわけであり、共通して返ってくる言葉として、単純な答えかもしれませんが、オープンスペースの確保と同時に四日市中央公園としてりっぱな公園をとというような共通的な答えも圧倒的に多いのも事実であります。私は、このような単純な答えがいまの世相を物

語っているような気がいたします。確かに財政上の問題あるいはその他のいろいろな諸条件があると思えます。しながら、市に公園が必要なのは言うまでもなく通路や広場と一体となってその都市の骨組みを形づくり、また都市の外周にあつて、市街地が無秩序にスプロールしていくことを防ぐことだけではなく、良好な風致景観を備え、地域環境をつくつて、自然との触れ合いを通じて、心身ともに豊かな人間形成に役立たせるためだと思えます。

さらにまた公害、災害の発生を緩和し、災害ときの避難、救援活動の場となる場所であり、緑の樹木は大気を浄化し、浮遊ばいじんをとらえ、防音、遮熱に役立つなど、多様な機能を持っております。また、ますます予想されるであろう過密な人口都市生活の中になくならない施設だと思えます。また、都市というものは何十年もあるいは何百年も長い時間をかけてだんだん形づくられていくものであつて、芸術的製作品のようなものであり、その都市の性格もまた何十年も何百年も、そのときによっては何千年もの長い時間をかけて特徴づけられていくのだと思えます。この創作の主役になる人間も何代あるいは何十代にわたり、そのときどきの社会的、経済的あるいは政治的環境条件のもとでつくられていくものだと思います。今日のような低成長時代において、量から質へ、物から心へとという住民意識の価値観の変化に伴い、住民一人一人の大きなコミュニティーあるいはコミュニケーションの場としてゆとりある、安らぎの居住環境の整備は、人間と自然の共存と調和の上に欠かせない条件だというふうに思います。

そこで私は、いまいろいろな外部要因によって取りざたされておるのも事実であります。加藤市長の力強いリーダーシップがどうしても必要であり、また行政は市民一人一人とともに歩むという原則の中から、幅広い市民の声に耳を傾け、早急に結論を出す必要があると思えます。以上、いろいろと申し上げましたが、質問のポイントとしては、市民の意向をどのように反映した構想にまとめるのか、また年内に必ず決着をつけ得るという自信が

なにかどうか、市長のご所見をお伺いしたいのであります。

二点目に、公園整備状況と現状についてであります。すでに第三次基本計画を見てまいりますと、確かに数字的には市民一人当たり六・二平米、全国平均の四・二平米を上回っていることは事実であります。しかし、個々の内容について公園設置指導標準に対比してまいりますと、たとえば基幹公園の中で児童公園は、設置標準で〇・二五ヘクタール以上と示されておりますが、四日市の場合一ヵ所当たりの平均面積は〇・一七九ヘクタールであります。同じように近隣公園は二ヘクタール以上に対して一・八八であります。地域公園の場合についても四ヘクタール以上に対して三・四五ヘクタールであります。総合公園は十ないし五十ヘクタールに対して十四・三であります。運動公園は十五ないし二十五ヘクタールに対して十一・六ヘクタールであります。その他特殊公園等いろいろありますが、一ヵ所当たりの面積は小規模のものが多く、公園の規模、種類その数についてはいろいろな見方もあると思いますが、私は四日市が三重県下最大の都市としてそれにふさわしい総合公園を設置して、市民の憩いの場として利用できると同時に、市のイメージアップ、ひいては将来の発展につなげるべきだと考えますが、一点目の質問と関連する中で、市長のご見解をお伺いしたいのであります。

三点目は、オーストラリア館の改装とその予算設定の時期であります。

この問題については、すでに前回の六月議会において後藤長六議員から霞ヶ浦緑地全体の活性問題として提起されました。私たちもまた周辺地域住民の方々も大いにこの構想については賛同するものであります。そのときの市長の答弁の中に、オーストラリア館については一億円程度の予算設定を見る中で、何らかの方策を考えたいということも明らかにされたわけでありますが、その予算設定の時期と改善内容についてお伺いしたいと思います。

四点目の内容については、前段お断りいたしました。要望にとどめさせていただきます。羽津地区の排水路及

び道路整備状況についてはなお多くの課題を持っておりませんが、すでに先輩議員の努力により鋭意改善をされております。私からもこのような内容については、今後引き続き努力を図られるように、切に要望をいたしまして、一回目の質問を終わります。以上です。

○副議長（大島武雄君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の四日市工業高校跡地の問題についてお答えをいたします。

これは、過日の議員説明会でご説明申し上げたのでございますが、若干問題提起の仕方が適切でなかったくらいがありますので、皆様のご理解を得るには至らなかったというふうに思っております。この点まことに申しわけないというふうに考えているところでございます。この工業高校跡地の利用については、五十五年以来いろいろ検討会を持ってやっております。すでに五十五年から五十六年にかけて、地域、地区あるいは商業、消費者の方々あるいは交通関係の方々、労働組合関係の方々、青年団の方々、婦人会の方々等々、各界各層の代表者の十九名によります跡地利用懇話会を開催して、いろいろなご意見を集約を得たところでございます。そのご意見を集約いたしますと、公園広場あるいはショッピングモール、産業貿易センター、駐車場、博物館、スポーツセンター等の立地というようなことが言われたのでございました。その後、都市計画協会に専門的に調査をお願いいたしました。どの程度のそういった施設内容にしたらいいか、あるいはそのレイアウトをどうしたらいいかということについての研究会を重ねてまいりまして、一応この都市計画協会の調査は終わりました。ご提言をいただいております。

なぜこのようなことをやったかと言いますと、これらの事業をやるにいたしましたしすべて国との関連になって

まいりますので、その辺のことを配慮したのでございます。これらの意見等を踏まえまして、実は議会で都市再開発特別委員会というのを昨年度特につくっていただきまして、そこで種々ご意見も賜り、ご審議を願ったところでございますので、これらのご審議、ご意見をもとにいたしましたしまして、具体化の方向に進めてまいりたいということで、まずゾーン計画としてお話し申し上げるべきところであったわけですが、実はご承知のように、この土地は県有地になっております。そこで、県の方ではできるだけ早く財源化したいということで、買ってほしいという話が出てまいりました。事業計画もできていないのに、私の方でただ何となくこれを買いたいということも非常にむずかしいでございますし、さらにこの地域の価格がかなり高価なものにもなる。もう一つ言えば、この地域は過去のいきさつもございまして、市が寄附をしたという土地の問題もありますし、その後これを移転をする際に、県、市の間で覚書の締結をいたしておる。こんなようなことがございますので、これらを踏まえて県との間に意見調整をする必要があります。したがって、県との意見調整をするにいたしまして、県の方でもこれらの跡地をどう活用していくのが四日市にとって一番いいかということを当然に考えなければならぬことでございますので、県の方にその申し入れをいたしまして、県の方では総務部長を中心に企画あるいは建設関係あるいは生活環境部等々が入りまして、プロジェクトチームをつくってもらっております。そこで緊急の課題として、一、二出された問題がありまして、それはそれで別途ご説明申し上げるのが筋であったと思うんですが、中に組み込んだような形でご説明を申し上げてしまったと、こういった点で私は過日の説明会というのが実は多少間違っておったというふうに考えておるわけでございます。いまゾーン計画だけをつくっておるわけでございますが、このゾーン計画等についてまた特別にやはりご審議をいただく必要があるかというふうに考えておりますので、議会の方に特別委員会を設置していただかせませんかということと議長を通じてお願いをしている段階でございます。

したがって、過去の問題、あるいは過ちは過ちとして訂正をしてまいるといたしまして、できるだけ早くという県の意向もありますので、拙速になってしまったんではいけないというふうに思いますが、私は年内にいたしますか、年度内いっぱいぐらいで案がでないかなというふうにいま思っておりますのでございます。できるだけ急いでやるように県とも相談をしながら、また議会の皆さんのご意見をちょうだいしてこの問題の解決に当たってまいりたいと、かように考えておるところでございますので、この上とも皆さん方のご理解とご支援とを賜りたいというふうに思う次第でございます。

次に、公園整備でございますが、確かに質の高い公園整備を図ってまいる、ただ広場があればいい、あるいは木があればいいと、あるいは遊具があればいいというだけでは私は本来の意味での公園整備にはまだほど遠いというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、地域の皆さん方のご要請もありますので、それぞれの地区公園ということになりますと、やはりこの地域の皆さん方のご要請も踏まえながら措置をしてみたいらねばならないかというふうに思っておりますのでございます。

一方、総合公園ということになりますと、実は中央緑地あるいは霞ヶ浦の緑地公園、さらには南部丘陵公園でありますとか、あるいは北部では山村ダム周辺、それに引き続きまして今度は県営でお願いをいたしておりますが、北勢中央公園の計画等々がございます。しかし、いずれの公園をとりましても、同じような性格の公園になっておるといふ点で若干考えなければならぬかなというようにおもうのでございまして、今後よく研究をいたしまして、ふさわしい公園づくりに向かって進んでまいりたいと思っております。

次に、オーストラリア館についてでございますが、これは実は、予算設定の時期と改善の内容ということでござい

いますが、まずあのキューイングスペース、吹きさらしになっておる円型の広場でございますが、あれを吹きさらしのまましておったのではなかなか活用が思うように図られていかないという実態がございます。ご利用になる回数には毎年大体同じぐらいでございますが、年間二十回以上ご利用になるといことはほとんどないわけでございます。したがって、何かあればシンボルタワーみたいなかっこうで現段階では終わってしまっておると。何遍も議会でご指摘がありました。財団法人で管理をいたしておるわけでございますから、いまその財団法人の方に、これぐらいの予算でやるぐらいの考えでないといけませんよと。したがって、キューイングスペースを何とか囲って、かつまたあの周辺とマッチした活用方法を考えなければいけない。それにはやはり若干の、小動物等をあの周辺でセットをしていくということも一つの考え方ではないだろうかというようにお思いながら、いま事務局の方にお案を検討をさせておるといふ状況でございますので、いましばらくお時間をちょうだいをいたしたいというふうに思うところでございます。

以上、三点についてお答を申し上げます。

○副議長（大島武雄君） 谷口廣陸君。

〔谷口廣陸君登壇〕

○谷口廣陸君 どうもご答弁ありがとうございます。

四日市工業高校の跡地利用の問題については、昭和五十五年以降相当な歳月をかけて検討された内容について、あるいは事実について私は否定するものではないわけでありまして、本市としての将来設計の上からいわずに小異を捨てて大同に立つというような中から、市長の英断がどうしても必要ではないかというふうに考えます。また、市民各層の素朴な期待というものも市長がこの成案の中にどう組み入れていただけるかということが私はす

べてではないかというふうに考えます。よろしくご配慮をお願い申し上げます。

また、オーストラリア館の問題については私もいろんな内容を聞いておりますが、早急にお答えを申し上げますけれども、できれば次回ぐらいにはきちっとした予算設定の時期についてご回答をお願いしたいと、このように思っております。

以上、要望にとどめまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（大島武雄君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時一分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 新風クラブの野崎でございます。通告に基づきまして、清掃事業に関するご質問を申し上げます。何分、本会議におきまして初めての質問の場でございますので、失礼なことを申し上げますが、何とかとぞよろしくご指導を賜りますようもってお願いを申し上げます。

現在、当市が県下最大の二十六万都市として着実な発展をして今日に至っているわけでございますが、二十六万市民は市の発展を願うと同時に、清潔で快適な町での生活を願っているものでございます。清潔で快適な環境での生活実現の重要な一つに清掃行政があり、これは市民生活に一日も欠くことのできない大変重要なものであると考

えるところでございます。

近年の消費生活の向上と人口の増加などによって、市民生活から出されます廃棄物は多様化し、増加の一途をたどっており、清掃行政はきわめて重要な都市問題であると考えるところでございます。当市がこれまで市民とともに清掃行政、中でもごみ処理行政に多大の努力を払われ、改善の実を上げられて今日に至っておるわけでございまして、それには大変な敬意を表するところでございます。さらによりよい環境づくり、よりよいごみ処理行政のために、これから二点のご質問を申し上げさせていただきます。

当市が現在市内全域より収集処理を行っておりますごみは、一般ごみ、再生ごみ、埋め立てごみなどすべてを合わせまして、五十七年度実績で年間六万四千五百四十八トン、月平均五千三百七十九、一日当たり百七十七トンと大変多いものでございます。中でも、市が一般家庭より収集をし、焼却処理を行っております一般ごみは、収集総量の七三・九%、約四万七千七百トンあるわけでございまして、焼却炉稼働一日当たり百六十七・七トンの処理を事業所職員の皆様の大変なご努力で消化していただいております。

このように多量でしかも生活様式の変化に伴う多様化したごみ処理を、さらに収集効率の向上、衛生管理の充実、焼却炉の保護等を目的として当市では十月より市指定ごみ収集袋の利用を決めております。そして、自治会を通じ、あるいは市職員の皆様の説明によってそのPRをしておられるわけでございますが、この指定ごみ袋導入に当たったその導入目的が、市民の皆さんに本当に正しく説明をされ、十分な理解が得られているのか、まず第一点の質問として伺いたいところでございます。

環境部が中心に行っております説明に対する市民皆様の受けとめ方は、そのご努力にもかかわらず大変低いものというふうに思わざるを得ません。理解を示されております市民の皆さんの中でもその理解の内容は、百貨店やスーパー、あるいは小売店で買い物をした際、その買い物袋を使うことが炉を傷めるからだというふうに理解をされておりますし、またこれだけ科学の発達している段階で、熱量を抑える方法はないかという逆質問もあるぐらいでございます。確かに、一般的にプラスチック性包装資材は、焼却処理をする際には有毒ガスが発生し、大気汚染するとかあるいは高熱を発生して炉を傷めるとか、空気を多量に必要とするために炉の運転をむずかしくするとか、またクリンカーが生じて炉壁、ロストルに付着するとかいろいろなことが言われておりますけれども、必ずしもそうであるとは言えないと思います。財団法人日本プラスチック検査協会の検査データから一例を申し上げますと、一般家庭ごみで排出の際、現在よく使われておりますポリ袋と比較的熱量が低いと言われております紙袋の発熱量比較をしてみますと、結論は、四リッター入りポリ袋一個の発熱量は三十七ないし四十・七カロリー、同じく四リッター入り紙袋一個では四十三ないし四十八カロリーという検査結果が出ており、これはポリ袋は紙袋の熱量の八五%ということでございます。なぜいま申し上げるような結果になったか疑問を持たれる方も大変多いと思えますが、その理由は明確でございます。確かにポリ袋はかりをたくさん集め、一キログラムのかたまりをつくり、また紙袋の一キログラムのかたまりをつくってそれぞれを燃焼させますと、ポリ袋は約一万一千カロリー、紙袋は四千カロリーと紙の約二・五倍の熱量を出すことも事実でございます。しかし、先ほど申し上げましたように、一袋当たりのカロリーは、ポリ袋が通常紙袋の三四・二%の重量しかないということから、熱量としては八五%におさまるといふことでございます。

このようなかで、市指定ごみ袋は従来使われております材質、ポリエチレン一〇〇%のポリ袋に炭酸カルシウムを二、三割加えて、その材質を変更しようとおるものでございますが、本当に清掃事業の面から見まして、あるいは市民サイドから見て喜べるものなのか、疑問を抱かずにいられないところでございます。材質変更は、確

に同一重量の袋とした場合に熱量ダウンのメリットはあるわけでございますけれども、反面、袋の強度という問題におけるデメリットがあるわけでございます。各家庭の主婦が従来の感覚で生ごみを詰めて持ち上げる際に、袋の破裂という心配もございます。また、収集車両が回収時に袋破裂からくるごみの散乱、あるいはまたその清掃と、衛生面から見ましても、回収効率の面から見ましても、悪化につながる心配がございます。炭酸カルシウムを二、三割加えるということは、袋の破裂強度を五五％前後までダウンさせるといふ、その実態を市民の皆様にもっと十分な説明をする中で、正しい情報として伝えていただきたいというふうに願うものでございます。ちなみに新材質による袋強度を従来のポリエチレン一〇〇％の強度にするためには、袋の厚みを三倍までしなければならぬということも言われております。このような結果から見ますと、現在までPRしておられます内容、それを受け取る市民の理解に大変なギャップがございます。少なからず疑問を持つものでございます。このような実態がごみ処理行政推進のために、市当局が指定ごみ袋の導入を決め、収集効率の向上、衛生管理の充実、焼却炉の保護をうたうため、それを重点目標として、その実現に向かっておられるわけでございますが、私はその実現に大変不安な部分として感じるところでございます。

ごみ処理行政を長期的にまた重点的に検討しなければならぬことは、先進他都市の実例からかんがみましても、重要なことと思うわけでございます。すでにご努力いただいておりますものも含まれますが、これから思い切った施策の中で取り組んでいただきたいことに、資源化のための分別収集の推進、ごみ減量への呼びかけの徹底、計画的な埋立地の選定と確保及びその利用策、焼却残渣減少策、余熱利用策、経費節減のための民間委託への移行、市民参加のリサイクル活動の展開等長期的、重点的な観点に立って検討いただき、ごみ処理行政が従来の焼却から埋め立てというワンウェイ廃棄物処理システムから資源回収と再利用を中心としたリサイクル型処理システム導入にどう移行されようとするのか、第二点目の質問とさせていただきます。

今回の指定ごみ袋の実行が市民サイドから見れば、新たな経費の発生につながることは否めません。袋の経費も年々アップすることも考慮しなければならぬと思います。将来、市民各層より不満の出ない夢と希望の持てる清掃事業の推進が今後なされまことを願いまして、第一回目の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ただいまの清掃行政につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第一点目の袋の問題でございますが、今般、本市がごみ袋指定の措置を行う目的でございますが、近年全国的な傾向といたしまして、家庭排出のごみの発熱量の増加が非常に著しく、この原因はプラスチック類など石油化学製品の消費廃材が多く含まれるようになったことによるものではなく、周知のとおりでございます。

特に、本市におきましては、近隣の他都市と比べましてこの傾向が著しく、たとえば他都市では五十五年度の実績で一五ないし一七％程度のものが、本市では二一％前後の混入率になっておるわけでございます。したがって、北部清掃工場におきまして、この高温焼却のための温度調節が困難になり、運転管理にいろいろ努力はいたしておりますものの、焼却炉の建設後の年数経過等もございまして、設計値とのかかわり、その他からその能力低下や炉壁の損傷を深めております実態があるわけでございまして、これにつきましては、何とかプラスチック類などの含有量を下げることが急務であるというふうな考え方を持ったわけでございます。

したがって、三年前からこのごみ袋の問題もさることながら、全体としてごみ分別の徹底を行うように市民の理解と協力を得てきたわけでございますし、各町巡回説明も行ってきたわけでございますが、その中でごみ袋の

材質についてもその対象として取り上げる必要があるというようなことになったわけでございまして、そのプラスチック類等のいわゆる減少させるためのひとつの啓発の材として、このことについても言及をし、あわせて推奨袋というような形でこの炭酸カルシウムの含まれたごみ袋をつくってあっせんをしてきたわけでございます。もちろん、ごみ袋一枚という考え方はご指摘のように問題はありますけれども、先ほども申し上げましたように、一枚のごみ袋の比較ということではなくて、ごみに含まれております石油化学製品のトータルとしての含有量を下げようという意味でございますので、その辺のご理解を賜りたいと思います。

また、炭酸カルシウムを入れることによりましてごみ袋の強度についても確かに低下はございますけれども、私どもがメーカー側から得ております資料では、二、三〇％加えることによっては一二ないし一七、八％程度の強度低下というふうにされておりますし、それぞれの袋に期待をされております強度そのものを下回るほどのものではないというふうに考えておるわけでございます。しかも、現在すでに、三年ほど前から同種のごみ袋を使用する世帯はかなりあるわけでございますが、家庭での処理やあるいは私どもの収集車が収集作業をするに当たって、破裂などが非常に多くあって支障があるというようなことは現時点では聞いていないというのが実態でございます。しかし、市民の皆さんへの周知に当たってはよく注意をし、説明会あるいは回覧文書、広報、さらには現在制作に着手をいたしておりますごみ処理に關しますPR映画などにもよりまして、正しく理解が得られ、実効が上がるように努力をしたいというふうに考えております。

なお、このごみ袋指定の実を上げるというためには、市販のごみ袋をこの指定の袋にしろらうのとあわせて、ごみ袋として非常に活用されております商店等の買い物袋の材質についても変更をしていただくことが非常に効果的であるというふうな考え方から、百貨店、スーパーを初め各商店に協力方をお願いをし、すでに変更をしていただいておる店もあるわけでございまして、未変更のお店につきましても、ぜひとも協力をしていただけるように重ねて要請をしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

次に、第二点目の質問の中で指摘をいただきました清掃事業の今後の進め方についての幾つかの問題でございしますが、清掃工場の余熱利用等につきましては、現在工場では本工場の隣接の清掃工場も含めて、ふろへの給湯や冬の間の暖房用として活用をいたしておりますが、第三次総合計画の中で焼却炉の改造に着手するような計画もございしますので、その時点でさらに有効な利用方法については検討していきたいというふうに考えております。

また、清掃事業の民間委託問題につきましても、従来から埋立地の作業、その他の業務を内容によって民間へ委託を実施してまいりましたが、今後増加するであろう業務につきまして、その内容を吟味しながらその方向に取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

また、次期埋立地の確保についても、現在利用しております南部埋立処分場は、昭和六十五年ごろまで使用できる見通しでございますけれども、新しく土地を求めて埋立地を開設するためには、その確保や施設整備等に数年を要するというふうにも考えられますので、そういう意味ではもう準備に入らなければならない時期だというふうに考えております。

そのほか、ごみの分別、リサイクル等の問題につきましては、現在四日市の再生資源協同組合の協力を得まして、資源の回収ということで実施をいたしておりますが、さきの第一点目のお答えの中でも触れましたように、各種の機会を通じて住民へのPRを重ね、ごみの分別収集の徹底を図り、その実効を上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、昭和四十九年から四日市市が再生資源協同組合の協力を得て実施をいたしております再生資源回収のこ

の制度につきましては、完全な民間活力の利用という意味で、特異なものというようなことで、先般廃棄物専門誌にも紹介をされ、四日市方式というようなことで全国的に注目を集めておるといふようなこともございますので、蛇足でございますが、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 野崎 洋君。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございます。

いまのご答弁の中でご説明をいただいたわけでございますが、たとえば袋をかえることによって、そのねらっていることが熱量ダウンということのほか、分別収集の徹底ということが市の本当のねらいではないかということでございます。そういったことを市民の皆様にご協力をお願いするならば、この変更がたとえば炉の温度を下げるということに通じるのであれば、現在の状態がどれほどの熱量であって、そして今回の実施によってどれだけの熱量ダウンにつながり、炉の耐用年数がどれだけ延びるんだというようなこともぜひお聞かせをいただきたいというふうに思うのが第一点と、それから民間委託への問題につきまして、私自身いろいろなデータから調べましたところ、当市の昨年一年間の収集に費やしております一トン当たりの経費は一万四千六百三十六円という膨大なお金がかっております。民間委託であれば、それが一トン当たり五千円前後で済むというのが他都市の実例でございます。そういう点について環境部長のご意見をお聞きしたいと思います。

それから、これから現在の生活環境でありますと、さらにプラスチック製品というものはふえることがあっても減ることはないだろうという観点から見ましたときに、現在の機械炉が果たしてこれからふえていくであろうそのごみ質の変化に対応できる炉なのか、そういった点も、もし新式の炉導入の計画があれば、あわせお聞かせをいた

だきたいと思えます。以上です。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 第二点目の質問でございますが、袋の材質の変更、いわゆる二〇ないし三〇%の炭カールを入れることによってカロリーがごみ全体としてどれだけ下がるのかと言われますと、非常に数々たるものがございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、この袋の問題につきましては、全体的な石油化学製品の含有率を低下させる一つの、警鐘とでも申しますか、一つの啓発の資というような形でとらえておるものでございまして、このごみ袋をかえただけで、特に炉の寿命がどうかというようなことには直接つながるわけではございませんが、全体的な雰囲気としてそういう収集のための容器まで配慮をしていくということに力点を置いて住民の方々にご説明申し上げますので、そのような意味でご理解を賜っておきたいと思えます。

なお、炉の寿命でございますけれども、これにつきましては、毎年一回ずつオーバホールをいたしまして、大体二月の月に半月から二十日ぐらいかかって炉のオーバホールをするわけでございまして、そのオーバホールのときに、いわゆる補修をしなければならぬ機械部分の熱による摩耗なり、損傷なりあるいは炉体の炉壁の損傷というようなことございまして、このことよって的確に一年短くなるとか三年短くなるとかいうようなものではないでございますので、そのことについてもひとつご理解をしておいていただきたいと思えます。

それから、民間への委託でございますけれども、確かにコストの問題で、民間委託でコストが非常に低い例というものがたくさんあるわけでございますけれども、そのような場合として最終処分とか、あるいは中間転送とかいふようなそういう複雑なものについて、わりあい直営部分に残されたような形での民間委託というのが非常に例とし

てあるようにございますが、そこらのことは今後清掃行政を進めていく中で、先ほどもご説明申し上げましたように、これからもいろいろふえてくるであろうこの清掃の業務の身をいろいろ点検をしながら、現在の職員の人たちの首切りにつながらないような方向でいろいろ検討をしてみたいというふうに考えます。

また、炉の新しい構想に対して、何か従来の機械式の炉でなくて、新しい発想での炉というようなものについて考えておられるかというご質問でございますけれども、現時点では私もまだこの炉をどんな形にしているのかこれからいろいろ検討してみたいと思えますが、新しいタイプの焼却炉といたしましては、流動床タイプというようなものがすでにごみの焼却工場にも取り入れられておりますので、その辺を少し考えてみたい。いまの時点ではどの方法がよりベターであるというようなことで結論づけをして取り組んでおるものではないというふうにご理解を賜っておきたいと思えます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず第一点でございますが、行政改革に関連をいたしまして市長の姿勢を伺いたいと思えます。

特にこの問題につきましては、私も新風クラブといたしましても、ことのほか市長の決断を含めながら、期待を持って要請をし続けてきたところでございます。私自身もかねがね民間思想の導入が可能な限り追求されるべきではないかという指摘をいたしてまいりました。また、去る六月には水野議員がする指摘をいたしております。とりわけ、事務改善、機構を中心にした努力というものにつきましては、私どもも過去の経緯の中で、若干の努力を

認めてまいりたいと思えますけれども、いかんせん時間的経過は否めないところでございます。あわせて、今日市民の多くが求めております現実的な対応につきましては、果たして満たされているのかといえますと、そうではないように思えてならないのでございます。世論といたしまして、職員の数が多いのではないだろうか、あるいは市民サービスが足らないのではないだろうか、そういった言葉を耳にする昨今でもございます。しかしながら、私どもはこれをストレートに受けとめようとは決して思っておりません。時代の流れの中で、それ相応の対応を求めているわけでございます。その点に対する市長の前向きな姿勢を私どもはかねがね指摘をいたしてきたところでございます。確かに、市民感情の中には民間と比べた場合、ごく単純な発想ではありましようけれども、もう少し改善をとるという声が強いのも事実でございます。私どもはそうしたことに對して耳をふさいではいけないというふうに思っております。民間的な発想という経営理念といえますか、行政理念が私どもは必要だということを申し上げます。去る六月に水野議員もそのことを指摘をいたしたと思っております。私も全く同感でございますし、すべてそれらが吸収できなくとも、今日的なニーズの中での確にとらえていただきたいということを強く求めたいと思えます。そのことが市長の今日の姿勢の中にご勇断あるのかないのかということをごひとつ明確にいただきたいと思います。

これからの行政はまことに厳しい道のりが想定されるところでございます。したがって、この私どもが考えております本市の合理性、効率性というものは、一にこれからの行く手のかぎを握っていると、こういうふうにも過言ではないと思うわけでございます。いかようにも賢明な市長に、そういう期待を持って取り組みをお願い申し上げたいというふうに思っております。

去る六月の議会における答弁の中でいろいろと言われておりますが、この行政改革というものについては自治体

の中で考えるにも限界がある、むしろ市長としては改善、改革というふうにとらえているということもおっしゃってみえますけれども、私どもはそれはそれとして結構でございますけれども、やはり時間の経過の中で、いま新たな発想に基づく具体的なものを提示していただく段階にあらうかと思っております。したがって、いつ、どんな結論を求められようとおられるのか、そのためにどこで、どのような検討がいま加えられているのか、いま一度鮮明にさせていただきたいと思えます。大変くどくなりましたけれども、そういったところをまずご所見として伺いたいというふうに思います。

それから、若干市長の姿勢につきまして、別の角度からお尋ねを申し上げたいわけでありまして。

大変むずかしい時代観の中で、市長はいろいろ多くの問題に直面し、その具現に努められたのも事実でございます。しかしながら、果たしてその具現の過程に私は市民のニーズにこたえるための前向きなもの、あるいは市長の加藤カラーというんでしょうか、そういったものが本当に英断を持って含まれていたのかどうかということになりますと、若干の疑問を感じざるを得ないのでございます。港の再整備あるいは駅西の再開発、あるいはきょうも議題になっておりましたが、国鉄四日市駅を中心にした整備の問題、あるいは幹線道路の整備の問題、いずれも後手に回ったというケースが見えられないでしょうか。私は、その辺にいま一步の前に向かった市長の気概というものを求めたいと思えます。

また、四日市の生命線というふうに言われております内陸型の産業の誘致にいたしましても、幾分の前進はございました。評価をいたすところではございますが、新たな誘致という問題につきまして、現実には市長みずからのご不満をお持ちではないだろうか、そういうふうに思うものでございます。確かに、お隣の多度町には大きな企業が来るといふ状況も伝えられております。果たして本市が内陸型産業を目指す過程の中で、その受け入れについ

ての諸要件をある程度満たしているのかどうか、こういった問題についても今日の時点に立って、市長の考え方をぜひとも伺いたいというふうに思っております。総括的には、本市の行政改革あるいはむずかしい難題に処する市長のプロセスというものを聞かせをいただきたいわけでございます。

それから、もう一つ申し上げたいわけですが、いまの行政にむだは本当にならないだろうか、ともすれば身についた固定概念という中に埋没している部分がないではないだろうか、行政に期待しております素朴な住民意識に背を向けてはいないだろうか、必要なものが漏れなく政策的組上に上っているだろうか、そして行政がやるべき守備範囲、住民に託さなければならぬ守備範囲が十二分に明確にされ、それが市民の中におろされようとしているのかどうか、そういったごく基本的な問題についてどのようにアプローチをなさっているのか。表面的にはいろいろ察するところがございますが、果たして職域の隅々までそうした問題が浸透されつつあるのかどうかといった問題についてもお考えを伺いたいと思えます。

いささか角度は変わりますが、先般五十八年度の経済白書が発表されております。その中に都市の再開発は時代の流れとしても重要である、民間活力の導入を含めながら、それらが今後の糧にならなければいけないというふうな報告をされたと思えました。まことに要を得た考え方ではないかと思えます。しかしながら、それを即地方の自治体の中に持ち込むことは大変むずかしいんですけれども、そこにひそんでおります考え方というものは、本市が目指しておるものと大差ないと思えます。そういう意味でぜひとも英断を示していただきたい、こういうふうな結びたいと思えますし、来年度の予算編成の時期も近づいているこういう現状を考えますと、先ほど来申し上げてきたことを踏まえて、どのような展望に立っていま今日を市長の職務に精励されているのか、こういったところを伺いたいというふうに思っております。行政改革につきましても、以上申し上げました。

次に、勤労者福祉行政に係る本市の対応についてであります。

ご承知のとおり、この四日市市は多くの中小企業に働く労働者を含めて、まさに工業都市としての立場を今日まで営々と続けてまいりました。そして、厳しい環境ではございますが、勤労者の多くが勤労者自身に課せられた福祉制度を求めて、いろいろの角度から運動をしてきたところでございます。本市におかれましても、勤労者福祉制度助成事業に多くのご尽力をいただいております。その面につきましては、心から感謝を申し上げていきたいと思っております。

今日の実態は、労働金庫の貸し付けあるいは勤信協に対する貸し付け、出損金、それぞれに県下十三市の中でもいい線を出していただいております。まことにありがたいというふうに思っております。しかしながら、この運動そのものはあるいは事業そのものは営々と続いていくわけでありまして、昨年も要望書が出ておりますが、ことしもまた継続的な取り組みをお願いすることになろうと思っております。そういう意味で来年度に向けて、あるいはそれ以降に向けまして、この勤労者の福祉行政を充実するという立場でのご所見を賜りたいわけでございます。これが二点目の問題であります。

三つ目は、安心して暮らせる生活環境基盤づくりについてでございます。この問題につきましては、きわめて大きい要素を持つておろうかと思っておりますが、私はこの席であえて常磐地区の問題にしほってご所見を賜りたいと思っております。

まず、地区の中心を流れております落合川の改修でございます。この問題につきましては、すでに要請をいたしました経過もございますし、るる検討の俎上に上せられているということも伺っております。翻って考えますに、この問題については市長と対話をいたしましたときにも、いま大変危険な状態にあるということで意見が一致した面もございまして、また同時に、私ども地区に住んでおります私ども会派の伊藤議員、野崎議員、公明党の久保議員、四人でこの問題の相談を常々いたしております。あわせて六月には、伊藤議員からの指摘もございました。自治会もござってその対応を一つの焦点にいたしております。また、そのことを踏まえて行政サイドも問題があるという判断をされております。しかしながら、これの抜本改修に至る経過には多くの課題が山積をいたしております。構造上の問題もございまして。さらには落合川全線の問題、たくさんあろうかと思っております。また海岸線に立地するポンプ場の受け皿の問題もあるでしょう。いろいろ考えれば切りがないわけですが、私どもはどうしてもこの整備が重要であるという認識に立っております。それが市の中心部の当地区にとって大変重要だという位置づけの中から、ぜひとも一日も早い対応を求めるところでございます。六月の議会では、できるだけ努力をしてみようという下水道部長の答弁があったように記憶をいたします。私どもは体制が非常に悪い、あるいはその必要性を認めるという理事者の答弁は答弁といたしますけれども、やはり住民が安心して暮らせる、納得して対応を待てる、そういう一つの情勢というものをつくっていただくためには、年次計画の一日も早い策定を強く求めてまいりたいというふうに思います。あわせて、危険個所の改修、これは限られた部分であります。ぜひとも手がけていただきたい。もんだと、さきの答弁に一步前へ進めたご見解をぜひとも賜りたいというふうに思っております。

次に、この同じ地区の問題であります。当地区は、特に交通体系上から見ましても、いろいろの錯綜する問題を抱えておるわけでございます。これも関係者一同頭を悩まし、そして日々移り変わる姿に一喜一憂しているというのが実情でございます。特に、来年二月に想定されております千歳町小生線の開通ということが具現をいたしますと、一層問題に拍車がかかるのではないかという懸念が出てまいりました。何とか対策をといながらも、どうしても立地条件の中から避けて通れない部分もあろうかと思っております。

したがって、地域では自己防衛といえますか、たとえば通学時の立ち番の励行といった問題に奔走するという事実もございます。中でも、近鉄湯の山線中川原駅の西におきます交通体系は複雑なものを秘めております。とりわけ、スーパーサンシから踏切を越えて北に参りまして、ちょうど五十メートルほど行ったところに変則交差点がございますが、ここに信号をつけてくれと、こういう要請をいたしておるところでございます。すでに四年前の経過でございます。しかしながら、その必要性、どうしても最優先せねばならないという見解は一応いただいておりますけれども、やはり近鉄との関連性、ましてや近鉄湯の山線に特急が走っている、この辺との関係、信号と近鉄が連動にならなきゃいけない。信号をつけることによって事故が多発するんではないかという危険性、あらゆる複雑な問題背景の中で今日まで持ち越してきております。最後の手段は、何とかこれを解決するためには総合的に見た地域の道路体系の整備、あるいは市として、行政側としてどう集約をしたらいいのかという意味での総括的なひとつご賢察、そういったものがいま求められてきていると思います。地元もできるだけ協力をしようじゃないかというところで再度要請を先般出させていただきました。どうかひとつ単なる信号といえますけれども、非常にいろんな要件が重なって、むずかしいと言えは言うほどに、行政として対応策を模索していただきたい、こういうふうに思うわけでございます。いささか地域の問題になりましたけれども、三点の問題よろしくお願い申し上げます。

次に、四点目でございます。

先般、本市が五十九年度予算編成に当たりまして、かねがね求めております技術集積地域への指定を関係省庁に陳情されたと同いました。いわゆる技術集積地域指定でございます。総合産業都市を目指す本市にとりまして、まことに要を得た取り組みと申せると思っております。その結果に大いに期待を寄せたいわけですが、若干内容

は異にしようかと思っておりますが、先ごろ通産省が出しておりますテクノポリス開発指針という構想によりますと、かなりの制約が加えられたというふうにも伺います。今回、本市がその指定を求めた内容とは若干の差異があるかと思っておりますが、やはり将来展望ということを考えますと、果たして今回のこの要請がどういうふうに展開されているのか、あるいはむずかしい開発指針の作成にかんがみまして、条件を満たしているのかどうか、あるいは関係市町村との話し合いがどのように進んでいるのか、本市の将来が技術革新の時代にいかに乗れるか乗れないかという決め手という立場から、この辺の展望につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、五点目でございます。

きめの細かい対応を望む幾つかの課題についてというテーマを取り上げました。五点ほど簡単に申し上げたいわけですが、すべてこれからの行政の糧にさせていただきたいという立場で申し上げてまいりたいと思っております。

まず第一点は、市民の健康づくりについてであります。

けさほど来の質問の中でも高齢化社会の到来ということが話題になりました。その中における医療行政の問題も指摘されたところでございます。重複を避けたいと思っておりますが、私は治療から予防という方向へ歩んできた経過を踏まえまして、さらにそのことが名実ともに具体的に、しかも広域的に創造されるべき時代に入ったというふうに思っております。このままでは、私は市民の健康づくりが破壊されるのではないだろうか、こういう懸念の上に立って、ぜひとも関係市町村等々、広域的な立場で高齢化社会を迎える一つの準備として健康づくりをぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。つい先ごろ、ゲートボールをなさっておるご老人と接する機会がございました。いろいろアンケート方式で伺って見たわけですが、きわめて健康によい、家族とうまくいくようになった、食事がおいしいですよと、友達ができて語らいうのが楽しいです。じゃ、どれくらい一ヵ月に練習をさ

れますか。一日二時間、月十一日というのが七割以上でございました。願わくばほかのチームとも交流をしたいです。ゲートボールですから、余り大きな運動をして体を壊すということではいけません、このお答えを見る限り、適度にしかも楽しんでみえる、これも一つの時代の流れでありますけれども、何か私は健康づくりというものをもう少し市民の中に定着させていきたいもんだ、こういうふうに思っています、行政の皆様ともども考えてみたいもんだというふうに思っております。

二つ目の問題は、市民の防災意識についてであります。

本年も九月の四日に各地区で防災訓練が挙行され、多くの成果を見出したというふうに思っております。この防災意識につきましては、全国的ないわゆる意識の高まりということを踏まえながら、本市の住民の皆様にもそれなりの意識改革が芽生えているというふうに思いますけれども、果たして訓練に参加してみようじゃないか、訓練に参加してみても、本当に市民こそって防災意識をどうしていったらいいかということを高めるところに、私は若干のさびしさを感じたわけでございます。自主防災組織は、ここ二、三年来、いろいろの角度でその整備が叫ばれてまいりました。意識を高める啓蒙そういったものも含めてでございますが、いま一度各町別の組織づくりというものが意識を植えつけるという意味で明確にされていくべきではないかというふうに考えて、問題提起をさせていただいたところでございます。

三つ目は、敬老行事についてであります。

本年も間もなく敬老の日がやってまいります。その中身は、それぞれ催し団体の発想といえますか、努力によって若干の違いはあろうかと思えます。お年寄りも大変楽しみにされていると思います。しかしながら、これまでたけさの議論にもございましたけれども、やはり若い世代との連帯、広い各層にわたってこの敬老の日を祝う、そして、

たとえばいつときの楽しさの中に語り合いの場をつくることができる、あるいは意見を聞くということができれば、私は、さらにいいものになろうし、敬老の日が本当のお祝いになるのではないだろうか、こういうふうに思うわけでございます。担当者に伺いますと、なかなかむずかしいですよ、行政がそんなことをできるとしようかというお話もありましたけれども、どこか一つモデルをつくって、本当に心底から広い若い世代を含めたお祝いができるようなそういう方向をおつくりいただければ、そのために行政のイニシアチブがぜひともほしいもんだと、こんな願いを込めてご所見を賜りたいわけでありませう。

四つ目は地域社会づくりに若い世代の参加をというふうに挙げさせていただきました。いささか単純な問題でありますし、非常に底の浅い指摘になるかと思えますが、私どもはいまの地域社会づくりが本当に世論を代表して、世論の中にうまく溶けているのか、あるいは定着しているのかといえますと、どうも頭でっかち的な要素も否定できないように思うわけでございます。特定の側面がのぞいているようにも思いますし、形骸化といった面も散見されます。やはり、活動的で対話があって、明るいムードの中に生き生きとした地域社会づくりというのを見つけないわけです。聞くところによりますと、市民部で大変ご努力をいただいているというふうにも思います。あるいは、どっか一つモデルをつくってというお話もあるやに伺うわけですが、この辺でもう少し若い世代のユニークな創造というものを踏まえて、地域社会づくりに挑戦していただければいいかだろうか、ひとつお考えを賜りたいと思えます。

五つ目の問題です。

市営住宅の居住水準を高めることについてであります。住宅行政についてはかねがねご努力をいただいておりますし、新しい五ヵ年計画によりまして、居住水準を上げていく、老朽住宅を解消していく、こういう二本の柱

がございます。確かに、居住水準を上げるといふ質を求めていく方向に私どもは異議を挟むものではございません。この五カ年計画によりますと、新たに百戸を新設、改築が六十戸という数字が上がっております。私どももこの五カ年計画を基調に考えてきたわけでありますが、最近の状況、住宅状況というものからまいりますと、非常に古くなつた、何とか速度を速めて建てかえてほしい、質的な対応を求めているわけでありますから、資質だけを追うと量的に不備を来すという面もあらうかと思ひますが、建てかえてほしい、そういう意味でもう少し前に向かつてもらえないものだらうかと、こういうことを耳にいたします。どうかその辺をお酌み取りをいただきまして、本当に住民のこぞって望んでいる市営住宅、あり方を含めて、私は住宅行政に対するご所見をぜひとも賜りたいと思ひます。大変長くなりましたが、これで第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

午後二時七分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず、行政改革に取り組む姿勢でございますけれども、たびたび述べてまいりましたように、まずみずからの改善を図るといふ視点に立つて、事務改善委員会という形で委員会を設けて行政改革に取り組んでまいらうといふこ

とで、五十六年度にその計画をつくつたわけでございますが、この計画ですと、大体改善事項が三百六十一件といふふうに及んでおります。今日までの実施の状況、五月で大体五二％ぐらいになっておりますが、一例を挙げますと、市立印刷所の廃止でありますとか、中央老人福祉センターの社協への運営委託あるいは市立病院の医事業務の電算化、税務証明関係の電算化、職員の海外派遣研修の一時停止、被服貸与範囲の見直しと期間の延長、施設管理における嘱託職員の廃止等々がございますが、いずれも内部的なもの、局部的なものが主体でございます。今後これまでの実績を反省しながら、より大きな効果が期待できますように、改善、整備を行つてまいりたいと思つております。

それで、今年度は組織機構の整備、これはもちろん簡素効率化、職員の数がいたずらにふえることを避けようといふことで、これに取り組んでまいりたい。しかも、この中では同和関係機構の整備でありますとか、あるいは新たな業務として三月議会でもご提言がございましたが、四日市市百年を迎えようとするに当たりまして、いまからその資料の編さん体制をこしらえていかなければならないといふことで、この秋から取り組んでまいらうといふふうにいたしております。これらの仕事を進めていく上において、いま一番大きな課題といたしておりますのは、類似業務の統合でございますし、その次には機械化としてワードプロセッサあるいは設計、積算業務の機械化、あるいは下水道施設等におきます集中管理方式等の調査、研究を進めている段階でございます。そして、本年度中に五十九年度から実施するもの、あるいは六十年以降段階的に整備をするものなどを具体的に掲げまして、その方向に向かって努力をいたそうといふことでございます。

先ほどご指摘のありました民間経営理念というものが必要ではないかといふことでございますが、確かにそれらの行政を処理していく上においてのコストがどうなっておるかといふことは十分に参考をいたす必要があるか

というふうに思っておるのでございますけれども、民間企業でございますと、じゃ利潤がどうなってくるのかというところが大きな問題でございます。これは、この行政としては利潤ということはあり得ない問題でございます。いかに市民サービスを向上させるかというきわめて抽象的な観念になりますので、民間企業の方からごらんになりますと、一見どうもはつきりしないなあというような感想をお受けになられることは、そのとおりではないかというふうに思いますが、やはり行政サービスというものを落とすといけない、あるいは向上させていくということに、その主眼があるわけでございます。できるだけ費用を効率的に使うという点については、われわれは新たな簡素、効率化という面に向かって、今後さらに一段と工夫を重ねてまいる所存でございます。

次に、四日市の基本的な町づくりということに対してのご指摘があったと思うんですが、その中で一体加藤カラーはどうやって出ているのかというご指摘であったのではなからうかというふうに思っております。

一つには、これは四番目のご質問と重なってまいると思うんですが、何といたしまして、四日市の力をつけていくということが必要ではなからうかと、力をつけていくために、一体どういう産業政策を用いていこうかということが一つ問題点ではないかというふうに思っております。その一つといたしまして、内陸型産業の誘致ということをやっておるわけでございます。もちろん、従来四日市にあります企業の体質改善、あるいは地場産業のさらに将来へ向かっての発展のための各種の施策は施策といたしまして、四日市が産業構造上一番劣るのは内陸型の企業がなく、臨海型工業の比重が非常に大きくなっておることではないかと思っております。ただそれは、私は現在の経済情勢とも大きく関連をしておりますので、ある程度業種を限定して考えていく必要があるということで、今日までやってまいりました。長い間の懸案でありましたYKKの活用が決まったこと、あるいは食品工業が他に誘致さ

れ、さらに拡充をされつつあるというような実態、あるいは第一次産業と直接的な関連のある企業が一、二四日市に立地をいたしております、さらにそれがみずからの拡充を図っていくという努力がなされております。しかし、四日市内において新たな本来的にもう少し決定的なものを求めようといったしますと、どうしても私は新しい産業ということになると、学術研究機関が四日市には不足をしていると言わざるを得ない、かように考えております。この高度技術工業集積地域開発というちょっと長ったらしい名前ですから、テクノポリスということで勘弁をいただきたいと思うんですが、その中の中心になると思われますのは、やはり学術研究機関でなければならぬ、かように思っております。したがって、学術研究機関が四日市に根づけば、それに対応をした新たな産業が四日市に進出してくるという可能性は実はかなりあるというふうに見込んでおります。そのための用意をいまからしておく必要があるかと、かように考えておるので、今後既設の四日市の市街地等の整備を進めてまいると同時に、新たなそういった地域での開発並びにそれに伴うインフラの問題があらうかと、少し時間が要すると思っております。それが、それらを絵にかいてまとめ上げていくという必要があるかと思っております。

それから、行政のむだはかなりあるんじゃないかということでございます。もちろんむだを排除するという意味におきましては、私はやはり住民の意思というものがきわめて重要ではないだらうかと、ただこちらの都合だけでほんほんばんばん切っていくというわけにもまいらない面もありますので、そういった点について今後むだであるいは無理のないような努力を積み重ねてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、都市再開発でございますが、実はこの都市再開発事業というのに民間活力を利用しようという考え方が最近中央方面で出されておりますが、これは私は主として大都市の再開発を考えた中央での発想ではないかというふうに思っております。必ずしもこのとおりやる必要はないというふうに思います。四日市には四日市のや

り方があるんじゃないだろうか。それには住民の皆さん方の再開発ということに対する理解というものをもっともっと深めていく必要があるというふうに私は思っておるわけでございます。

それから、勤労者福祉でございますが、四日市は就業人口をとってみましても、それから市民一人当たりの平均収入というものをとってみましても、あるいは市民税の一人当たりの割合をとってみましても、平均的なサラリーマンの町であるということがはつきりいたしております。これは、たとえば一例ですが、武蔵野市でありますとか、鎌倉市でありますとか、藤沢市でありますとか、そういうところの所得と大分違うようになってございまして、むしろ豊田市でありますとか、あるいは市原市でありますとか、そういうところの平均所得とよく似ているところを見れば、おのずから四日市はサラリーマンの町であるということがはつきり裏づけられるのではなからうかと、そのためのやはり労働者福祉政策というものを逐次進めていく必要があるかということ、今日まで進めてまいりました。労働福祉会館あるいは勤労青少年ホームあるいは勤労者福祉施設の設置事業、これは障害者の方々の問題も含めてでございますが、さらに福祉関係団体への助成事業、勤労者福祉制度を推進するための信用基金協会などへの出資金というようなことをやっております、経常的な運営費だけを取り上げてみますと、管理運営費で約二千四百万円くらい、補助金でやっぱり二千万円くらい、貸付金で八千五百万円という数字が出ておまして、大体一億二、三千万毎年支出をいたしておるといふ実態でございます。

最近では、特に勤労者持ち家促進融資制度あるいは中小企業退職金共済加入促進助成制度を新設いたしまして、これらの制度の充実に努めておるところでございます。なお、施設面ではリージョンプラザの中に勤労青少年ホームの機能を持たせるといふことで、今日まで整備を進めてまいっておりますので、今後これらの運営並びにさらに一層の充実について段階的に実施をまいりたいというふうに考えておるのでございます。

第三番目、五番目については、それぞれ担当の方からお答えをさせていただくことといたしまして、第四番目の技術集積地域開発促進法でございますが、これはいろいろな問題点がありますが、いま県の方で四日市を中心にした案をまとめつつあるわけでございまして、県でこれをまとめていただいて、通産の方に提出をしますと、今後その促進方に向かつて、大いに努力をまいりたいというふうにお答えを申し上げておきます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 理事者の方に申し上げますが、大分質問が多岐にわたっております。時間も余りありませんから、約二分くらいの持ち時間で答弁を願います。

下水道部長。

〔下水道部長（前川鉦一君）登壇〕

○下水道部長（前川鉦一君） 第三問のうちの落合川改修の問題につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘のありました落合川の流域一帯は近年都市化が急激でございまして、現状及び将来を展望した場合、現在の水路、ポンプ施設では能力的にも不足を来すことが見込まれますので、これらの水路、ポンプ施設の抜本的な改良が必要となってまいっております。このため、昨年度におきまして、この地域の基本計画を策定し、流末のポンプ施設の増強と幹線水路の改良につきまして、事業化を図るべく一事業認可を得ましたが、事業の実施に当たりましては、下流部の河川改修などの関係もありますので、今後これらの事業の進捗状況をもあわせ考えながら、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、この落合川は過去農業用水路としてつくられ、しかも今日まで相当な年月を経過しているため、老朽が激しく、随所に危険な箇所も見受けられますので、抜本的な将来計画にあわせた改修を進めるに先立ち、当面は下流部と同様の暫定的な改修を年次計画に基づいて進めてまいります。

しかし、現状におきましては、ただいまもお話にございましたように、急を要する個所も見受けられますので、これらの個所につきましては、本年度より対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご了承願いたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまご指摘をいただきました中で、安心して暮らせる生活環境基盤づくりの中の市道日永八郷線、中川原駅西の信号機の件についてお答えを申し上げます。

この道路の通行車両は昼間の時間帯で調査いたしましたところ、十二時間で北行き南行き合わせまして、約一万五千台以上に上る状況でございますが、こういった状況から地域住民の安全確保を図るために、すでに信号機の設置要望が出ているところでございます。しかし、この道路はご承知のように、踏切と生活線道路が交差しておりまして、信号機の設置によって、さらに幹線の通過車両に渋滞が生じるおそれがあるということで、公安委員会当局としては、現状のままでは非常にむずかしいというふうな見解でございますけれども、しかしこういったことに対応するために、現在までは路面標示、たとえば一旦停止あるいは横断歩道、規制標識等によって対応してまいったところでございますけれども、この道路が通学道路でもあり、再度地元から強い要望が出されております。現在県の公安委員会においても、設置することを前提としていろいろな規制面を含めて、目下その実情をさらに詳しく調査検討中であるというふうになっております。市といたしましても、今後とも県の公安委員会当局に対して、強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。さらにそういった実態をよく見きわめた上で、ご指摘のございましたように、道路の形態を改めて検討する必要があるときには、また関係部局とも十分協議の上、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

それから、最後の五番目の中にご質問がございますので、一緒にお答えをさせていただきますと思いますけれども、きめ細かい対応を望む幾つかの課題についてという中で、地域社会づくりに若者の力をというご提言をいただいたわけでございますが、おっしゃるとおり、今日各地区では多くの団体が組織されております。それぞれ活発に自主活動が行われて、地域社会づくりを実践されているということに大変敬意を表しております。けれども、こうした地域の諸団体はそれぞれの地区の実情やお世話をいただいております方々の仕事の都合等、ご指摘のあったように、比較的若い方々のご参加が少ないように見受けられております。地域活動は言うまでもなく、若い人からお年寄りの方々まで幅広くできる限り多くの方々の参加が望ましいということも言うまでもございませんので、市といたしましても、ご指摘の趣旨を十分踏まえまして、今後とも各種組織団体ともこうした面についての啓発、働きかけをしていきたい。

さらに、こういった地域活動への市の職員の参加も少ないということも地区懇あたりでよくご指摘をいただいております。先般市長からもこういった地域の活動に市の職員も積極的に参加をするようにという強い指示もあつたこともつけ加えさせていただきます。ご答弁を終わらせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 健康づくりの問題で、他の市町村等と連携を保ちながら、広域的な立場でというようなことのご提言がございましたが、全くそのとおりでございます。三重県では県民健康づくりというような形の動きもございすし、先般九月七日には、鈴鹿市で県民健康大会というふうなものもあつたわけでございますが、

そこへは四日市市の方で五十五年から五十六年にかけて発足をいたしました各地区の健康づくり推進協議会の代表者等の参加をいただいておりますので、そこらでいろいろ情報交換をしながら、それらをうまくかみ合わせながら、他市町村との広域的な立場で健康づくりを進めていきたいというふうに考えますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 市民の防災意識についてお答え申し上げます。

防災対策は市を初め各防災機関だけでなく、市民の方一人一人が家庭、地域にあって適切に対応するのが最も大切なことでございますし、市といたしましても、ポスター、チラシ、広報等を通じて、避難所の周知、家庭での防災の心得など、意識啓発に努めてまいりました。ただいまも指摘にございました本年は八月三十日から九月五日までの防災週間に市民総ぐるみの防災訓練を実施いたしました。意識の高揚を図ってまいりましたが、今後とも意識啓発並びに自主防災隊の育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 敬老行事についてご質問がございましたので、お答えいたします。

敬老行事につきましては、地区市民センターを中心に、昨年におきましても、自治会、婦人会あるいは地区社協と四十七団体で、さまざまな形で企画を出し合って、自主的に実施していただいております。こうした中には、子供や若い方も参加いたしました。非常に交流を深めているところもございます。

本年も老人への長寿をお祝いし、あるいはまた敬老の思想を普及する、老後の生きがいと健康を高める機会として、各地区へ自主的に実施していただくようお願いしておるわけですが、いずれにしましても、地域社会づくりの一環として、ご指摘いただいたような意味合いも含めて、今後とも実施されるよう、われわれとしても期待していききたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 第五点目の市営住宅の居住水準の問題でございます。

市営住宅の居住水準を高めるためには政策といたしまして基本的に二つあるわけでございますが、まず老朽住宅の建てかえ事業ということでございます。もう一つは狭小住宅の二戸を一戸にする住居改善事業と、このような二本の事業が居住水準の向上につながるということで、市といたしましても、新五ヵ年計画の中でこれを推進しているでございます。

しかしながら、これらの事業につきましても、入居者あるいは周辺住民の理解を得ることが問題でございますので、これらの調整に相当時間がかかるわけでございますけれども、今後もこの居住水準の向上と生活環境を確保するというこの点につきまして、一層この推進に努力をしていきたいという所存でございますので、ご了承を賜りたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 時間が残り少ないようにございます。ご答弁ありがとうございます。

行革あるいは市長の基本姿勢、現状のご報告として承っておきますが、私ども何もくどいことを申し上げているんじゃない、市の行政が公共性を無視することもできない、当然でございます。ただ、今日の姿の中で本当にわれわれの手で、あるいは住民の創意でできるものは何だろうか。より行政の守備範囲を明確にする、あるいは住民の手を借りなきゃならぬ面を明確にしていく、お互いに助け合っていこうじゃないか。この辺は明確に出せるものがあるかと思えます。そういう意味で、一層の創意工夫をお願い申し上げます、かように考えております。

そのほか、二の勤労者福祉については一般論のお話をいただきましたけれども、今後の要請に一層配慮をいただきたいと思えますし、三の生活環境づくりにつきましては、前回よりも若干前に向かったということで、一層の努力を要請しながら、まとめておきたいと思えます。

四の技術集積地域につきましては、今後に待つということですが、本市の生命線というふうに考えますと、より一層の努力をお願い申し上げます。

それから、きめの細かい対応云々ということにつきましてはご答弁いただいたわけですが、質問を提起したときに、どんな話をするのやということ、あの手この手で追っかけられたわけですが、そのわりには何か現状報告にとまっておるような気がしてなりません。もう少し部長のカラーといえますか、自信ある対応というものを聞かせていただきたかったなあと、こういうふうに思っております。

大体それに尽きようかと思えますが、大変多難なときであります。市長には大変ご努力を仰がなきゃならぬわけでありますが、どうしてもかじ取りはすべて市長の手腕ということになるかと思えますので、私どもも協力をいたします。大いに前に向かってご努力をいただきますことを重ねてお願いを申し上げます、終わらせていただきたいと思えます。大変ありがとうございます。

○議長（後藤寛次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 まず、われわれ三人は二十年の間大変お世話になりました。お褒めをいただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。とりわけ私は議員に向かない性分でございますが、長い間おつき合いいただきましたこと、ありがとうございます。この場をおかりしまして、お礼申し上げます。

まず、工事請負業者の指名についてであります。一口で言うならば、優良業者があれば、それはそれ相当の指名の機会が与えられているかどうかということ、伺いたいものでございます。一生懸命やって、小言の一つもなく、褒めていただいたら、誇りに思っている業者が、幾らやっても同じだと、苦労しても同じだというふうなつぶやきにならないためにも、このことをお聞きするわけでございます。

ずいぶん昔のことでございますけれども、いわゆる八風街道という道路が通っておりますが、ここの舗装は大変よくできておる、素人ながら皆感心しておりました。長い間補修することもなく、りっぱに続いた道路でございます。地区の古老に聞いてみましたら、人夫に自分らが出されて地盤といえますか、基礎の地突きを一生懸命したからだ、こうも言っておりましたけれど、それにしても大変りっぱな道路であったといま記憶に残っております。前の市立病院は水道の線をひねったら、湯が出たと、こんなうわさも聞きました。また、供用開始されている施設で、内部に欠陥があったので、手直しをするのに、一ヵ月ほどかかりました。にもかかわらず、竣工式には感謝状が子供の前に渡されましたことがあります。

工事のいい悪いについては担当の者はもちろん検査室もよくわかっているはずであります。しかし、請負工事の

指名については、調達契約課がそれらの諸情報を聞かずに、機会均等といいますが、白紙で指名を割り当てているのではないかと思います。これでは余り適切ではないのではないのでしょうか。ところで、優良企業かどうかということについてのランクづけ、評価については、これはなかなかむずかしいと思います。業者の技術とか能力とか、あるいは所要の経費とか、あるいは設計とか、さらに追跡調査をするならば、その間の維持管理の仕方とか等々、大変私はむずかしいとは思いますが、この際お聞きしておきたいのは、監査委員にお聞きしたいんですが、もしも職員構成などを満たして、当局から求められるならば、工事の良否あるいは業者の良否について、意見が言えるんですが、どうですか、お聞きいたしたいと思います。もし、言えるとするならば、大変私はこの評価に大きな権威を添えることになると思うからでございます。

最近、入札制度その他がやかましく言われております。大変大事なことでございますが、私はいまのことについて長い間心にとめていたのでございますが、業者と接近することについては、私は潔しとしないで、いままで発言を控えておりました。しかし、こんなにも厳しく行政の効率化が言われる今日、私はこの問題についてご考慮を願いたいと思うからでございます。で、発言いたしました。

合理化についての問題でございますが、市長懇談会に行っても、あるいは議会でもずいぶんたくさんご意見が出されております。発想を転換して、市長一遍思い切ってやってみようになりませんか。ただし、国の最低基準、行政水準を割ってもらっては困ります。四日市の場合、いま国の行政水準を下回っているところがありますか。あるいは将来経費節減のためには水準を下回ってもやるつもりがありますか。これが質問の要旨でございます。ご所見を承りたいと思います。

先ほどから、市長の発言の中には、どうも行政水準を守って手厚く市の行政を進めたいというようなお気持ちのようでございますが、改めて伺いたします。

ある市長の時代には、幼児教育を民間で経営されることを奨励されました。そのために補助金も整備されました。それが今日大規模な経営をしているところでは、高かろう悪かろうで問題を起こしているところもございます。ご承知だろうと思えますけれども、監督官庁の方からきついおしかりを受けているほどでございます。幼児教育、児童福祉の基本的なこともわきまえずに、やっているというものもあります。これこそ、高かろう悪かろうでございます。確かに、民間にやらせれば、市の経費の削減にはなります。しかし、市民は高い負担をし、しかも教育的な指導、監督が行き届きませんから、内容的にもいいものではないわけでございます。それでも、市長は市の経費の削減を是とされますか。そういう例があることを訴えておきます。

また、その市長は就任当初、人件費の節約のために、出張所を廃止すると明言されました。袋だたきに遭って、今日りっぱな地区市民センターに発展をしたのでございます。こういう例もございます。

昨今、大垣の付近で二千名余りの人が集団中毒をいたしました。廊下で、ソファの上で点滴を受けたといったようなことだそうでございますが、文部省もかつて経費節減のために給食センターを奨励したときがございます。私どもは断固反対をいたしました。それは職員がかわいいからではなくて、いま四日市の二万七千人の小学校の子供が一遍に中毒をしたとしたら、中毒がなくなるという保障はございませんが、一遍に中毒をしたとしたら、手厚く看護する施設がありますかと、そういうことで一遍にこれは取りやめになったわけでございます。

なお、伊勢湾台風のときに局部的でございましたから、みんな各地から応援に行きました。けれども、東海大地震はどこもかも皆一遍に大災害を受けるわけでございますが、そのときにひよっとしたら、学校給食施設が役に立つのではないかというふうにも思われます。大変ほど遠い、飛躍した話ではございますけれども、何か非常災害の

ときに、あれは私は役に立つだろうということをずっと考え続け、そのことを確認し合って今日までまいったわけでございます。

もう一つ、私の地区では十年ほど前に二百戸余りの団地ができました。このたび、赤字路線というので、バスの休止が決定しました。議会では、市民の足の確保ということについての請願をご採択いただきましたが、どうにもなりません。老人、婦人、子供などの弱者の足が切り捨てられたわけでございます。企業性としては、それでいいかもわかりません。これを追求していきますと、市の政策としては、弱者切り捨てになるわけでございます。

なお、清掃の話が出ましたけれども、いまくみ取りには一部民間業者がやっております。高かろう悪かろうは、この事実を市民にお聞きいただければ、わかります。等々の例がたくさんございますが、われわれは国の基準財政需要額、これの算定の基準などが一つの行政水準の参考になるのではないかと思いますが、そういう意味で、この国の最低必要量の問題をきちっと押さえた上で対処をいただきたいと思うわけでございます。しかし、われわれとしては気のつかないところもありますし、いろいろやらなきゃならないこともございますので、市長は十分それを踏まえた上で、各層の意見を十分お聞きいただくようお願いしたいと思えます。私どもも能率の問題については、腹に据えかねるところもたくさんございます。どうかひとつ、この基準だけを忘れずに対処いただきたいと思うわけでございます。

次に、青少年の余暇の問題でございますが、「子供しかるな、来た道じゃ」と言われております。よく考えてみると、クスンと腹の中で笑うようなことでございますが、「子供しかるな、来た道じゃ」というそれには、余りにもいまは社会が変わりつつございます。これは私は代案がございませんので、市長とともに考えていきたいと思えますが、きょうの新聞でも、あの公園で高校生が乱闘騒ぎをしておったようでございます。未婚の学生でなくて、未婚

の勤労青少年の夜は一体どこへ行ったらいいかということでございます。

いま、私は保護観察のケース二つのうち、一つは通勤途上交通事故をして、加害者になって、相手の少年を即死させた件、もう一つはシンナーの常用者で、こそ泥までやったという二人の未成年でございます。いずれも夜の場がないんです。二人とも借家でございますして、いまの家は田舎の家と違いますが、狭い家でございますし、暑くてむんむんしていて、どうにもしょうがない。ほとんど毎週私は接触しておりますが、聞いてみると、「ガッリン代、幾ら要る。」と言ったら、「二万円要る。」と言います。すぐその工場に働いているんですが、結局友達とともに、「どこに行くんだ。」と言ったら、「四日市に行く。」と言います。「じゃ、勤労青少年ホームへ行くか。」と言ったら、「知らぬ。」と言っておりました。「文化会館での行事に参加したことがあるか。」と言ったら、「知らぬ。」と言っておられます。「ゲームセンター、行ったことがあるか。」と言ったら、「昔行ったけど、もういまは行かぬ。」と言います。「伊坂ダムも山村ダムも行ったことがあるか。」と言ったら、「もう、そんなんいかへん。」と言います。そうすると、どこも行くところがないんです。いわゆる車で徘徊をしているわけでございます。行くところがないんじゃないんですか。何とか管理された公園の中でのいもいやでしょう。何とかいい方法がないもんでしょうか。どうしても、この子供たち、未成年の未婚の青少年の夜の場がないことについて私も代案がございませんが、大変苦慮しているものでございます。

ただ、大まかには先ほども金森議員の発言の中にもありましたが、何とか地域社会で組織し、地域社会に貢献できるようなことができないものだろうか。私の町では、二十歳代に二十名余りで自警団を組織させておりますけれども、うまくいきません。地域社会で貢献できるように組織していくようにということについては、過去の青年団がその例でございます。これほど地区市民センター、地区づくりと言いますから、何とか地域で社会参加できる

ようにできないものだろうかというふうに考えるわけですが、大変いろんな事情でむずかしいし、車を持っておりますから、行動範囲が広いので、どうにもならないのが現状でございます。これもひとつ市長の何とかいアイデアでもあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。昼の場はぼちぼちできましたけれども、夜の場がないわけでございます。

次に、人事給与についてでございますが、専門的職員の採用の必要性について、市長の認識をお伺いいたします。いままで、たびたび申し上げてきましたけれども、一向実現いたしません。この際、はっきり伺っておきたいと思えます。もうこれ以上、私は言いません。

実は地区社協、つまり地区社会福祉協議会が広報紙をつくる。テーマは「青少年の健全育成について」だそうです。冗談じゃありません。社会教育の社教と間違っているんじゃないですか。地区社会福祉協議会は福祉六法を中心にしてやるんですよね。これが社会教育と間違っている。これはどうなんでしょうか。こんなことが、いまの当局の能力では識別、分けて考えることができない一例でございます。

いま、地区づくりで一番障害になっているのは、私の町で一生懸命清掃をやっておりますが、よその町からぶらんぶらんぶらんごみ袋を下げてきて、車からおりて、うちの町へばいとほっていくわけです。それで、朝の六時ごろ、それを見つけたと言って、報告をしておりますけれども、私が言いたいののは、清掃の話ではなくて、マイホーム主義です。これが何ともならない。地域の社会参加をしない。地区づくりにがんばらないという、このマイホーム主義こそが諸悪の根源なんです。

もう一つは、月給をもらっているところが大事だといって、何か役員会があっても、何か地区の行事があっても、ちょっと朝早いからというので、地区に参加しない。企業性です。会社に対する帰属意識の強さです。もっとも、

大企業の方々に地域にずいぶん貢献されておられる模範にせんならぬと思う企業もございすけれども、一般的にはやっぱり家族とともに住んでいる地域社会にいても、会社のことを考えていますね。この企業性には困ったもんです。

それから「楽して銭取れ」という、地域社会へ知恵と力と金を出し合ってこそ、地域社会ができるんですが、労働組合の悪い「楽して銭取れ」という思想が地域社会に入ってきている。この三悪が地区づくりをするのに、大変困難なことです。

こういうものをどういうふうな手順で、長時間でもいいから、計画的に解決していこうかということとは、社会教育の専門家であれば、わけない話なんです、私が申し上げるのは。国家が社会教育専門のコースをたどった者が社会に必要なというので、それを養成しているにもかかわらず、採用してないじゃないか。福祉に至っては、近くに福祉大学があるのに、その専門家を採用してないではないか。何遍この場で申し上げましたか。私はもうこれでもやめますけれども、このままでは、四日市の教育と福祉、ひいては地区市民センターの能力について疑われますし、四日市の職員構成上の能力については笑われるんです。笑われても仕方ありませんが、市民に対する不幸については、大変残念でなりません。専門的職員の採用についての市長の見解を伺っておきたいと思えます。

次は、給与の問題でございますけれども、過去四日市は隣のおばさんから、「よう泥棒せぬとやっているな。」と言われたことがあった給与の時代がございました。もう二十数年前でございます。それから改善をされて、大変いい職員が入ってくるようになりました。いまでも、最近どうですかね、三重県下で県や国へ書類を出して通るのは四日市だけだと言われました。その次によくなくなったのが鈴鹿でございます。これは人事採用の問題でございますけれども、それにしても昔から、「県の人、国の方」と、こう言うんです。いまでも、県の人と聞いていますよ。

県や国は大変強い権力をバックにして、市へやってくるんですよ。それで、県の人、国の方と言うんですが、市民の幸せを守るために、四日市市の利益のために、よほど能力のいい、度胸の据わったやつでないと、たち打ちできませんよ。市町村という地方自治体は、県や国に対してうんとがんばらなきゃならぬ、それには度胸だけではなくて、やっぱり基礎的な質のいい職員を採用しなきゃいけないんですよ。そのためには、国よりも月給が高くて、何が悪いんだと、鶏が鳴いたって、夜の夜中に飛んでいかならぬような労働事情もあるんですがね。そんなことじゃなしに、実際はそうでなければ、四日市全体が損をするんです。

ただ、給与の問題については、総枠の人件費の問題で論議される場合があります。それから、個人の給与の高さを問題にされる場合があります。私は総枠の人件費が少ないとは言いません。職員定数との関係がございませぬ。職員定数なんかは、私はこれ以上ふやせとは言いません。それこそ腹に据えかねるところがございませぬ。これは主として職員でなくて労務管理、職場の管理上の問題なんです。泥棒せず、ようやっているなあと言われたときに入ってきたのが、いま管理職になっていきますからね、うまくいかないんです。

私は、先ほど申し上げた行政水準を低下させることなくということについては、市長のお考えのとおりで結構ですし、岩野前市長も「公共団体であるから、サービス機関であるから、人員を削減することについては限度があります。」と言って、断固として守ってこられました。ただ、能率あるいは効率ということについては、今後ひとつ特段の各管理者のご努力をお願いして、いろいろとやかく批判されないように、月給分は月給分だけ働かすようにすれば、私は了解していただけると思いますし、それが市民へのサービスにつながるわけでございますから、その点を右顧左弁することなく、貫き通してがんばっていただきたいことを要望しておきます。終わります。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三分休憩

午後三時二十三分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず、工事請負の問題でございませぬが、不誠実な行為があるかどうか、あるいはその信用状態、工事成績、手持ち事業量等に特に留意をしながら、しかも工事の地域性ということも考えながら指名を行っておりますが、できるだけ市内業者の方々については、公平に慎重を期してやっておるわけでございます。ただ、ご指摘のありましたように、能力の劣る業者あるいは不誠実な業者を優良な業者と同等に取り扱うということは、やはり公正を欠くというふうに言われてもやむを得ない点もございませぬので、これはできるだけそういうことのないように排除をしていく。優良業者、工事のできればえが非常によろしいという、これを指名に当たってどう考慮するかということは大変むずかしい問題でございませぬが、工事成績評価基準というようなものがないかというふうにかねてから研究をしておる段階でございませぬが、現実に相応のことで差をつけていくというようなことはなかなかむずかしいというふうに思っておりますが、今後さらに一層の検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、合理化といいますが、行政改革という問題でございませぬが、行政改革というのを直ちに私は財政の問題と結果的にはうらはらになるかとも思うんですが、財政の問題を抜きにしても、絶えず効率的な行政を行っていく

ということを考えれば、これは一つの行政機構に固定をして考えるべきではない。そういった意味で絶えず改善、工夫をしていく必要があるかというふうに思っております。

国の行政水準を下回ってもやる気があるのかというご質問でございますが、国の行政基準というのが財政需要額に縛られた最低基準ということであれば、基本的には各種の事業について示されている行政水準というのを満たしていくべきだというふうに考えておるわけでございます。ただ、現実にはそれぞれの地方自治体によりましてその実態の相違が千差万別でございますので、四日市では四日市なりのやり方があるかというふうに思っておりますが、基本的な考え方からいけば、国が示されておる行政水準を切ってまでというふうな考え方に立ってはいないわけでございます。

この場合に、民間の活用をどの程度入れていくか、そのことによってサービスがダウンをしてしまうということのないようにしながら取り組んでまいらねばならないかというふうに思っておりますが、実際やってみて、ダウンしておるのか、ダウンしてないのかということをはかる水準というものも、またサービスということに思いをいたしますとき、断定したい面もあろうかというようになことを考えるわけでございますが、いずれにしても、よその市、同格都市と比較をしてみますと、私の方が劣っている面もありますし、すぐれている面もあるというようになことでございまして、今後さらに一層その水準の、サービス水準ということについて下がっていく、ただいたずらに人件費をふくりますということとは考えるべきだなというふうに思っておりますので、よく努力をしてみたいと思えます。

この中に団地の交通問題で指摘がございましたが、ほかに若干そういう地域があるようでございますので、これらの問題につきましては、ひっくるめて、いまあるいはいまままで交通を扱っておった業界と折衝をしてみたいというふうに思っております。

次に、青少年の問題でございますが、特に独身の青少年が週休二日制でございますとか、あるいは余暇がかなり充実してまいりまして、その余暇のやり場に困っておる。夜の青少年が有意義に過ごす場所をつくるにはどうしたらいいかというご質問で、何かいい考えがないかということなんです。実は考えてみますと、夜の青少年が遊ぶ場所というのは余り健全な場所はないようでございまして、青少年ホームあたりで大いにこれを活用していたくような呼びかけをもっとやっていく必要があるというふうに思いますし、さらに、これは一つの例でございますが、ある地区では、青少年のといいますか、夜の余暇を利用してカラオケの指導をやっておる地域もございまして。大変喜んで参加をされているというような実態もあるわけでございます。

それには、やっぱり地域の皆さん方のご理解をいただかなければならないことでございますので、地域の方々とも十分ご相談を申し上げていかなきゃならぬなというふうに思いますし、さらに、青年団活動というものが、最近、ご指摘がありましたように、日本の社会はどうも職域、縦割りと言われておるんですが、縦割りというのは職域社会になっておるといような批判があるわけでございまして、どうも地域に参加するということが事実そうたくさんはないわけでございます。これはやはり三直交代勤務でありますとか、そういうことの影響が強く出ておる。しかも、農業地域、かつての農業地域にはそういうことがなかったので、青年団活動というのが非常に活発に行われておった。ところが、地域社会に引っぱられるよりは職域社会に引っぱられるという傾向が非常に強いというのは、現実の姿ではないだろうか。ただ、青少年ホームへ来ている子供たちの話を聞いておりますと、やはりこっちは来ての方が楽しいということを聞きまして、そこでいろいろなクラブ活動が盛んに行われておる。そういったことを見ますと、今度北部につくるリージョンプラザで大いにそういう方向で努力をしなければならないかなとい

うようなことを考えておる次第でございます。

それから、専門職員の採用でございますが、実は社会教育あるいは福祉部門の担当職員には、専門課程を履修した者を採用して、専門職として位置づけていけど、こういうご提言であらうかというふうに思っております。

この専門職化をいたしますと、いままでの例で見ますと、どうもそこに硬直化してしまうといった例もかつてあったわけでございまして、そういうようなことを考えると、むしろ専門職化しない方がいいのではないかと。専門課程を履修した者を採用すると、その採用の基準が一般職ということでやっておりますので、その中で少し見方を考える、あるいはウェイトを考える、問題の出し方を考えるというようなことは必要かというふうに思っております。他都市の例を見ますと、大都市は別でございますが、当市ぐらゐのところでは、ほとんどの市が特別にそういう措置をとっていないというようなことでもありますので、いま直ちにご提言に従うというふうなことではなくて、試験のあり方等について再検討をしながらウェイトの置き方を変えていったらどうだろうかというふうに考えておるところでございます。それから、人事給与でございますが、私は何も国の水準よりは高くしちゃいけない、あるいは国の水準と全く同じでなければならぬというふうに考えているわけではございません。

給与の問題については、新聞紙上等で相当世論的な問題として私も受け取っておりますが、その一つの指数としてラスパイレスというものが言われておりますけれども、当市の場合は一・三・二ぐらゐだろうというふうに思いますが、一・一〇から一・一五の間に大体おさまっておることと、全国の場合は一・三・二ぐらゐだろうというふうから若干高いところかなというふうに見ておるわけでございます。給与が高いからいい人が来るとすることも一つの考えでございますが、最近ではふるさと志向などということがありまして、なかなか優秀な人材が逆に中央へ出ていくよりは四日市へと、ふるさとでというふうな志向も強くうかがえる実態が今日採用試験等で感ぜられるわけでござ

います。したがって、私は優秀な職員が新しい力として市の行政に参画してもらおうということは心強い限りではございますけれども、この入った人たちを実際に育てていくというのは、やはり管理職あるいは先輩の務めではないだろうかというふうに思っております。

そこで、労務管理のあり方が問題でございますが、労務管理というのは、実は非常に一口で言ってしまうと、当然やらなきゃならない。あるいは、それぞれの現場がしっかり職員の能率向上に向かって指導をしなければならぬという立場にあるわけでございますが、これにはやはり研修というものを十分にやって、労務管理、特に人のサービスということが中心になる役所の仕事というものはそういう面がきわめて重要な課題ではないだろうかというふうに思いますので、今後さらさら一段と努力をしてみたい所存でございます。

いろいろご指摘を賜りました。私どももずいぶん考えなければならぬと思う点がありますので、ご議論を含めまして、今後に対処をしてみたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田耕吉君）登壇〕

○代表監査委員（吉田耕吉君） 訓誦議員のご質問は、監査委員が行います工事監査に関するご質問と承知しました。若干所信をお答えいたします。

ご承知のように、工事監査は執行されました工事が適法に、合理的に、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかを、財政、経理、技術の面を通じて監査するものであります。この技術の面についての監査につきまして、いまご質問のように、監査委員独自の知識、技術チェック力を持って業者のよしあしまで鑑定できるかと、こういうご質問に対しましては、現在の監査委員並びに事務局職員の構成上、残念ながらそれはでき

ない。こうお答えせざるを得ません。

ただ、この専門技術的な不足を補うために、幸い四日市市には執行郡の組織の面で、牽制機能的に総務部検査室という組織がございます。総務部検査室の監査、もちろんわれわれ監査するんですが、この監査に際しまして、その期間に行いました工事の手直し回数、あるいは業者に対する問題点、こういうものについて報告を求めまして、いろいろ問題、気づいた点は指摘いたしますが、何よりもそのせつかく検査でつかみました業者に対する問題点は、必ず指名業者選定の場、あるいは発注の場に反映させて、市の健全な工事運用に資するべきだということとを口やかましくしております。それに対して、執行部の検査室はその選定委員のメンバーでもございますし、それは必ず反映させている。こういうことを聞いておりますので、そういった面でわれわれの技術的な不足力を補っておる次第でございます。

簡単でございますが、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 ご答弁ありがとうございます。

まず、優良業者の問題でございますが、そのように反映させておるはずだというご答弁でございましたが、黙ってわかったということではいけないんで、やっぱりそれが一般的にわかってこないと効果がないわけなんで、その辺は物差しをきちんとして上で公表されるようにすれば、効率的な行政運営ができるのではなからうか、こう思うので、さらにご一考を煩わしいと思います。

それから、清掃袋のことですけれども、もう部長の答弁で大体わかっているんですが、私のところでも、一生懸

命、市の広報を見て、これはえらいごっちゃとるので対策を練ったわけですが、連合自治会でまず一万枚注文をしたわけです。知らぬ間に、私の町が百二、三十戸ですけれども、一万二千枚、もう注文取ってやっておりまして。びっくりしたんですけれども、これが使わぬでもいいということになると大変なことなんです、どうやら使えということらしいので安心したわけですけれども、そのように事態は進んでおりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、青少年の問題ですが、実は企業からスポーツを住民が奪い返して、地域でスポーツをやっているわけです。これはやっぱり若い者が何とかスポーツにでも、サークルにでも入るとするならば、私はいいのではなからうかと思いますが、それに対する行政指導も少し丁寧にやっていただきたい。こう思うわけでございます。

もちろんスポーツにも落ちこぼれがございますから、なかなかうまくいかないわけですが、しかし、スポーツというものが単にスポーツ課ではなくて、実は社会教育課の社会体育という姿勢が教育委員会の中にもないと、これが解決しないのではなからうかと思うわけでございます。

これは社会教育関係ですが、地区づくりは、一つは行事を通じて変えていくということが原則でございますが、地区の行事は盆踊りとか、あるいは町民の運動会などでございます。盆踊りでは、ことしは大変さびれたと言われております。盆踊りのあの曲目がいけないんですけれども、中には若い青年が殴り込みをかけてきて、テンポの短いちよっちょっちょっというようなやり方で白けさせてしまっているわけですけれども、しかし、四日市で歌う歌はないわけです。四日市音頭といったって、そうそうはうまくいきません。結局はあの炭坑節になるわけでございます。この間も渡辺議員にお聞きしたら、富田の浜元町では、昔炭坑節で大変な人気だったということ聞いて、確かめたら、やはりそうだったそうでございます。私のところも炭坑節をやるとわーっと広まります。ほかのしや

れた曲目を次は何をやりますというかと、さあっと減っていくわけです。そんなことは地区市民センターの人もわかっていることです。社会教育の素養があれば、その辺の指導はできるはずですが、それができないというのは、こんな大事な地区の行事をうまくやらせられないということについては、それだけの指導能力の不足だと私は言わざるを得ないと思うわけでございます。

なお、最後に労働時間の短縮ということは、飛躍しますけれども、文明への道でございます。採算に合うとか合わないとか、度外視するとかというようなことでも、やらなければならぬことはやらなきゃなりませんし、とりわけ弱者を手厚く扱っていただきたいことを要望しておきますが、商学部とか法律学部の職員でこの福祉の心がわかるはずはございませんけれども、ともかくも市長は十分おわかりと思いますので、要望を申し上げておきます。

さらに、労働時間を短縮してもよろしいから、少なくとも管理職を日曜日の半日ぐらい出勤させたらどうでしょうか。私、労働組合の方に昔申し上げたことがあって、笑われたんですけども、実際は地域を見てみますと、現役の人たちが実際に活動をして地区づくりに励んで、いろんな行政との間の対応をするには日曜休みしかないわけです。そのときにセンターが休みだ、あるいは市役所へ来てもだれもないというようなことでは、うまくいかないんです。思い切ってその辺は、労働時間を短縮してもよろしい。少なくとも中間管理職以上は日曜半日ぐらゐは出勤されたらどうかということ、提案をしておきたいと思えます。

別にご答弁は結構でございますので、あればお聞かせいただければ結構ですが、なくても結構でございます。

○議長（後藤寛次君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 大分時間もたってきましたので、なるべく要領よくやりたいと思うんですけども、何しろ下手くそなので、時間はひとつお許しいただきたいと思えます。

訓覇議員が発言の冒頭に、「二十年間ようつき合ってもらいました」と、こういう大変丁寧な言葉があったので、僕も同様なので大変やりにくくなりました。がしかし、四日市市民のために心を鬼にして、まず第一の管理職の役割、こういうことについて申し述べたいと思えます。

市長以下ここに列席の理事者は大変耳の痛い話になるんじゃないかと思えますが、また前川のやつうるさいことを言ってみると、もう大分眠たくなる時間かもしれないんですが、しばらく聞いてもらいたいし、それから、僕の発言に対しまして反論があれば、大いにやっていただきたい。その時間も取りたいと思えます。というよりもむしろ、前川はあんなことを言ったけれども、おれは違うんだと、こういう反論があってこそ僕は四日市の市民に信頼される管理職ではなからうかと思うので、むしろ僕は反論を期待してこの発言をしたと思えます。

本論に入りますけれども、二年前、僕が議長をやっていたときに、大学問題懇話会ということで検討をしたことがあります。ところが、会長である僕に対しまして、市長名でこの招集が来たわけです。いささかびっくりしたわけです。それはすぐ断りがあって、まあまあということと終わったわけです。こういうことをいま取り上げるつもりはなかったんですけども、ことしの八月に、公害対策審議会の会長である僕に対しまして、市長名で審議会の招集が出てきたわけです。これは驚いてばかりおられないので、早速調べてみました。ところが、起案者はもちろん判子を押してある。係長、課長、部長、幸か不幸か、助役、市長は判子を押してなかったわけです。だから、助役、市長は直接は責めるつもりはないんですけども、こういう問題がわずか二年の間、しかも僕の責任の範囲において二度も起こっている。役所の行政につきまして、判子行政とかあるいはめくら判とかと、こういうことははずいぶ

ん前から言われてきておりました。これが同じ人が二度繰り返したら、これはばかです。がしかし、担当も違っておったわけですが、それじゃあそれで、ミスということでも済ましてしまつていいのかといえますと、私はやはりこれを考えてみるというと、構造的なという大げさ過ぎるかもしれないが、何か役所の中に問題があるのではないか。こういうことできょうは取り上げたわけです。

まず、やっぱり組織が大きくなりますと、どうしても官僚的になっていく。これは官庁だからそうだといいことじゃなくて、民間でも同じことになると思います。特にこの管理社会と言われる今日においては、非常にその一人の受け持つ範囲というのか、責任範囲というのが分化されまして、横との連絡がつきにくい。こういう欠陥もあるわけですが、それをやはりよく自覚をして、落ちついて仕事をしていかなきゃならぬということが一つ。

それからもう一つは、やはり管理職の役割というものが一体何であるか。先ほど訓覇議員の話にもありましたが、それに対して市長も若干答えておったことについては、私は否定しないんですが、どうも口先だけになってマンネリ化されておるといふ傾向が強いのではなからうかと思うので、ここであえてこういう質問というか、私の意見を申し上げて、これは答えがなくてもやむを得ない。しかし、これからの市民の要望にあって、むずかしい社会情勢の中でよりよき行政をやつてもらおうにおいては、ぜひとも腹の中に入れていただきたい。こう思うから発言するわけですが、非常に多様化している今日の社会情勢の中で市民の要求も多様化しておりますし、それから、日本の社会というのは、歴史的なことになりますけれども、封建社会がついこの間まで延長してきてたわけです。これは民主化されたとはいえ、まだその延長線上にあり、さらに最近の傾向としては、中央統制的なものが強くなってきておる。先ほど訓覇議員の質問の中にもありました職員の給与の問題でもそうですが、地方公務員が国よりも高いのはいしからぬと、こんなばかかなことはないわけですね。これは日本の法律を見ればわかることであつて、四日市は四

日市としてやるべきことであつて、そんなことを言われる筋合いは何もないわけですが、そのように強くなつてきております。

その中で仕事をしていかなきゃならないし、大変だと思ひますけれども、多様化しているということは、単に多様化という言葉だけじゃなしに、その中には玉石混淆ということがあるわけです。たとえばわれわれ四十四名の市会議員、それぞれ自分の背景なりあるいは市民からの要望なりを持ち込んでまいりますというところ、恐らくA、B、Cと三人の者の言ってくるものが違つておると思ひます。ところが最近の管理職を見ますというところ、市会議員の言うことを何とかしてやらなきゃならぬと、この熱心さというものは私は大変結構だと思ひますけれども、表面的な面だけ処理をしようとする。あるいは瞬間的、瞬間的というのはちょっとひど過ぎるかもしれませんが、とにかく現象的な面、しかし、そのために大きな方向を時として見失つてしまふんじゃないか、こういう心配があるわけです。特に声の大きい議員の言うこと、あるいは頻繁に言ってくる者、こういうものが優先されるようなことになつたんでは、一体市というのは何をやるんだと、これは議員としましても、われわれはそのことをよくわきまえなきゃならぬ一つの義務もありますけれども、少なくともプロである管理職というのはそれをよく、先ほど清掃で分別ということがありましたけれども、これを振り分けて、判断をしてやつていく。つまり判断職であるというところが一つ大事なことです。

それからもう一つは、正直にできることとできないこと、あるいはやれることとやれないこと、わかっていることとわからないこと、こういうものはつきりさせるべきだと思ひます。ところが、議員がこわいから、あるいはうるさいから、これはちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、そういうことで、あの人少々無理言つてくれけれどもしょうがないわというところでやつてしまつたと、これはさつき言つた方向を見失うことにもなりかねません。

それからもう一つは、そういう対応をだれがやるかということですね。どうも見ておきますと、四日市だけでは足りないかもしれないけれども、私も二十年来市役所というものを見詰めながらやってきておりますけれども、自分が率先して仕事をやる。これは見方によっては大変結構なことですよ、自分がやる。ところが、そのために自分が手柄を立てようとは思わぬだろうとは思いますが、自分だけがやってしまつて部下が十分にそれを理解していない。むしろそうじゃなくして、僕の言いたいのは、少なくとも管理職というのは、先ほど市長が言いましたね、とにかくスタッフがいかにならなく、いかに市民のために仕事をしてくれるかということに管理する。いわゆる人事管理が大変大切だということをしたしか市長言つてました。このとおりだと思つておられますよ。ところが、それがどうも手薄になつてしまつておる。つまり目先の問題にとられ過ぎて、若い人に十分仕事をしてもらうための指導なり助言なり判断なりということをや、どうもやつてないと言ひませぬけれども、弱いのではなからうか。当面の問題ばかりにとらわれて、そういう管理的役割というのをおろそかにし、さらにめくら判を押しておる。これじゃあ幾ら市民が要求しておつても、考えておつても、いい四日市の将来をつくり上げることはむずかしいのじゃないか。この点につきまして申し上げておきたいと思ひます。

しかし、私、管理職をほろくそにやりましたけれども、いい芽も出ておるといふことですね。これも一つ同時に申し上げて、参考にしていただきたいと思つておられます。

ことしの夏休みの間で、大体このあたりで九つの保育園で夏祭りが実施されました。内容は、盆踊りとか、花火大会とか、あるいは映画会、金魚すくい、そのほか簡単なバザー。これを保護者と保母でもつてことしの四月ごろから準備しておつたという話を聞いておるのですが、やりまして、地域社会に呼びかけておりました。そこに参加した人というのは非常に喜んでおります。大変よかつたということを私の方に報告してくれた人もありますので、

ここで発表するわけですが、このことについてみましたところ、「自分たちの自主的な判断で地域社会に浴け込もうという努力の一つのあらわれです。そんなに褒めていただいたら、私ら元気ができましたから、またやりたい。」、こういうことを言っているのですが、大変な労作だつたと思つておられます。悪口ばかり言わずに、そういういい面もやっぱり評価しながら、管理職としての本来の任務を果たしていただきたい。こういうふうに通つておられます。

それから、もう一つ管理職の大事な問題は、私が重ねるようなことになりまますけれども、先ほどから行政サービスというのに対してのやりとりがありました。いまの世の中というのは、当然のことながら自由主義経済社会であるわけですが、自由主義経済社会というのは大変いい面もたくさんありますけれども、だからこそわれわれはこういう世界でも高水準な生活が維持できる。こういう評価はもちろんできるわけですが、すべてを企業的な物の考え方で律するわけにはいかないと思つておられます。市長が言つたように、これはそういうものとは違つた。特に最近のように景気が悪くなつて、市に入る税金が少なくなつてきた。そうすると、人員を減らせと直接言う人はいないですが、結局そこへ帰結するような発言が多くなつてまいります。都合が悪くなつたから人を減らす。企業であれば、企業というのは営利を目的とした法人ですから、当然かもしれないが、それでいいのが行政機関だということをよくわれわれはわきまをえながらやらなければならぬ。清掃の単価について言われましても、これは中身を話していると時間も取りまますのでやめますが、一番いい簡単な例というのは、まずあれで言えると思つておられます。いろんな行政サービスがありますけれども、市営住宅の問題、これは民間に任せられた場合に一体幾らになりますか。たちまち市民の生活は追い込まれます。もっと高くなるのは当然です。それとよく似たことがいふ言つたようなことでもあります。

それからもう一つは、歴史的に物を見なきゃならぬ。いまから十年前にあの清掃事業というものをだれが企業化

しましたか。四日市ではその当時新潟まで労務職員を捜しにいかなきやならぬような状態だったわけです。景気がいいとそういう仕事はやらない。景気が悪くなると、おれもおれもということで企業化しよう。企業化すれば、それは金もうけしなきやならぬですから、もっともっと過酷な労働条件、その他いろんな問題が出てき、また市民にもたくさんの迷惑をかけるという形も出てくるわけです。だから、これをやっばり歴史的に長く、なぜ行政でこれをやっているのかという、その意味というものをわれわれ十分わきままえながら方向を出していかなきやならぬですが、幸い市長はその辺のところはわかっておるようですから、これに対しては僕は答えは要りません。

それから、次に地域文化の振興についてということについて質問をいたしますが、二、三点あります。

まず第一点は、あさけリージョンプラザ、文化会館ですね、この問題について、六月の議会で市長答弁の中に管理運営の方法を出しておったようですが、いろんなやり方があるという、三つ出してきてたんですね、市長は。その中で、まず第一点というのはやりたくない、つまり直営方式はやりたくない。こういうことを言っています。それから、その次には財団のようなもので運営していくという方法と、それから住民自身による自主活動。こういう二つの問題を出しておられますが、どちらとも言っていないんです。

ところが、地域文化というのは一体だれがやるんだ。地域でなくてもいい、文化というのは一体どこがやるのか。これは私が言わなくても市長はよくご存じのはずですが、少なくとも行政主導型ではないと思うんですね。やっばりおのずから住民がつくり上げていく。つまり文化というものは創造するものだ、こういう原則の上に立って、あくまでお手伝いをやっていく。こういう原則だと思いますが、そこで、市長の言った二つのうち、私は、市長の言ったとおり言いますと、「住民自身による協議会をつくっていただき、住民の自主活動ができるよう進めていきたい」、こういうことを言っておられます。これでいいのかどうかということをお伺いしておきたいと思うんです。

それから、あときょうの答弁の中にもありました四日市工業高校跡地の活用の中で、科学博物館をということが言われておりますが、ちょっとこの点も確かめておきたいのですが、これは多分展示博物館程度、つまり見本的なものではなからうかと思うんです。なぜならば、ああいう付加価値の高い所に博物館という非常に面積をたくさん必要とする、しかもレバートリーも広いわけです。そういうものを網羅して、文字どおり博物館というものはつくられないと思うんです。それとも十階建てぐらい建てて、それ全部そういうふうにするのかどうか。それならそれで結構なんですけれども、そのところを確かめておきたい。そうでないと中途半端なものになってくる。もしもそこに展示博物館的な、見本的なものをつくるならば、私はやはり四日市市民の将来のために、もっと中身のある具体的なもの、これをつくらなければならぬと思うんです。

特に四日市だけじゃありませんけれども、工業都市である四日市というのは、やはり残念ながら自然と人間の触れ合いというものはうらはらの形になってくるわけです。逆になっていくわけです。工業都市あるいは商業都市として発展すればするほど、そういう面が薄れていくのは、これは必然的なもので、仕方がないと思うんです。それならばなおさらのこと、これを回復させるために四日市の持っているそういう素質を伸ばしていく、そのための措置が必要だと思うんです。具体的に申し上げますと、たとえば南部丘陵公園、これは自然公園的に今日まで非常に速度は微々たるものですけれども、やってきた。これをどうやっていくかということ。それから、さらにできることならば、桜の財産区を中心とした学園都市構想、これは大学を一つそこへ持ってきたらいいというものじゃないと思うんです。筑波学園都市と比較はできませんけれども、少なくとも研究機関なり、あるいは教育的雰囲気というものをそこに集めて、その環境をフルに利用する。こういうことが必要ではなからうかと思うんです。幸いにしまして、あの財産区と市有林である水沢地域との関連というのは十分考えられるわけですから、この広域をそ

ういうふうな学園研究、あるいは教育にふさわしい地域として自然科学館をあの地域に定着させていく。こういうことがいいのではなからうかと思えますので、市長のひとつ実のある答弁を期待します。

なお、文化につきましては、私創造するものと、こういうふうに申し上げましたが、これについては要するに行政主導型じゃないということは、行政はもちろんのこと、資金面においても、あるいは内容においても協力をし、同時に民間の協力も仰ぎながらりっぱなものをつくり上げていく。そういう可能性があるのでなからうかと思えますので、つけ加えて申し上げておきます。以上。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点でございますが、現実の問題といたしまして、事務処理上で大変なミスができました。これは外部へ書類が出ていくものでございましただけに、非常に大きなミスであったというふうに思っておりますが、これは私自身も直接この書類に関係したわけではありませぬけれども、どうもそういった点についての注意の喚起が若干劣っておったのかなというところで反省をいたしておるわけでございます。

確かにこの現状でいろいろな問題が各部へ持ち込まれるわけでございます。その場合に、管理職がどういう働きをするかという認識を十分しておく必要がある。どうも最近の世の中は非常に何かにつけてむずかしくなっております。一体民主的になっていっておるのか、あるいは中央統制的になっていっているのか、両面で歩いているような気もいたしますし、その辺で非常にやりにくい世の中であることは事実ではないかというふうに思いますが、やっぱり一方で言われておりますように、たてまえと本音ということが言われております。たてまえ論をいつまでもやっておられる時代ではなくなってきたのではないかと。私はやっぱり相当厳しいことではあるが、本

音で話をしていかないと、行政へ来られた方も、あるいは行政側も双方の本当のところを理解しないままに現象面だけ追っていくというようなことが現実問題として起きている。そのためにお互いせっかく物を一生懸命やりながら、どうも満たされないと。ところがあろうかというふうに思うわけでございます。やはりたてまえということも、ある意味では必要であらうかと思えますけれども、できるだけ本音でお話し合えるということが私は必要なのではないだろうか。そのためにはやはりふだんからその努力をしておりませんと、なかなかこれはうまくいかないというふうに思いますので、今後格段の努力が必要ではないかというふうに思っておりますので、深く反省をしながら今後に対処をしまいたいと思えます。

次に、文化の振興なんです、あさけリージョンプラザについて確かに私のご答弁を申し上げまして、やり方が幾つかあるわけですが、直営であるという場合にも、一部事務組合をつくってやるというような方法もあるんですけど、そういう方法はできるだけ避けたい方がいいというふうに思っております。管理面ということになりますと、これは住民の方々に直接管理をいただくということは、なかなかそれなりに大変なことでございます。ボランティア活動で管理をするというのは、私は非常にむずかしいというふうに思っております。しかも、ここへ来られる方々は、子供さんからお年寄りに至りますまでいろいろな人の集まるいわゆるプラザでございますから、管理ということは別といたしまして、中で行われます行事計画、あるいはその計画を実際にやっていたのは、私はやはり住民の皆さん方による協議会のようなものがベターなのではないだろうか、管理というのは、そのお手伝いができるような形で管理が必要ではないか。簡単に言いますと、戸締まりから火の用心、あるいはさらにそういった住民の方々が活動をしやすい組織のためのお仕事というものがあつたのではないかと。思うわけでございます。どうもその運営自体は私はそういった協議会でやっていただくのが一番ベターではないだろ

うか。こういうふうに通じておるところでございまして、これらについては、いま管理の面を文化財団でお願いしたらどうかという形で検討をしているようにございまして、その中身をもう少しよく見た上で最終的に判断をしてみたい。かように通じておる次第でございまして。

さらに、文化ということに関連をいたしまして、博物館の問題がご提起になりました。

博物館という名前のつきたいいわゆる館はいろいろなところたくさんありますが、民族資料館あるいは民族学博物館などという名前のところもございまして、どちらにいたしましたも、これらのものはそこへある一定の物を展示いたしましたして、それを解説なりあるいは資料なりをそれにつけて、そこへ来た方々がそれを勉強していただくというのが普通の博物館ではないかというふうに通じておりますが、それぞれの地区でやはり特色のある運営が博物館においてなされているようにございまして、中央といいますが、工業高校跡地で言われておるのは、そういった意味での博物館ではないかというふうに通じております。

いま自然というものとの触れ合いと関連をいたしまして、公園というものと一体化した考え方で自然というものの子供たちとの、子供たちといいますが、そこへ自然を親しもうとして来られる方々との触れ合いを、ただ公園というのは遊ぶところだけじゃなしに、それを自己啓発の場にもしたらどうかという、そのための博物館といいますが、科学館というものを考えたかどうかというご提言だということになりますと、けさほどもちょっと発想ではないかというふうに通じていますので、今後、実は四日市の公園ということになりますと、けさほどもちょっとご答弁申し上げたんですが、どうも特色が余りないようございまして。そういった意味で、やっぱり今後の公園のあり方自体にアクセントをつけていく必要が私はあるかというふうに通じておりますので、そういった面で今後研究をし、取り組んでみたい。かように通じておるところでございまして。

以上、二点についてお答えをさせていただきました。

○議長（後藤寛次君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 どうも助役、部長の発言がないのがちょっとさびしいのですけれども、遠慮しているのだろうと思います。

市長から本音で勝負するという、こういう発言があったことは大変評価をしたいと思えます。ぜひとも今後虚像と実像というものの区別をはっきりさせてもらって、実態をよく把握して、管理職としての任務を果たしていただくことを要望しておきたいと思えます。

それから、あさけの文化会館ですか、これの問題につきまして、市長は管理と運営を別におられるようですが、確かに解釈とすればそうですが、実態としては、やっぱりちょっと管理、運営というのは一体になる可能性があるあるんじゃないか、こう思います。特にいままで長い歴史の中で管理をされる立場に立ってきた日本人、これは一つの民族の習性のような形になって、そこへ管理者が行くと、管理者を全部頼ってしまう。こういう危険性があります。その方が安易なんですよね。自分で考えなくても、手を下さなくても適当にやってくれ。非常にイーシーな考え方がたくさんありますから、これでは地域文化の振興ということとは、それこそたてまえになってしまっているんじゃないか。こういう心配があるわけです。

したがって、行政が手を貸すということはやぶさかでないということでは当然のことですけれども、少なくともやっぱり地域の人たちが自分たちで寄り寄り集まって、汗を流してやっていく。これに手を貸すという考え方をしっかり持った上において進めてもらいたいと思えますし、それから、四日市の文化振興財団の理事である僕の立場から

いきますという、いま言った四日市市域全体を考えなければならぬ文化振興財団、これは大変な仕事なんです。とてもとてもよその下請をやるような余裕はございません。したがって、私は理事として、振興財団がやってくれと、こういうことについては私は反対をいたします。

それからもう一つ、博物館の問題につきまして、博物館ということは中身が大変なものなんです。とても一地方自治体が美術館をつくるよりもむずかしい問題だと思えます。したがって、そうじゃなくして、自然科学館といいますか、自然というのは人間の原点であるわけです。四十六億年の地球の歴史の中で生物が発達し、それから人間というものがあるわけですね。それらをよく踏まえてこそ本当にこれからの未来というものが腰を落ちつけて開かれていく存在であるわけです。それらはよく踏まえてこそ本当にこれからの未来というものが腰を落ちつけて開かれていくのではなくかと思えますので、ただ単に自然との触れ合いがなくなったから、何とかそれを回復するというそういうことじゃなくして、われわれの生存の原点というものはつきり踏まえらるるような、そういうふうなそれがわかる場所、わからせる場所、こういうものをつくってもらいたいと思ふんです。

それからもう一つ、公園の問題がりましたが、私は、公園の問題というのは公園を特に区別するんじゃなくして、少なくとも市長は四日市全体を公園と考えてやりますというぐらゐの意気込みでやってもらうべきだと思ふんです。公園は公園です。ところが、こちらは違うんだと。そこが汚れっ放しであっても、それでいいというわけじゃないんですね。四日市自体が、全体が公園であるという信念のもとにやる。そのぐらゐのひとつ意気込みでやっていただくことを要望して、終わります。以上。

○議長（後藤寛次君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和五十八年九月十三日

四日市市議会定例会会議録(第三号)

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十八年九月十三日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

該事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

相 青 小 伊 伊 小 大 大 金 川
松 山 井 藤 藤 川 島 谷 森 口
峯 道 信 雅 四 武 茂 洋
尚 男 夫 一 敏 郎 雄 生 正 二

○欠席議員(一名)

堀 渡 山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 古 橋 野
 辺 本 路 口 利 野 野 田 川 内 市 本 呂
 新 一 安 真 道 幹 和 辰 弘 元 増 平
 兵 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 一 蔵 和
 衛 彦 勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 一 蔵 和

野 永 中 豊 谷 田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久 喜 川
 崎 田 村 田 口 中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保 野 村
 正 信 忠 廣 基 光 正 長 寛 博 清 也 博 幸
 洋 巳 夫 正 睦 介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正 等 善

○出席議事説明者

市	助	助	市	市長	総務	財政	市民	福祉	産業	環境	都市	建設	下水道	消防	病院
長	役	役	長	公室	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	事務
加	三	坂	平	片	藪	阿	毛	岩	宮	樋	東	奥	前	渡	鈴
藤	輪	倉	井	岡	田	南	利	山	田	口	山	川	山	武	中
寛	喜	哲	清	一	輝	道	義	利	照	武	武	武	武	武	利
嗣	代	司	男	三	三	彦	弘	雄	一	助	寛	一	助	三	夫

○出席事務局職員

水道事業管理者	次	教	代表	事	議	議	主	主
長	長	長	監査委員	務	事	事	事	事
村	館	育	員	局	係	係	係	係
山	長	長	吉	長	長	長	長	長
仁	藤	伊	田	川	板	山	山	山
了	村	館	耕	合	崎	崎	崎	崎
	山	長	吉	一	大	大	大	大
	人	増	爾	之	之	之	之	之
	人	男	爾	郎	丞	丞	丞	丞

午前十時一分開議

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長(後藤寛次君) これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小林清隆君。

〔小林清隆君登壇〕

○小林清隆君 おはようございます。私も初めてのここへの登壇でございまして、かなり緊張しております。もし失礼なことを申し上げましたら、お許しいただきたいと思えます。

それでは早速、ご通告によりご質問申し上げたいと思えます。

私らの四日市は、約二十六万人の人口を有する県下最大の都市でございます。市の方で何か施設を一つつくるに ついても四日市という体面を考えなければならず、理事者側の労苦は並み大抵なことではなく、大変なことだと思 いたします。オイルショックに起因した全国規模での財政の落ち込みは、当四日市市においても例外でないと思 います。いまのところでは浮いたり沈んだりの財政状態だと、お察しいたします。今年度においても、税収入は伸 びないのに地方交付税の不交付団体となり、市政はいよいよ大変なことだと思えます。しかし、いまの四日市が 来るべき二十一世紀に向けて大きく飛躍するためには、その財政のよりどころとなる大きな経済問題を考えてゆか なければなりません。このまま推移すれば、恐らくじり貧の四日市市になるのではないかと心配する一人でござい ます。しかし、じり貧な財政都市でありましても、市民の福祉向上のための事業や、多くの市民が必要だと要望す る事業は、最小限取り入れてゆかなければならないと思えます。

昨年、四日市は五十億円という巨費を投じて類例のない文化会館を竣工いたしました。また、付属建物としてこ れもりっぱな展示会館が誕生いたし、現在多角的に十分活用いただいておりますので、これからの四日市の文化は 将来に向けて一段とりっぱな花を咲かすことだと思えます。この展示会館について思うことですが、いまは 現状のままではいろいろの分野で利用されておりますが、将来は希望もふくらみ、恐らく文化的に発展していくこと が予想されます。たとえば美術館や博物館といったものが、いち早く独立するのではなからうかと思うのでありま す。もし将来この美術館を建造すると仮定して思うことですが、三重県の美術館とか他府県の美術館のよう に一枚何億円という名画を展示するのも一つの方法かもしれませんが、市立の美術館においてはむしろ画廊的な色 彩を持たせた方が、より市民の美意識を高めるのではなからうかと考えるのであります。建物においても最近よそ の都市で見られるような、古い建物を改造しても十分活用できるものだと思います。現に小樽市の美術館は古い建 物を改造し、市民の作品を集めてつくった美術館だそうです。本年六月末、北上市の方へ行政視察にやっていただ きました。ここに博物館がありましたので、見学させていただきました。この博物館は、市民の所有する昔の文 化遺産や出土品、それにチョウ収集家のたくさんさんの標本等を主体として展示されたものでした。本当に金のかから ない、特色ある運営の仕方でありました。昨日も博物館についてのお話もありましたが、北上市の例もあわせ考え るとき、四日市にも有名なトンボ博士やチョウ収集家もおられます。こういった方々の標本や市の遺跡よりの出土 品、また富田の蝙蝠堂さんの所有してみえる玩具類もあります。これらを借用して一堂に集めたら、郷土四日市に ふさわしい、りっぱな博物館となるような気がいたします。四日市としては大きな資金を入れてりっぱなものをつ くるよりも、いま市民の持っているものを集めて、保管、展示すれば、これまたりっぱな博物館になると思えます。 これに対する理事者のお考えをお聞きいたしたいと思えます。

次に、四日市西南地域の開発についてお尋ねいたします。

今日、西南地域は農業地帯が広がっている関係上、比較的その開発がおくれているように思われます。地域の発展問題を考える場合、まず道路網の整備が第一だと思います。現在、理事者の方でお考えいただいている西南地域における道路計画があれば、お教え願いたいと思います。特に南北に延びる道路が少ないので、鈴鹿のフラワーロードより北に延びる狭間、松本に通ずる道路を考えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

四郷地区は、団地の造成で人口的にも大いにふくれ上がり、いまでは約二万六千人が住む大住宅地帯となりました。人口だけを考えますと熊野市に等しい規模となります。多くの人が住むわりあいにはこの地域は公の施設が少ないのです。地域住民はいろいろな要望を持っております。四郷の集落は道路も狭く、一番災害を恐れております。そのため災害に備えた消防署または分署のようなものを初め、文化センター、病院、レジャー施設等要望はいろいろ上っております。これに対する理事者のお考えをお尋ねいたします。

次に、市の退職金制度についてお尋ねいたします。

武蔵野市や八王子市では公務員の退職金問題で世論の批判を受けていますが、四日市の場合現状でよいかどうか。七月の中ごろでしたか、市内の小さい新聞に「四日市の退職金最高三千万円」といった見出しで書いた、批判的な記事を見ました。この点について理事者のお考えをお聞きいたします。

次に、不法占拠や不法建築についてお尋ねいたします。

昨年、私の会派の伊藤議員がこの問題について問いただされたようですが、相変わらず不法占拠や不法建築が後を絶たないようです。市の方でわかっている不法占拠、不法建築等についてどれくらいありますか、お尋ねいたします。たとえ小さいものでも公地、公道にはみ出した問題でも、市の方でいままでに指摘されたものがありましたら、お教えいただきたいと思えます。

次に、公園の中にあるスポーツ施設の管理についてお尋ねいたします。

中央緑地とか霞緑地等の体育施設について現在スポーツ課の方で管理運営をしてみえますが、いかがですか。よく便所がない、電灯が少ないから暗いなどという声があっても、容易に解決していかないようです。この際思い切つて、公園緑地内にあるスポーツ施設の管理は公園緑地課の方か、または事情が許せば第三セクターをつくって運営すればうまくいくと思えますが、どんなものでしょうか、理事者のご見解をお聞かせください。

次に、週休二日制についてお尋ねいたします。

最近、週休二日制が普及し定着してきました。日本人も休日の過ごし方が上手になってきたと言われています。週休二日制がさらに徹底すれば、それだけで年間百日余りの休暇となります。さらに年次有給休暇や夏季休暇、年末年始の休暇に祝祭日を含めると、年間で約百五十日前後の休みとなります。実に一週間のうち三日の割合の休みとなるわけです。こんな状態でありますから、市の方でも市民のため金のかからない手軽なレジャー施設を考え、必要があるかと思えます。四日市市には長島や鈴鹿市のようなレジャー施設はありません。このようなレジャー施設はそう簡単に市でもつくれるものではないと思えます。四日市には試合のできる野球場、テニスコート、グラウンド等のスポーツ施設はかなりつくられ、一部の市民に利用されております。二十六万都市である四日市として、何かレジャー施設を考えていただきたいと思うのです。理事者のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

地区懇談会で、この間もある地区でソフトボール場をつくってほしいという要望が出ました。私の会派の川口議員は、高木議員と相談して中央の同盟、共同地区の人々のためソフトボール場をつくるよう努力してみえます。市の方でも該当地区につくることができれば他地区で借りられるよう、あっせんしてやってほしいと思えます。

いままでにこのような話はありましたか、お尋ねいたします。

次に、道路舗装についてお尋ねいたします。

道路を舗装するには、市の方に基準となるようなものがあるのでしようか、基準なしの舗装工事は進められないと思います。しかし、現状ではこんなところかと思われる場所まで舗装されています。私の知っている範囲でも、幅一メートルに満たない道路や農道までも舗装されています。結構なことですが、一方では、比較的利用度の高い広い道路が未舗装になっている場合もあります。この辺の事情について理事者側のお考えをお聞かせください。

次に、青少年の健全育成についてお尋ねいたします。

非行防止や青少年の健全育成についても、当議会ですらいろいろと論議されてきましたが、私はここで青少年を取り巻く環境の浄化についてお尋ねいたします。昔から氏より育ちとか、環境は人をつくるなどと言いますが、人間の成長する過程で環境ほど大切なものはないと思います。子供の環境をよくしてやることは私たちの責任であり、仕事だと思えます。ところが、子供らの環境浄化に逆行するような事例が現在あるのです。私の知り得た情報では、市内A地区にラブホテル用のものが建設されようとしていることです。このようなことは、お隣の愛知県では住民パワーでもって抑え込まれようとしております。もちろん四日市の場合も、心ある地区住民や市内自治会育成者の方々が、反対するための署名運動を繰り広げてみえます。またB地区では、子供公園の近くにパチンコ店ができるというので、これを阻止するため反対運動を続けておられます。

次は、有害図書についてであります。これを販売する自動販売機が市内の二十数カ所に設置されているようです。だれのするいたずらか、夜分自動販売機から有害図書を購入し、この本を中学校等の校庭に投げ込んでいく者があるそうです。翌日生徒が登校し発見すれば、年ごろの生徒ばかりですからどうなるか、あとはご想像をいただきます。

けるかと思えます。

また、昨日の新聞で十日夜、三滝公園で青少年たちの乱闘事件を報道する記事を見ました。この記事の中で、四日市のある中学校出身の少年ということですが、詳細がわかればご報告いただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わりますが、再質問をしなくてもいいよう、それぞれ理事者の明快な答弁をお願いいたします。降壇いたします。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 答えをいたします。お答えをいたします前に、私から答弁の漏れた点はそれぞれ担当の者からお答えをさせていただきます。

まず、四日市の財政状況でございますが、先ほどご指摘のありましたように、本年度は国の地方交付税算定の額が落ち込んでおります。したがって、前年度に比しまして四・九%の減ということになりました。その結果、本市の場合基準財政収入額は五・一%伸びたわけでございますが、財政需要額が逆に〇・二%減という計算になりました。その結果不交付団体になったということです。これは基準財政需要額、すなわち一般財源をもって充てる需要額ということなんですが、におきまして財源対策債として、建設地方債の増発に伴って投資的経費が一四・二%マイナスになっております。それから五十七年度に給与改定が見送られたというようなこともございまして、対前年度比四%増と抑えられた結果でございます。これは全国的にも同じような状況でございますが、不交付団体が全部で四十二市から六十六市に二十四都市にふえているわけでございます。当市は順番からいいますと、上の方から数えまして五十三番目くらいでございますので、すれすれであるということでございますが、こういったすれすれ

の状態が今後も続いていくであろうというふうに想定をされております。一つは国の財政が地方交付税の計算方式をどう取り扱っていくかということにかかっているわけでございますが、現状の法のままでいけば、国税三税が減っていくことによって逆に地方交付税も連動して、総枠として減ってまいりますので、計算のとり方によっては上がり下がったりすると、非常にいいところはプラスのままいけるわけですが、一・〇幾つというふうなすれすれのところはその年のやり方によって、考え方によって上がったり下がったりしていくだろうと、こういうことになるかと思うんですが、そういうことで一喜一憂をしていくわけにはいかないというふうに考えておりました、基本的に、おっしゃるように四日市の財政力をどうやって強化をしていくかという問題でございますが、これは一年や二年でできる仕事ではございません。やはり産業構造を変えていくということは、かなり長期間にわたって努力をしていかなければ変え切ることとはむずかしいであろうと、こういうふうに思っております。したがって、私どもは今後そういう方向に努力をいたしてまいります、それにいたしましたとしても、ここ数年はこの状態が続くのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

そこで、ご指摘のありました住民のニーズに必要な施設はどうしてもやっつけていかなければならないということで、いろいろ財政のやりくりをしながら各種の施設をできるだけ住民のご要望におこたえできるように努力をいたすわけでございますが、特にご指摘のありました美術館や博物館のあり方ということなんですが、文化会館の運営も含まれますと、考えてみますとこれは文化財団で運営をされておるわけでございますから、よく財団の理事さんのご意向を承りながら、こちらの社会教育の方とも十分調整をして今後できるだけいい活用方法になるように努力をいたしてまいりたいと思っております。

それから博物館でございますが、実はこれは第三次の基本計画の中で博物館を将来つくっていくということで調査研究を計上することにいたしております。ちょうど八、九、十、十一、十二、ですから大体六十二年度ぐらい、要するに後年度において計画実現に間に合うように調査研究を進めていこうということでございますので、私どもがその中にどういうものを博物館として展示をし、市民の方々の勉強に役立つような学習の場にしていったらいいかということ、今後さらに研究を積み重ねてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

次に、四日市の西南部の問題に関連をいたしまして四郷地区のご指摘がございました。確かに人口はお話のあったとおりでございますが、熊野市というものと直接比較をされましたが、私は人口だけでその町のあり方を比較するということにはいかないかと思っております。元来、熊野市というのは人口は確かに三万人を切っておるわけでございますが、それなりに一つの生活圏を構成しておるということでございまして、四日市の場合はやっぱり二十六万で同じような生活圏を構成をしているということが言えるというふうに思っております。そこで、そこに必要な公共施設をどう組み込んでいくかという問題でございますが、いろいろ生活圏そのものがある程度区分をして考えなければいけないと、一つ、第一次的、大ききで区分をしていきますと、各小学校区、あるいはさらにそれを合わせますと今度中学校区と、そしてさらにもう一つ大きく考えますと、いまの地域社会と言われております二十八区あるわけでございますが、そういう地域、そして最後に四日市市全体ということになるかというふうに思っております。

そこで、第一次的な生活圏としては、保育所や幼稚園、公民館といいますが、集会所といいますが、そういうもの、あるいは児童の遊び場等であろうかと思えます。中学校の通学区域としての生活圏で考えますと、郵便局でありますか、あるいは中央公民館的なもの、それからさらに大きな範囲ということになると、今度ほんもう少し高等学校でありますとか図書館でありますとか、墓地でありますとか、そういう問題になってくるかと思うわけで

でございます。市全体としては、やはりご指摘のありましたようにいろいろな公共施設がありますので、それらをどういうふうな配置をしていくかということが問題であらうかというふうに考えておるわけでございます。そこで四郷地区全体を考えれば、確かに大変人口の多いところでございますから、いま私の方は西部地域全般にわたって消防の分署的なものが必要なのではないだろうかというところで、それをどこに、どういう形で配置をするかということを検討をしている段階でございます。これはまだ結論を得ておりませんが、さらに今後の人口、団地の形成の見込み等を判断して人口のふえぐあい等を推定をしながら、それを決定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからその次に、道路網の問題でございますが、西南部地域ではいまございます計画、特に南北道路というのが問題ではないだろうかというふうに思っておりますが、南北道路につきましては四日市市環状線がございまして、環状線を中心しながらやっていきたいというふうに思っておりますが、さらに北勢バイパス、それからいまのフワワロードでございますが、これは四日市市内は一・二キロということになっておりますので、鈴鹿、亀山を経て関の方へ行くという南向きの道路でございます。五十九年度に用地買収に入らうかということでございますが、これらのことを考えながら四郷地区と川島地区を結びます松本貝家一号線の整備を行っておるところでございます。さらに南西地区の道路計画として、環状一号線、北勢バイパス、いま申したとおりなんですが、一号線は事業費が非常に大きくなりますので、県営でやっていただくように、県事業で取り組んでもらうよう要望をいたしております。また、県の方でもその方向で現在考えていただいておりますので、私どもはこの推進につきましてさらに一層努力を積み重ねて、一日も早い現実を期してまいらうというふうに考えておる次第でございます。

その次に、本市の退職金の問題でございますが、これは昭和五十七年の四月一日に、それまでございました退職金を改定いたしましたして国の基準に準ずるよう改正をされております。したがって、動統十四年以下の短期間勤続者に対する減率の規定と、それから最高率の支給適用年数を十五年から十年に減ずる規定等、さらに三番目に勤奨等による特例加算、いわゆる二割加算を一割に減ずると、こういうような三点が中心でございますが、ある程度の経過措置は講じておりますが、昭和六十一年四月一日から全く国と同じものになる、同じ率になるという方向で、順次年々国の方向にさやよせをされております。したがって、どこかの市でありましたような、そんな退職金になるということはございませんので、その点はご安心をいただきたい。

ただ、私どもは退職金あるいは賃金そのものを含めまして、やっぱり常識的な水準にあってしかるべきだというふうに思っております。それはやっぱり各都市の状況をにらみながら決定をされていくもんだというふうに考えておるところでございます。

その次は、公園施設の管理でございますが、これはかつて、この公園施設というのは土木部で管理をしておったことがございまして、管理が二重になりました非常にやりにくかったという面もありまして、スポーツ課の方に統一をいたしましたわけでございます。しかし、今日いろいろこの面で利用者の方々にご不便をおかけをいたしているようでございますから、今後これらの点をよく研究をいたしまして全庁的に事務改善委員会の課題として取り組んでまいりまして、三月までには結論を出してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

それから週休二日制でございますが、確かに余暇というものが非常に多くなりまして、余暇の過ごし方というのがきわめて問題であるというふうに思っておりますが、いまやっておりますのは主として公園づくり、あるいは小さな広場づくりというようなことをやっておるわけでございます。公園では、南から南部丘陵公園、それから桜のアスレチックス、さらに北へ参りまして山村ダム周辺の公園化、そして今度は北勢中央公園というような公園づく

りをやっておりますが、私どもがよく聞くのは、一日弁当持ちで遊びに行く場所がないと、半日もいれば大体それでその公園へ行った目的も達せられてしまうんで、一日遊んでいられるような場所が欲しいというお話をお伺いいたしております、そういうったことのご要請に対応をすべく南部丘陵公園には小動物園というものを設けまして、今日大変にぎわって日曜祭日には親子連れ等にぎわっております。今後さらに充実をしてみたい。さらに桜の方では、主として体を動かすということでアスレチックス、さらにスノーバースライダー、大型トリム、展望台、ローリースケート場の施設を設けまして大いに活用をいたさうと、それから北部の方では山村ダムというきわめて景勝の地があります。ここでは相当自然観察等を含めまして大せいの子供さんたちがいらっしやる、あるいはサイクリングもやっておるわけでございます。それからさらに、今度西村にやります北勢中央公園を計画されているわけでございます。こんなようなことを考えながら、長島や鈴鹿の場合ですと、これは民間の施設でございますし、かなりそこへ遊びに行くにはお金が必要でございます。一遍いらっしやればおわかりになると思いますが、かなりお金がかかります。ただ、四日市の場合にはそういう公園ではありませんので、全体からいってお金が余りかからないで済ますことができるんじゃないだろうか、そういうったような施設を今後さらに整備を進めていきたいと思っております。

以上私からご答弁を申し上げ、漏れましたところはそれぞれの担当の方からご答弁を申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） 四番目と七番目につきましてご答弁を申し上げます。

まず、道路の不法占用の問題につきましてでございますが、道路の管理につきましては道路法及び四日市の道路占用基準に基づきまして指導、取り締まりを行っておるわけでございますが、しかしながら、現実には建物、工作物等許可のできない物件が道路上に築造され、不法に道路が占用される場合がございます。これらの不法占用物件につきましては、日常の道路パトロール及び住民からの通報により判明次第、その実態を調査し当事者と協議の上撤去すべく努力しておるわけでございます。現在この関係につきまして数件取り組んでおるわけでございます。今後とも道路交通障害の除去と道路の正しい利用、啓蒙をする見地より道路パトロールなど強化するとともに、関係機関と十分連絡をとり不法占用の排除に努めてまいりたいと思っております。

次に、七番目の道路舗装の問題でございますが、道路舗装につきましては、地元自治会からの要望路線を各センターにおきまして調整、とりまとめをいたしましたものを、本市の舗装工事施行基準に基づきまして道路維持管理の観点から十分検討の上、施行いたしておるわけでございますが、狭隘幅員の道路のうち、特に通学路、生活道路など要望の順位の高いもの、また狭小ということから、これらにつきましては維持管理もむずかしいということから現状施行しているのが現状でございます。しかし、市といたしましては、施行基準もあるわけでございますので、今後につきましては一層この基準を守って努力していきたいというふうに考えております。

なお、現在の市道の舗装面積はおおむね七八%というような状況になっております。それから、圃場整備に伴いまして築造された幹線道路などは、管理者が改良区ということでございますが、未舗装部分が多数残っておりますのが現状でございます。これらにつきましては改良区と年次的に話し合いを進めまして、指導移管を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご了承を賜りたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 六番目の後段と八番目のご質問についてお答え申したいと思っております。

ソフトボール場を借りるところがないから、近郊といいますか、郊外においてそういうことをあっせんしてもらえないかというご質問でございますが、こういった地区につきましては大変スポーツ愛好者の方々にご不自由をかけているわけでございますが、他の地区で借用できる遊休地があれば、私どもの補助要綱に従いまして借りていただくようにさせていただきたい、こういう窓口は開いてもおりますので、十分ご活用いただければありがたいと思っております。

それから八番目の青少年のための環境整備についてでございますが、まず風俗営業の進出に關しましてどうかというご質問でございますが、正直に言いますと行政機関として反対の立場をとることは非常に困難でございますけれども、私どもは青少年対策の立場から何とかして進出を思いとどまっていたかどうか、反対というよりは懇請をしているのが、正直なところでございます。現行の法体系からはそのような対応しかもうできないのでありますけれども、ご質問のA地区のモーター風建物については旅館建築審査会の審議を受けまして、本市条例の第三条第七号、つまり市長が適当でないと思えた場所によって建築差し止めを申し渡し、現在係争中であります。

なお、この建築阻止のため四日市青少年育成市民会議が音頭を取りまして、全市的に署名運動を展開し十万余名の署名を集め、関係機関へ提出するよう準備を進めているところでございます。

B地区のパチンコ店の建設につきましては、八月二十三日付で建築確認申請が出されました。法的には条件を満たしておるようでございますが、地元では反対の意思表示が一部にあり、現在話し合いをしているというふうな状況でございます。

それから有害図書自販機につきまして、二十数台という数字も出していただきましたけれども、昨年十二月一日施行の三重県青少年保護育成条例による規制が非常に厳しいものになったこともあって、市内の自販機の中身は従前に比べて穏やかなものになったと、ある人が買いにいって、もうこんなつまらないものなら買わぬというふうなことを、正直言って私も聞いた覚えがございますので、中身について相当改善されたということは聞いておりますが、台数については減ってはおりません。私どもつかんでおるのは、八十二台か三台というふうに聞いておるのでございます。いずれにいたしましても、完全撤去となるためには住民の方々や設置者との話し合いによる以外はないというふうに考えておりますが、ここでも生存権あるいは営業権が大きく物を言っておりますが、いずれにいたしましても、青少年対策の環境浄化の観点から、地域住民の方々のご協力を得て青少年に望ましい環境づくりを進めてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

なお、十日の夜乱闘事件があった、その中身はどうかということでございますが、新聞ではほぼ詳細に出ておりましたけれども、十一人对二十一人という対決であったようでございます。少ない方が孤野中の卒業生ということ、ほとんどが高校三年、またそれと同年齢の有職少年ということでございます。二十一名は中部中ほかという表現がしてございましたが、私ども中学校の出身校区についてはつかんでおりませんが、高校が八校、訓練校が一枚で二十四名、有職少年が八名で計三十二名という数はつかんでおりますけれども、出身校につきましてはまだつかんでおりませんので、ご了承をいただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時八分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 通告に従いまして質問させていただきます。

まず第一に水利用について。

日本は雨の多い国だから水はたっぷりあるだろうと考えていました。確かに一年の降雨量は約千八百ミリで、世界の平均量の約二倍あります。だが、人口一人当たりの年の平均降雨量は計算いたしますとわずかで、世界の五分の一になってしまいます。しかし、雨量の大部分は海へ流れてしまいます。東京に降る雨の八割は、下水道や川から海に流れてしまうと言われています。日本は決して水のあり余る国ではありません。この少ない水をうまく利用して使う工夫が大切だと思われています。たとえば日永浄化センターからこの水を中央緑地へと取り入れる方法など、簡単なのにどうして取り入れられないのだろうかと思うのでございます。下水道部と都市計画部の縦割り行政のひずみだとも思われます。市役所南側七十メートル道路の中央に御影石の水路をつくって水を流したら、もっと美しい街路、樹林になるだろうとたびたび指摘されていますが、一向に考えられないのが現在でございます。理事者のお考えをお伺いいたします。

四日市の都市美の中で最も欠けているのは水の美しさだということに気がつかないだろうか。申し上げるまでもなく、川は水が流れておれば川であり、流れていないと、夏はボーフラの巣になり、またどぶ川になって臭いにおいが流れ出します。三滝川から塩浜の海燃へ取り入れた水道管が常磐地内に残っております。この水を七十メートル道路へ持つてくることさえ考えたら、上水道を使わないで美しい樹林になります。あり余るようなことがあれば阿瀬知川へ流せば、ここもきれいな川になります。桜のお寺の前にはきれいな水が流れています。十年ばかり前、子供会がこのところにコイを入れました。そのコイが大きくなって、一つの名所のようなところになっています。いずれ川から、下水から海に放流される水なら、もっともって利用を考えるべきでありましょう。四日市の北部に朝明川の水を利用した朝明用水というのがございます。農業用水であります。用水の管理は農業関係者であります。が、末端の排水路の維持管理は市の建設部になっておると思えます。稲作中は絶えず水が流れておりますが、秋になると水をとめます。水が流れないから、排水している松原の排水路は、とたんにとぶ川になって苦情が出てまいります。市は河川管理に相当努力をしているようではありますが、用水路、排水路の管理、利用計画は全くないように思われます。下水、土木、耕地の三部調整の行き届かない行政面の一端もうかがわれます。耕地関係の用水路だからとか、市街地また市街化調整区域の関係等、また農振地域の問題など水行政の取り組み方、特に負担のむずかしい面もござります。こうした用水路は人間生活にきわめて関係の深い水路でありますから、積極的な姿勢で望んでいただきたいと要望いたします。

次に、地区づくりについて。

四日市の行政の一つの特徴であります地区づくりについてお尋ねいたします。

地区づくりをするために新しい公民館と市民センターが毎年つくられております。分権時代にふさわしい行政のあり方です。この企画が始められてからわずかの年月でありますので、その実績をお聞きしたいと申し上げてもまだ少々無理だと思われませんが、どこかの地区に何らかの傾向を見ることがありましたら、お聞きしたいのでございます。

また、全市の地区から若干地区を選んで、モデル地区とはいかないまでも何か特徴のある地区づくりをするとい

う話を聞いておりましたが、いかがでしょうか、その内容、経過などについてもお尋ねいたしたいのであります。一般市民から、市は地区づくりのためなどといつてりっぱな建物を建て、たくさん職員を入れてやっておるが、財政が思うようにいかない時代に最後までやり通せるのかどうかというような疑問の言葉も流されておりますので、こうしたことを質しておるわけでございます。

次に、各種委員会の委員について。

市の行政の中にはたくさんさんの委員会が設置されております。法的に設置しなくてはならぬものから、行政を進める上から便宜的に設置したものもあります。私は四日市市の行政の中にどれほどの委員会があるのか調べてみたことはありません。どれだけあるのでしょうか。いずれにいたしましたとしても、これらの委員会の委員は、市民の行政参加であります。したがって、同一人がいつも行政に参加することよりも、たくさんの方の市民に参加していただく方が効率的であり、有意義であります。会派の川口議員がすでに指摘したところでありますが、この傾向は一向に改まっております、しかも、改めようとする意図もなさそうであります。改めようと考えておられるのならばどう改めたいか、方向なり計画なりをお示しいただきたいと思うのであります。

聞くところによりますと、神戸市は婦人が主として行政に参加しておりますので、婦人を主とする公民館での大衆講座を開いて、その講座を上・中・下級講座に分け、順次その講座を終了するようにしております。上級講座を終わったとき、すなわち卒業した人たちの中からできるだけ委員を任命し、行政に協力をさせているということがあります。四日市市の場合、任期があっても再選妨げず、よほどのことがない限り交代しないことが多いようであり、市民一人一人がいま何をしようとしているのか、また何を行政に望んでいるのか、こうした市民意識の把握には、常に対象が変化するだけに、やさしそうでなかなかむずかしいと思われれます。行政が都合のよい委員を

選ぶことも一つの道かも知れません。それでは新味もないし、革新的な意見も出ないことが多いのであります。混乱することを望むものではありませんが、ここらあたりで委員とは何か、どう委員を選ぶのか、選ばれた任期はどれほどが適当なのか、再選を認めることが大切なのか、認めない方がよいのか、あるいは年齢制限、男女別、必要委員数はどれだけなのか、学歴、経歴等の問題を調査、検討する委員会を設けて、不必要な委員会は廃止してすっきりした、そして行政に市民参加の意義を生かした委員会づくりをやっていたいただきたいと思っております。ご所見をお伺いして、質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず水の利用についてでございますが、今日当市でやっております水に関係する仕事では、飲料水の確保等配水の整備ということ、あるいは家庭汚水の浄化というようなことに集中いたしております。残念ながらご指摘のありました水を効率よく、うまく都市美の中に組み入れていくという仕事といたしまして、考え方が取り上げられていないというのが事実でございます。この議会でも何遍かご議論をいただき、私どもも確かに今日の都市景観、あるいは潤いのある町づくりということになりますと、緑の問題と同様に水の問題もきわめて大切な問題であろうかというふうに思っております。

考えているわりあいには実際に現実の問題としてできていないんじゃないかと、何にもやっていないんじゃないかというご指摘でございます。まさしく汗顔の至りでありまして、今後これらの面については格段の努力をいたさねばならないところではないかというふうに思っております。

まず日永の浄化センター、これは三次処理の方に集中をいたしております、あるいは下水道の拡張工事の方で

目いっぱいというような実態があるわけですが、やはり確かに中央緑地への水の利用ということは当然に今後課題として私どもは考えてまいらねばならないと思っております。

それから中央通りの問題でございますが、これはかつて私どもは考えなければならぬ問題として取り上げてまいりたいということを申し上げた記憶がございます。したがって、私は、第三次の五ヵ年計画が財源の関係上省かれておりますが、つけ加えていくとすればまずここからではないだろうかというふうに考えておりました、いまその点を都市計画部当局の方に指示をしたところでございまして、いずれ計画が固まり次第実現に向かって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから朝明用水の問題でございますが、先ほどお話のありましたように用水路は農業関係者の権利がございまして、いわゆる灌漑期以外はふたをして水が農地へ入らないようになっております。そんな関係で下の方の排水路では大変見苦しい状況があるということでございまして、これらの問題につきましても、やはり何らかの解決策を図りながら下の方の排水がうまくいくようにしなければならぬかというふうに思っております。三部調整がうまくいってないということでございますが、確かにそういう問題があるかと思っておりますので、今後積極的な取り組みを図ってまいりたいと思っております。

地区社会づくりでございますが、五十三年以来市民センター構想を試行してから、今日では試行の段階から実際に実施の段階に入っておりますが、六年目を迎えております。この間私どもはセンターの施設整備を進める一方、各種の地域活動や社会教育活動などセンター機能の充実を図りながら、その地域の住民の方々と一体となって地域社会づくりに取り組んでいるところでございますが、最近だんだんにこの地域の方々のコミュニティ意識というのは、非常に高くなってまいったんではないかというふうに感じているところでございまして、

たとえば昭和五十五年度からはそれぞれの地区で広報をお出しになっておみえになる、これらは非常に特色が出ておるといふふうに思っております。そのほかセンターの利用回数ということになりますと、いままでもわかっております状況では五十七年度、全部のセンターでございまして、六千五百回以上と、それで前年度が四千八百回ぐらいでございましたから、かなり伸びてきておりまして、平均利用回数にいたしますと全体で約一万人の方が五十七年度に比べて五十八年度は伸びておると、こういう実態、一館平均で約二百八十回ぐらい、一万人の利用がされているということになります。これは学級講座でありますとかグループサークル活動など全体でとってまいりますと、前年度よりもやっぱり一館平均で二万六千人ということでも年々利用の回数はふえていっておりますわけでございますが、それだけで私は地域社会づくりというものは進んでいるという評価はまだまだできないということでございます。そして、特色的なことを申し上げますと、地区の名前を申し上げることはお許しをいただきたいと思っておりますが、その地域では青少年を健全育成するための話し合いの場を地域の方々ご自身でおつくりになられました、パトロールももちろんでございますが、直接細かく各団体が自分たちのやっておることを持ち寄りながら、みんなで一緒になって自分たちでやるんだということであるご努力をなさっていらっしゃる地域があらちちらにございます。これはその一つの例でございますが、こんなにもやっていただいているのかなというところで非常に私は感心をしていただいております。しかし、これからさらにそれぞれの地区でいろいろお考えをいただいて、ご婦人の問題でありますとか、あるいは福祉の問題でありますとかということについて真剣に地区の皆さん方ご自身で支え合っていくという動きが、ぼつぼつではありますが出ているということ、これらの皆さん方の関心を大事に大事にしてまいりたいというふうに思っております。現在私どもはそれぞれの地区に基礎となる地域の実態とか、あるいはその地域の特性とか、各種の資料、情報を提供することが重要だというふうに思いまし

て、現在各地区の生い立ち、歩み、特性、年中行事、それから各種の指標等を地域のコミュニティーマップに織り込みまして、年内に完成をして地区要覧としてそれぞれの地域にお配りすることにいたしております。そういう形で市民センターを中心にしながらそれぞれの地域で特性に応じた地域社会づくりのために市民の方々が協力いただけるような環境をつくってまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、センターの整備についてご心配がございましたが、第三次の基本計画でほぼ完了することがございますので、今後コミュニティー本来のソフト面を主体とした活動、施策の推進に一層努力をしまいたいと思っておりますのでございます。

それから各種委員でございますが、これは審議会、協議会等々全部で九十二という数になっております。この九十二の中には法律等で設置が義務づけられているもの、あるいは各分野におきます行政執行の適正、円滑化を進める上で必要なものとして設置をしているものと両方あるわけでございます。一例を申し上げれば、法律で義務づけられているというのは、たとえば農業委員でございますとか、あるいは行政執行の円滑化を進めるということでありますと、労働会館の運営委員会でございますとか、そういったような二種類があるわけでございますが、この委員の問題につきまして事務改善委員会で検討を加えてまいっております。これをご指摘のありましたようにどう改善をしていくかということで、所期の目的が達成をされたものは当然廃止をしていくと、これがつくったままでそのまま存置をされているというようなこともなきにしもあらずでございますが、そういった達成されたものについては廃止をする、あるいは設置の期間をあらかじめ設定をして設置していく、それから委員の兼任というものはできるだけ避ける、それから婦人委員の登用が比較的少ないので、できるだけ多く登用をしていきたいと、かようなことを考えながら整理をしていくということでございますが、必しも現状は基本的な考え方に立ってすべてが割り

り切られているわけではございません。大体主管部課があるわけでございますから、そういう主管部課で徹底して考えてもらわなければならないかというふうに思っております。その具体案の提出を、これも過日指示をしたところでございますが、ご指摘の趣旨に沿いまして一日も早く本来の目的達成のために努めてまいりたい。なお、婦人委員の登用について先ほど神戸市の例をお挙げになられました、私どもも神戸市の例は承知をいたしておりますのでございますが、市民大学という構想が毎年行われているわけでございます。この中にそういう講座を取り入れることができますかということを目下検討中でございます。近く結論を出して、この問題につきましても一歩前進をさせてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 答弁をいただきました。少し要望をしたいと思います。

水の利用について、いろいろと返答をいただきましたが、水を治めるといふ問題、水を治めればよう治まるといふ、昔から言われておりますが、近年になって水の大切さというか、特にこの四日市市は鈴鹿山脈からの直下型、どうしても水から離れるという、近代の世相といえますか、水を生かす方に今後意を用いていただきたいと、特に私いままで経験したことがございますが、県営あるいは国の力によりまして菰野地区の方から、うちの方は井ぞきから水をとっております。ところが、農業者は、冬うちの水を揚げておれば湿地になるから壊されると、幾たびか壊されました。しかしながら、北野地区の用水源でございますが、菰野地区の重盛さんの裏から遠々二百メートル、三百メートルを、農業用水を底張りいたしましたして、そして冬うちも入れるようにしたところが壊されました。しか

し、狐野の生活用水に毎日いろいろの水に使うということで、冬うち入れるという問題等も解決して現在も冬うちを入れておると、また、今度モデル事業で排水事業をしますが、阿弥陀川からとって、その水を利用する地区も出てきております。そういうようなことで、いま申しました朝明用水についても三部調整していただいて灌排事業なり、あるいは底張りしてでも農民との負担問題も解決していただいて、底張りして冬でもきれいな水が流れる環境づくりもいいし、また水の大切さもわかるという環境等も考えて前向きに考えていただきたいことを要望しておきます。

また、地区づくりでございますが、いまこのようなことに前向きに取り組んでおる、また地区広報もこのような特色が出てきておるといふ報告もいただきました。しかし、私ちょうどこの三月ですか、同じ会派の伊藤議員にうちの後援会、私の選挙の後に後援会に県をのぞいていただきました。しかし、そのときに県はどういうところかと、市役所自体市民部初めの課に行っても、県はどんなところかという特色はようつかんでおりません。特に私が立候補をいたしましたから、農業の合併町村の農業投資が四日市は少ないということ、どうしても立ちおくれております。桜はどんな町村の格差の是正のためにいろいろと努力をいたしてきましたが、どうしても立ちおくれております。桜はどんなところだと、あるいは県はどんなところかということとは、センターもできた、また社会教育もできたと、その特色を生かすように行政指導をしていただきたいと思っております。

また、次の委員の問題ですが、いろいろと答弁いただきました。前向きな姿勢で取り組んでいただきたいことを要望して質問を終わりたいと思っております。

○議長（後藤寛次君） 堀内弘士君。

〔堀内弘士君登壇〕

○堀内弘士君 通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず第一点目は、海蔵地区の下水・排水路の整備状況についてであります。

この問題については、昭和五十五年の三月議会において私が地区内の下水、排水路の全面見直しを必要申し上げたわけですが、その後支派線水路の改良については遅々として進んでおりません。もちろん国からの補助にかかる市の継続事業としては、羽津、茂福、塩浜、日永、雨池等の重点的施策は了解できますが、問題はそのに至るまでの支派線の改良であります。毎年逐次改良をしていくという答弁は前回もいただいておりますが、あれから三年半を経過した現在、地元からはほとんど同じ個所の改善要望を出している現状であります。これでは市単の三億という予算は一体どこに使われているのかと聞きたくなるのであります。もちろん第一線に働く職員の方々は毎日汗を流して飛び回っておられることはよく理解をするところであります。もっと効果的な事業の進め方、重点的な事業の進め方、言いかえれば市の努力がはつきりわかるような事業の進め方はできないものかと思うわけですが、この点、今後の整備の見通しについて重ねてお尋ねをいたします。

第二点目は、過去に他の議員からも質問がありました。最近市街化調整区域等における農業用水路に家庭からの汚水、特に水洗便所の汚水の放流が増加の一途をたどっておるようであり、これは地域の自治会長が同意書に判を押せば、施業者は保健所に届け出を行うだけで簡単に工事ができる仕組みになっておるために、われわれの地域でもますます増加の傾向をたどっておるようであります。このまま野放しの状態が続けば、夏期、雨期にはその悪臭ははなはだしく、万一伝染病でも発生した際には大変な混乱が予想されるのであります。環境衛生の面からも将来、住民の間に大きな波紋を呼ぶことは明らかであります。承るところによれば、われわれの地域の公平

下水道の完備は十年先になると伺っておりますが、この点について市としての当面の対策、また今後の公共下水道計画についてお聞かせを願いたいと思います。

第三点目は、中部地区市民センターと若干文化会館にも触れてみたいと存じます。

中部地区市民センターが本年四月以降地区外の文化団体を締め出して地区の催しに専用するという事で、これまでここを無料で使用をさせてもらってきた百近い利用団体は、今後必要があれば文化会館を利用せよということになったわけであります。もちろん文化会館はいずれも有料であります。従来利用させてもらってきた文化団体の中には、本当に自分たちの研究、研修のために真剣に取り組んできた集まりもたくさんあったことと思われませんが、文化会館を使用せよと言われて、財源の確保ができないためにやむを得ず活動を中止した団体もあるやに聞き及んでおります。ところが、先日の新聞に報道されていたように、その後の中部地区市民センターの利用状況は地区内でも余り活発に行われていない、閑散なものであるということのようでもあります。この現実を市当局としてどのように受けとめ、将来どのように対処していかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

と同時に、中部地区市民センターを締め出された各文化団体が現在文化会館をどれだけ利用しているのか、承るところによれば、文化会館には手続の面でいろいろ問題はありますが、その実態がわかればお答えを願いたいと思います。

第四点目は、老人、特に寝たきり老人の養護施設についてであります。

市内には一般老人の養護施設として寿楽園がありますが、これは健康な老人向けの施設で、百二十床を備えておつてわりあい裕福に運営をされておられるようではありますが、不足しているのが寝たきり老人の収容施設であります。現在小山田に社会福祉法人の特別養護老人ホーム、いわゆる特養がありますが、百九十床のベッドと聞いておりま

すが、これだけを持ちながら、現在でも三十五、六名の寝たきり老人が入院待ちの状況であると聞き及んでおります。われわれも寝たきり老人を抱える家族から依頼を受ける機会が多いわけですが、これからの高齢化社会に向けてこのような状態はますますその度合いを深めてくるものと考えられます。今回の国の方針によれば老人や身障者の福祉を在宅中心に移行する方向も見受けられますので、むずかしい面も多々あり、国の補助枠等の関係ももちろんあることとは思いますが、いかなる理由のもとにも福祉の後退は許されないと、私は常に考えております。将来ベッド数の増設についてどのような見解を持っておられるか、お聞かせを願いたいと思います。

最後は、国の医療制度の見直しに対する本市の国保制度についてお尋ねをいたします。

厚生省は、昭和五十九年からサラリーマンの定年後の医療補償の充実を目指す退職者医療制度を創設する方針を固め、その予算措置を概算要求に盛り込むとともに具体案を近く社会保険審議会に諮問する方針を決めたと聞いております。その骨子のあらましは、第一に対象者は、厚生年金や国家公務員共済など被用者年金の老齢年金受給者で七十歳未満の国民健康保険加入者とその家族、それからその財源は、対象者がこれまで国民健康に支払ってきた保険料と被用者保険の現役の労使折半で賄うと、それから給付率は本人が八割、家族は外来が七割、入院した場合八割とするなどで、実施時期は来年七月が目標となっておりますが、もちろんこれは大企業を中心とした組合健保の資金の持ち出しにつながる問題であるために財界や労働団体の強い反発も予想されて、実現には相当難航するものとは思われますが、厚生省が五十九年度実施の構想に踏み切ったのは、医療費の削減策の一環として自営業者などを対象とする国民健康の助成制限を抜本的に見直すことにしたためであると考えますので、本市の国保財源にも当然そのはね返りが、影響を及ぼすことが予想されるわけであり、本市の健康保険料はもはやこの値上げも限界に來ていると考えますが、これに対し市長のご所見があればお伺いをいたします。

これで第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分

午後一時三十一分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 堀内議員の第一点の問題の排水路の整備の見直しについてお答えを申し上げます。

海蔵地区の排水対策につきましては、基本的な考えといたしましては国庫補助事業によります羽津都市下水路、その二号幹線の推進であります。あわせて源の堀川の整備によって対処をしたいというふうに考えておるところであります。それで、先ほどご質問にありましたように、支派線の水路の整備につきましては、毎年海蔵地区におきまして約四十カ所程度のご要望をいただいております。この間地元と十分調整を取りながら、緊急度の高いところからできるだけ効果的に事業を推進しておるところでございますが、いずれにいたしましても、継続個所として事業を実施しておりますので、毎年同じようなと先ほどご指摘があったようなことで、毎年同じような個所のご要望をいただいておりますのが現状でございます。今後はご指摘のありましたように、効果的に事業を進めなければならぬわけでございますが、そういう意味で地域の方々とも十分調整を取りながらより一層事業の執行に当たりたいというふうに考えております。

ちなみに、都市下水路の受け持つ区域は、市街化区域六千五百ヘクタールのうち公共下水道区域千五百ヘクタールを除いた約五千ヘクタールでございます。この区域について全般的に効果の上がるようにしていきたいというふうに考えておるので、よろしくご理解のほどを賜りたいというふうに存じております。

次に、二点目のうち公共下水道についての状況はどうかというご質問でございましたが、当地域は北勢流域下水道の計画区域内に入っております。この事業につきましては、昭和五十六年度より県営で浄化センターと幹線管渠に着工しておるところでございます。このうち本市の汚水対策となります四日市幹線につきましては、県の方でも重点的に取り組んでいただいております。まず第一期工事としてたまたま富田、富洲原地区の管渠の整備をしておるところでございます。いずれにいたしましても、大規模工事でございますので今後かなりの年月を要するかと思っておりますけれども、私どもといたしましても、下水道の重要性にかんがみまして今後一層その促進に努力をしてみたいというふうに考えておるので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。以上、私の答弁を終わります。

○議長（後藤寛次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 中部地区市民センターのご質問に対してお答えをいたしたいと思っております。

ご承知のように、中部地区市民センターは昭和五十六年度から地区市民センターとして発足いたしました。昨年度文化会館が開館されましたから、そのために本年度的な活動団体サークルの利用につきましては使用許可を制限させていただいたのでございますが、ただし、次の場合は従来どおりの使用許可をさせていただきます。だいております。と申しますことは、使用目的があるいは料理あるいは茶道、こういうふうな実習、あるいは市が

主催または共催する事業、あるいは社会福祉関係団体が使用するようなとき等々につきましては、従来どおりの使用許可をさせておっていたたくわけでございます。

ちなみに、本年の四月以降八月までの利用状況を見てみますと、昨年同期との比較では昨年度が千六百三十五回に對しまして本年度は六百十一回というとおり、ただいま堀内議員からご指摘のとおり減少しているのをごいいますが、これにつきましては、従来からの地区市民センターとしてのなじみが深かったんじゃないかと思えますのと同時にまた過渡期でもございますので、そのようなことからやはり利用が落ちていたのではないかとこのように考えております。私どもといたしましては、このセンターが地域住民の皆様にご気軽に自分たちの施設というふうなお考えのもとに十分に活用をしていただけるよう、また、住民の皆様とそういう意味では密着した課題や、あるいはその他住民ニーズ等々に基づきます諸問題を積極的に取り上げまして、学級講座の開設、あるいは住民の自主的サークル活動の促進というようなことを行いまして、地域活動の場としての利用のPRに努めておりまして、その結果徐々にはございますけれども利用率が高まってきているのをごいします。したがって、さらに地域の住民の活用が得られるように努めてまいりたいと思ひます。

ただその中で、ご質問の中にございましたように、締め出したために、締め出しというか、利用をお断りしたために活動の停止がされておるような文化団体等々があるというご指摘ございましたが、この点につきましては、その実態等々を十分われわれといたしましては承知をいたしまして、その上でできる限りの活動停止をなさっておる文化団体がさらに活動していただけるような措置も講じていかなければならないというふうに思っておる次第でございます。

また、文化会館の活動状況、利用状況の実態ということでございますが、文化会館の利用状況、第一ホール、第二ホール、第三ホール、第四ホールというのを除きまして、展示室も除きまして、主として第一会議室あるいは第二会議室、第三会議室あるいは和室の会議室あるいはリハーサル室とか練習室と、こういうふうなものを中心に申し上げますと、一例をとりますと、たとえばリハーサル室は昨年度八十三件でございます。これは五十七年度と五十八年度の比較でございますので、パーセントで申し上げますが、五十七年のパーセントが三六・三、日数が違っておりますので失礼でございますが、それから五十八年度の四月から八月までということになりますと、六四・六というふうに伸びてきております。また、第一会議室におきましても四八・五％というのが五十七年度の利用率でございますが、五十八年の四月から八月までには六七・七％、それから第二会議室におきましては六七・六％、これは五十七年度でございますが、それが八八・五％と、このように伸びてきておるのでございます。これは、主として中部地区市民センターで定期的に利用しておっていたいただいた全市的な文化団体のうち、大体四十団体ぐらいの方々が文化会館を利用されているものというふうに私どもは理解をいたしております。たとえば、四日市の少年少女合唱団とか、あるいは四日市の交響楽団とか、あるいは四日市の俳句会、あるいは川柳よっかいち等々、こういうふうな方々がご利用なさっているのではないかとこのように思ひます。

いずれにいたしましても、文化振興ということでございますし、きのうも前川議員からご質問、あるいはご要望等でございますが、あさけリージョンプラザも、市長はきのうは管理のみというふうなことでございましたが、前川議員のご指摘で管理には運営があると、運営管理だと、こうおっしゃいましたが、確かに私もやはり管理のみでなく、運営という面にもタッチしていかなければならないというふうに考えておりますが、そういう中でこういうリージョンプラザ等が開館いたしますと、やはりただいま言われておりますような草の根文化といひますか、地域に根をおろした文化活動等々

というものがこういう会館を利用されて、市民の方々に、一層これがそういう意味での本場の文化振興というものに役立っていくのではないかと、いろいろに考えております。それで、いずれにいたしましても、中部地区市民センターから一部の人たちの使用をお断りするというふうなことに對する私どもの考え方といたしましては、実態等々を十分把握した上でそれからの方々が活動していただけるような方途は別途講じていかなければならないと思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 第二点目の中のし尿浄化槽の關係の問題で、お答えを申し上げたいと思います。

ただいまご指摘ございましたように、し尿浄化槽は国の定める構造基準に合致をし、放流先としての農業用水路等の管理をする人たちの同意があれば、原則として設置が認められることは当然でございますが、しかし、設置後適正な維持管理が要求されるわけで、法的に維持管理基準が示され、保守点検や汚泥の抜き取り清掃や指定機関によります検査などが義務づけられておりますので、設置者に対しては広報とかパンフレットなどで意識啓発を行っていただくわけですが、さらに、今後徹底を図るための努力をしたいと思っておりますし、それらと合わせていろいろ方途についてご説明を申し上げますが、私どもの行政の分野で取り組んでいく方法といたしまして三、四点申し上げます。まず、し尿の浄化槽の設置に關します施工手続、並びに施工業者が実際にそういう放流先の同意などがあつて、しかもちゃんと届け出がされておるか、十分確認をするというふうなことも実務講習に合せて強く訴えておりますし、このことにつきましては保健所といろいろと共催をいたしまして、この八月三十日にもこの施工業者を集めてそのような注意を促したところでもございます。

次に、この清掃をとり行います清掃業者につきましては、現実に清掃業務に従事いたします作業員等に対します講習会を、これも保健所で年に一回開催をするなど技術についての推進に努めておるわけでございますし、これらとあわせて清掃の届け出がされるわけでございますが、この清掃届が一年間の間に実際実績として出てこないような設置者に対しては文書等によりまして注意を喚起していくというふうなことも考えております。

それからまた、五百人以下のし尿浄化槽につきましては、法定検査、これは有料でございますけれども、厚生大臣の指定を受けております機関で受けることになるわけでございますが、県内の機関といたしましては財団法人三重県環境保全事業団がございまして、こちらの方と調整をいたしまして市内を数区分けて五十九年から年次のローラー作戦等を実施できるように協議をいたしておるところでございますし、保健所の行政検査等も加えて検査の徹底を図っていききたい。そのことによつて不良浄化槽を一掃していききたいというふうにも考えております。また、五百人以上という大規模な、特に団地等の浄化槽でございますが、これらにつきましては水質汚濁防止法と廃棄物処理法と二つの法律の適用を受けるわけでございますが、それらに従いまして、排水基準に合致しているかどうか、チェックをいたしながら、県と調整をし、そのデータに従つて運転、管理、指導を実施するようにいたしております。

また最後に、し尿浄化槽の機能を常に十分に発揮をさせるという意味では定期的な整備や補修ということが必要でございますが、集中浄化槽等大規模なものにつきましては、ともすると受益者といえますか、利用者団体等が急に自分たちの金を集めて対応するということが困難な場合が考えられるというふうなことで、本年の四月からその経費の融資制度というふうなものも発足させましたので、これらを総合的に駆使しながら万全を期していききたいというふうなことを考えておりますので、どうぞご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） ご質問の特別養護老人ホームの整備についてお答えいたします。

市といたしましては、高齢化社会に対応すべく在宅福祉の充実、これについて特に配慮いたしておるわけですが、施設整備につきましても当然必要が出てくるわけでございます。こうした面につきましても積極的に推進してまいりたいと考えております。本年八月末現在で特別養護老人ホームの入所者数は百九十九名となっております。現在、八月末現在でございますが、三十九名ほどの人が入所を待っているのが現状でございます。このような現状と将来を展望しまして、特別養護老人ホームの入所対象者は、おおむね六十五歳以上の人口の1%を予測しまして施設整備を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。六十五歳以上の人口が現在二万三千八百人ほどでございますので、おおむね二百四十名程度の対象者が入所できるような施設整備してまいりたいと考えておるわけでございます。

本年度、痴呆性老人が入所いたします第二小山田特別養護老人ホームが増築されると四十名定数がふえるということが、これにつきましては決定されておりまして、近々工事に着手すると聞いております。また、来年度に向かいます、民間社会福祉法人である三重福祉会による一般の特別養護老人ホームの建設計画がございます。五十名定数で考えていくということでございますが、この施設整備につきまして、国、県あるいは関係機関へ要望を重ねまして、市といたしましても積極的に支援を考え、実現できるよう努力しているのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問のありました医療制度の見直しと、それが本市の国保制度にどう影響を及ぼしてくるかという点について、市長の考えをということでございますからお答えを申し上げますが、まず、今度の医療制度の見直しは医療費のむだな増加を抑えていくことにその趣旨があるようにございまして、そのために保険制度にいろいろな改正を加えようとするものでございます。国費の上でただいま五十九年度の厚生省が国に対して出しております概算要求で見ますと、医療費の削減分として六千二百億、このうち国保に降りかかってくる分は五千五百六十億ということでございますが、この内訳として医療費の適正化が千三百六十億円、それから医療保険機能の見直しというのが四百億円、この保険機能の見直しという中には十割給付を八割給付に直すでありますとか、あるいは給食費、あるいは薬剤費は除きますとか、そういうものが入っておるわけでございますが、保険機能の見直しとして四百億、それから退職者医療制度の創設、これが二千四百億入っております。そして、国庫補助金の合理化が千四百億ということでございますから、まず、医療費の適正化ということについては、これはどうはね返ってくるか、今後の問題になるわけでございますが、まず、退職者医療制度というのは、六十歳から六十九歳の方々が被用者保険から退職をした場合にその退職をされた方及びその家族の方について従来は国民健康保険にかわってもらっておったわけですが、それを今度は高齢退職者保険医療制度で賄おうということでございまして、その分を国民保険の負担から取り除いていこうと、こういう形になるわけでございます。そして、その高齢者ご自身の拠出する保険料と現役の企業にお勤めになっておられる方々、及びその事業主の拠出金によって医療制度をつくっていくと、こういうものでございますから、この分について現役の方と事業主の負担がふえていくと、そのかわり国民保険の方ではその分が軽くなると、こういう考え方で、当市では該当者は大体一万人ぐらい見えるんではな

いかということでございます。一方で国庫補助の削減ということがございまして、これは現在医療費ベースで四五％、これは文句なしに国が補助を出しております。それにプラスすることの財政調整交付金五％、したがって、医療費ベースの四五％の補助とさらにプラス臨時財政調整交付金というのがございまして、これを四五％プラス臨時交付金がプラスアルファでございますが、これらをまとめたものをひっくり返して全体を五〇％にしようということでございます。したがって、国庫補助ベースで申し上げますと、医療費に対して約六％ちょっとぐらいが国民保険に対する国の補助金が減っていくと、こういう形になるわけでございます。したがって、実際これが退職者の方々が抜けたことによってこの補助が全部補われるかどうか、その辺に問題があるわけでございます。

で、こういう操作をいたしますと、四日市のような場合には非常に被雇用者の方々が多ございますので、比較的多く国保の方からなくなっていくという勘定でございますが、そうでない地域にとっては逆に余り影響がなくて国庫補助を削られただけ損と、こういうことになりますので、財政調整交付金というものを国庫補助の中で拡大をしていこうと、こういう考え方でございます。元来、年度の改正では、適正な医療費を出していくということと同時に保険機能の見直しをやって保険の負担を軽くすると、そのかわり保険料の負担はできるだけふえていかないようにしようということが、いわゆる医療にかかられた方の一部負担をとるという考え方は、保険料にはね返らないようにしていこうという考え方から出ているわけでございますから、国の言うとおりであれば、私は保険料にはね返ってくることはないであろうと、こういうふうに思っておりますが、いまの国庫補助のカット分と、それから抜けていったことによって国保が助かる分とが、現実にはいま示された数字だけで計算をしているわけですから、実際はずいぶん違ってくるであろうと、もう少し検討させていただきたいというふうに思うところでございます。

そこで、退職者医療制度は来年の七月からということ、国の方に国会のご審議をお願いするということになら

うかというふうに思うんですが、私どもは実は全国市長会でこの問題を取り上げておりました、社会文教分科会と国民健康保険特別対策委員会という両方がありまして、これが過日合同会議をやりまして、年度の改正によって国保にはね返ることのないように、さらに保険料の値上げにならないようにしてほしいという要請を国の方に出しております。今後も、私どもはこういったあらゆる機会をとらえまして、できるだけ国保へのはね返り、あるいは保険料へのはね返りを国の制度変更によって起きてこないように努力をしまいたい、かように思っておりますのでございます。

以上、年度の改正についての私の考え方を申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 堀内弘士君。

〔堀内弘士君登壇〕

○堀内弘士君 ご答弁ありがとうございます。

第一点目の下水道の問題については、ご答弁の趣旨は一応理解いたしました。いずれにしても、一〇〇％の効果を上げることは諸般の情勢から非常に至難の問題であることは理解できますが、目標に一步でも近づけるためにこの際市長にお願いをしておきます。もう少し下水道関係の予算を増額していただいて、来年度からひとつ対処していただきたいとお願いを申し上げます。

第二点目でございます。第二点目の農業用水路に対する汚水放流の問題ですが、われわれの地域では季節ごとに農家の方々が給出をして農業用水路の清掃を行っております。しかし、これは上流から流れてくる汚水の悪臭にはがまんできないというのを聞いております。北勢流域下水道が完備をしても正規のルートで吸収をされていく汚水とはまた別に開発業者が単独で行う、いわゆるミニ開発の団地から出てくるルートの汚水が先ほど申し上げた

農業用水路に流し込まれることになるので、市は開発許可を与えられる際に十分その辺の調査を行っていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

第三点目の中部地区市民センターの問題ですが、もともと現在の中部地区市民センターの前身は、昭和三十一年に市の社会会館として発足以来、いろいろな社会福祉の行事に役立てられてきたのでありまして、他の市民センターとはその業務内容がおのずから異なっております。長年の慣習で市民もそのように理解しておるものと思われれます。駅からの距離もかっこうの場所にあつて、この際一応原点に立ち返って再考を要望をいたしておきます。

なお、文化会館について申し上げましたが、市の文化の殿堂として、新しく法人組織で運営をされたのはまことに結構ですが、利用するのに半年以上も前から申し込みをせねばならぬと、都合が悪くなってキャンセルすると三割の手数料を取られる。その返ってくる返金が書類を提出して二ヵ月もかかるといふことを、利用者から苦情として聞かされております。こんなことは市の一般行政の事務の中では余り見られないことでもあります。その他、これは私が言っておるのではありませんが、利用者から聞かされております。食堂については、市の直営でないにしろ、サービスが悪くて、料理がまずくて、料金が高いと、悪い条件が三拍子そろつておるといふことを聞かされております。私は、時間待ちのためにコーヒーぐらい飲むときがあります。コーヒーは四日市じゅう同じような値段で同じような味で売っておりますから余り感じたことはありません。こういうことが口から口へ伝わってまいりますと、オープンしてまだ一年でこんなイメージを市民に与えておつては文化の殿堂も格が落ちると思ひますので、関係者の皆さんは十分留意をされて、たまには利用者のアンケート調査をするなりして、よき方向にひとつ努力せられんことを警鐘の意味を含めてご要望申し上げておきます。

最後の医療制度の問題につきましては、市長から本市の場合余り影響がないようなお言葉をいただきましたが、まだはつきりはしてまいりませんが、いずれにしても、ご尽力をお願いして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤寛次君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 北部開発についてお尋ねいたします。

まず、副都心富田についてでございますが、富田地区は、四日市市に合併以来北部の都心と言われ、自治省の田園都市中核施設整備事業の中に富田、富洲原地区を中心とした北部地域の総合開発を図るとの当初の計画が組み込まれ、地域文化の拠点をつくることとあり、本議場においてもたびたびその答弁に四日市市の副都心富田、北部の都心富田という言葉をお聞きしておりますが、その後、にぎわいを見せ、発展するどころか、日に日に衰退しつつあるように思われてなりません。この現状をどのように考えておられるのか、本日に四日市市の副都心としての計画を実行に移す心根があるのかどうか、まず伺っておきます。

次に、県立四日市高校の移転についてでございますが、さて、富田地区の土地区画整理事業を行うため、一部密集地域十八ヘクタール、世帯数六百七十七戸に対するA調査が終わり、B調査に入ろうとしておりますが、ここで着眼せねばならないのは、この計画地の真ん中に都市計画道路を東西に通そうとしてあることとあります。説明書を拝見した限りまことに結構なる計画であり、必ず実行せねばならない問題であります。

富田地区の土地区画整理事業が他地区のそれとは違うのは、まさにこの密集地に都市計画道路を取り入れることにより、立ち退きの軒数がふえるということとあります。と申しますのは、特にこの地域は昔のまま今日に至って

おり、一世帯当たり土地が二十坪前後が非常に多く、次に三十坪の家が、正式な戸数は調査の結果を待たなければわかりませんが、相当数あり、計画道路を通すことにより、その区域の戸数の約三分の一である二百二十戸ないし二百三十戸は移転せざるを得なくなることは、私も素人にもわかるのであります。しかし、先ほど申し上げましたように、この地域は先祖何代か前より代々住みなれており、土地と地域に対する愛着心が他地区よりも特に深く、借家の住人以外は生まれながらの方々で、外からの転入はほとんどありません。ということは、この地域の人々は移転せよと言われても行くところがなく、また、それ以上に富田より離れたくないということが本當の心情であります。

私が自治会長当時、二十年ほど前でありましたが、他の一部の自治会長と将来の富田を發展させるためにはどうしたらよいか話し合いました。富田發展のため、富田小学校を移転し、商店街をつくつたらと考えたとき、幼稚園等低学年の通学路問題で考えを放棄したことがあります。しかし、今日の高校生は体力的にもすぐれており、駅から少々離れたところでも通学に心配はありません。この際思い切つて四日市高校を移転し、区画整理事業のため、立ち退かざるを得ない住民に提供し、表通りは商店街にすべきと確信いたします。北部地域開発の拠点として、商店街の發展を図るためにも、近鉄富田駅前を整備し、衰退しつつある商店街に活気と希望を取り戻させるため、駅西と東に何階建てかの駐車場や、あるいはいろいろなテナントを入居させるビルの建設等、四日市高校跡地を含めて北部地域総合開発を図る時期に来ているのではないかと考えます。富田地区の發展を阻害するものの一つが膨大な四日市高校の跡地であることも否めない事実であることを重ねて申し添えておきます。

さらに、もう一つつけ加えたいのは、四日市高校正門前の一般道路名四日市環状線の問題であります。

この道路は、ご存じのように、現在幅員八メートル前後ほどであります。都市計画道路となっており、計画図面を見る限り、十六メートル道路にするために拡幅部分を四日市高校敷地に求めず、反対側の住民の立ち退きを求める計画のようであります。しかし、ここで問題にすべきことは、この民家のほとんどが商店であるということです。一般住宅の移転でもむずかしいと思われる現状の中で、営業権を持つ商店の移転はさらに困難をきわめるのではないかと思っております。また、近鉄線路から四百メートルほど西に当たる、すなわち四日市高校敷地の西端より二百メートルほどのところに富田山城線とこの四日市環状線を結ぶべく阿倉川富田線の布設工事の決定をしておりますが、この計画によりますと、現在の環状線とこの交差点が十六メートルと八メートルとの変則的なものとなり、大変危険であります。このままの計画では事業が進行すれば、また四日市環状線拡幅工事に入った節、よけいな費用をかけてしまうことは明白な事実であります。このような点を考え合せたとき、やはり四日市高校を移転し、四日市環状線の道路より西四百メートルの範囲の整備をすることが必要であろうと考えるものであります。四日市高校の移転の実現が、種々の問題を解決する大きな要素であることを重ねて申し上げます。

次に、近鉄富田駅の高架についてであります。今日の富田踏切は、朝夕のラッシュ時にはあかす踏切と言われているほどで、近鉄、三岐合わせて一時間に三十本以上の電車が走っております。ラッシュ時には東西約七、八百メートル車が渋滞し、道路幅も七メートル前後と狭く、渋滞に拍車をかけ、特に線路東は富田きつての商店街で、買い物客が通行するのも危険な状態となっている区域であることは、市側もご承知のとおりであり、また、来夏あさけリージョンプラザの開設とともに、これを使用する富田、富洲原地区の住民の通行でより一層混雑することは明白な事実であり、これらを解消するための区画整理事業であり、都市計画道路であります。この事業が完成しますと通行量がふえますが、あかす踏切ではよけいに混雑するのみで、何のための事業であったかと不平が出る心配もあります。この不平が出てから高架問題を検討するのでは、すべてが後手後手に回るとのそしりを受けるこ

とを覚悟せねばなりません。

先ほど申し上げましたように、市が本当に四日市の副都心としての開発を考えておられるならば、これらの区画整理、都市計画道路、四高の移転、近鉄の高架のこの四つの事業を同時に計画し、実行に移してこそ一〇〇%の効果を發揮すると考えます。これらの事業の完成による道路交通網の整備があつてこそ、富田地区が名実ともに四日市の副都心となり、住民の賛同と信頼を得られるものと考えます。これらの計画がなければ、当初の区画整理事業そのものが他地区のように、いやそれ以上に反対が出ることを心配するものであります。高架事業問題は長年の懸案事業であり、すでに解決されていなければならない問題であるにもかかわらず、現在に至るもまだ未解決であり、今日の目で見ると、ただ単に富田地区の問題にとどまらず、北部全域の問題となつていゝる事業であることを深く認識せねばなりません。この観点に立ち、高架事業も四高移転問題も相当大きな、また、むずかしい点をはらむ問題であることは想像にかたくないのですが、前向きに検討し、ぜひ実現すべき事業であることを重ねて申し上げますので、納得のいくご答弁をお願いを申し上げます。第一回目の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 副都心富田というところでございますが、人口動態から言いますと、四十五、六年には一万四千四百人ぐらいでありまして、その後核家族化あるいはスプロール現象等によりまして、五十五年ごろには一万二千七百人というぐらいの数字になっておりまして、その後は横ばいしないし若干の上昇傾向ということでございます。この富田、富洲原地区の場合には近鉄、国鉄、三岐の三つの鉄道路線が集中をいたしておるといふことと、さらに北警察署、それから、北消防署、さらに郵便局というふうな、いわゆる中心になる公共施設がそろつておると、

そして、今度北部にあさけリージョンプラザを建設するというようなこと、あるいはかつてやはりご指摘のありましたように、富田商店街というものがそれなりに大きな比重を商業界において占めておつたという事実を考えます場合には、確かに四日市市内におきましてこのような各機能が、都市的な機能が集中してあるところは、この中心部を除きましてはないわけでございます。したがつて、北部全体の副都心的な役割を、都市としての役割を果たしてきておるといふことが言えるのではないだろうかというふうに思いますが、残念ながら、その後人口の面では、たとえば経済の変動等がございまして、東洋紡績というかつて非常に大きな、三千人も働いておつたというような工場の実態がいま六百人かそこらに減つてしまつていゝるというふうなこと、あるいはまた核家族化、スプロール化によりまして外へといひますか、西部地域へ人口が移動をしていゝたというふうなことで、いまおっしゃられたような現象があらわれているというふうに私は思つておりますが、最近では、先ほどちょっと触れましたように、大體横ばいしないし若干の上昇傾向にあるといふことでございます。しかも、この地域は戦災がなかったということにもよろうかと思つてございしますが、昔のままの道路形態でもあつると、あるいは住宅も非常に密集をしておるといふようなことから、最近の防災関係あるいは交通機関の、といひますよりは急速な車社会の発展、こういうようなことを中心に考えます場合には、このままの状態でも今後いつまでもほうつておいていいという地域ではないことは、ご指摘のあつたとおりでございます。

従来、この地域が一番戦後気になりましたことは、地盤沈下によりまする浸水でございます。百ミリ程度の雨が降りますともう至るところで浸水騒ぎを起こすと、まず何はともあれ排水関係を整備しようといふことでこの地域の居住環境を排水整備という点からかかつたというのが今日の状況でございますが、先ほどちょっと触れましたように、やっぱり市街地が都市の近代機能に合わせた形で整備をされてまいらなければならぬといふ、必然的な

地域の皆さん方のご要請でもありますので、そういった意味で、今度区画整理事業という手法によって市街地を整備していただくという形でございますが、いまの計画では五十七ヘクタールの市街地整備についてA調査をまず行いまして、本年度はそのうちの十八ヘクタールについて区画整理事業の基本計画を作成しようということで、B調査を実施することにしたのでございます。

この問題に関連をいたしまして、幾つかのご提言があったわけでございます。

確かに、過小宅地が非常に多いということでございますから、普通の手法をもってしてはなかなか区画整理事業あるいは都市再開発事業というものは、非常に住民の方々のコンセンサスを得ることは大変むずかしい問題であろうということになりますので、こういった都市再開発事業にいたしましても、区画整理事業にいたしましても、減歩方式が原則でございますが、過小宅地の減歩ということはなかなかむずかしいわけですから、減歩の緩和対策というものを講じてまいらねばなりません。そのためには、相当規模の土地を別途手当てをするということが一つの重要な課題になってくるのではないかとふうに思っておりますが、その一つの手段といえますか、あるいは市街地形成のためのどうやったらいいかということについての一つの手法といたしまして、四日市高校を移転させたかどうかというご提言があったわけでございます。

これは、高等学校の歴史等もございまして、十分検討をしてみなければならぬことであろうかというふうに思いますし、もしこういことができない場合に、それではどうしたらいいかと、やはり相当な土地の手当てをこの地区内においてしておく必要があるのではなからうかということ、私自身もそのように考えているわけでございます。面的な整備はそういった方式によって行っていかなければならないかということで、今後さらに検討を重ねてみたいというふうに思っております。

それから、道路の問題でございますが、道路と広場と商店街、これらは一体のものでございますが、阿倉川西富田線は、本年二月から実は国の事業認可を得て用地買収に着手いたしております。したがって、この道路の起点となる環状線との接合箇所につきましては、交差点改良を行って臨みたいし、全長にいたしまして八十メートルぐらいを幅員十二メートルに拡張をして車と歩行者が安全通行できるように、現在の段階では計画をいたしておりますが、これでいいかどうか、地域の皆さん方ともよくご相談を申し上げまして、今後せっかくやることなら、皆さんがそれならやむを得ないなというようなご納得がいただけるような線でやるように努力をいたしたいというふうに思っております。

もう一つ大変重要なご提案なんでしょうございますが、これに関連をいたしまして近鉄高架化のご提案がございました。現在の都市計画の構想といたしましては平面交差ということになっておりますが、近鉄高架が近鉄四日市駅から川原町までございまして、川原町から名古屋へ向っては平面交差になっております。したがって、この近鉄高架を実現することになりますと、いまの平面交差を川原町を過ぎて、どこか途中から富田へ向かって上げていくというのはきわめて不自然でございまして、やるということになれば、近鉄四日市駅から今度は一遍に富田、富洲原に向けて高架事業を取り入れていかないことには、若干無理があるのかなというふうに思いますが、途中羽津のところでは逆に富山線は近鉄を高架しておるといふ問題がございまして、そこからどういふような計画にしていったらいいのかという問題がありますから、この辺をよく研究をして事業化の可能性を探ってみたいというふうに思う次第でございます。

広場計画は、現在の区画整理事業の中でも、実は東側へは計画をされておりますが、東側へは幅員二十二メートルの富田本町線、西側へは十八メートルの富田駅前線が同時に計画をされておるといふことになりますので、この辺

のところを総合的にもう一度よく検討する必要があるのではないだろうか。先ほどご指摘がございました高等学校側の反対側をということになりますと商店街が移転をせざるを得ないということにもなりますので、この辺のところはご意見をあわせましてもう一度よく検討をし、地域の皆さん方におはかりをして進めていくように努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、三点について感じたことをお答えを申し上げました。

○議長（後藤寛次君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 ご答弁ありがとうございます。私もちょっと言葉の足りないところがございましたし、また、後日検討していただくためにももう少しつけ加えてお伺いしたいと思えます。

まず区画整理のことでございますが、区画整理は国の法律に基づいてやらねばならないことは十分承知しておりますのであります。しかし、私が考えますのに、先ほど市長も減歩の問題を出されました。それも承知しておりますのであります。しかし、四日市が過去に行った事業が計画どおりに実施できたので今後同じ考え方で事業を行うというよりは心配でなりません。と申しますのは、時代の流れとともに市民の考え方、あるいは住民の考え方もあるから自分個人にと変わりつつあるように思われます。特に、予想される土地の減歩、すなわち土地が減るといふことであり、立ち退かねばならない方々はなぜ自分が犠牲になって住みなれたところをどかなければならないんだ、市の説明のようになるほど地区はよくなった、便利もよくなった。しかし、苦勞して求めた土地、あるいは先祖よりの土地を減らし、自分個人には何がプラスか、何がマイナスかと個人本位に物を考える時代へと移り変わりつつあるように思われる今日ではなからうかと思えます。これは、富田地区だけの問題ではなしに他地区において

も同じ考え方であろうと思えます。そこで、移転する方々のために、市も思い切った先行投資と土地の減歩率等について再検討する時期ではなからうかと思うのであります。また、そうしなければ区画整理事業はうまくいかないのではないかと思っております。

次には高校の移転問題であります。伝統ある、あるいは調査するとおっしゃっていただきまして、調査するという言葉で私は満足して喜んでございますが、これにつきましてもう少し補足をいたしておきたいと思えます。

先ほど申し上げた参考資料として聞いておいていただきたいのでございますが、まず金の問題であります。移転先の土地を買い入れ、校舎を建てるその金は一応立てかえなければなりません。富田駅付近は土地単価が高い個所で、四高移転後の土地と移転先の土地の坪単価が相当の幅があると思えます。表通りを商店街とし、奥を都市計画道路路用に充てる、家屋に交換の意味で移転させたとしても土地は残るのであります。そこで、新しい四高の用地プラス校舎の新築費、これらの費用の総金額と移転後の土地を金額で見積もった場合余り違わないのではなからうかと思えます。すなわち、新校舎の建築費は土地の差額で建てられると思っております。

また、先ほど申し上げました伝統のあるとおっしゃることにつきましても、私もそのようにと思えます。また、これは県の土地でございますし、卒業生の中には大臣を初めとし、数多くの有名な方々も卒業しておられ、野球にしても県下ただ一校の全国制覇をなし遂げた学校で、昔より富中として有名な、また、現在は一群校として中学生のあこがれの高校とは十分承知しておりますのであります。しかし、もっと静かな環境のよい場所に移転することが将来の四高のためになり、決して学力は落ちるとは思わないのであります。この点を考慮されまして、県の建物でございますので、市長の方からよろしくお話し合いを願いたいと思えます。

次に高架問題であります。私が議員になりましたより、この四日市の高架問題のときに富田も高架にしてくら

えないかということをお申しました。その時の答弁として記憶に残っておりますのは、四日市が第一であり、海蔵地区が第二、その次に富田であり、その次に塩浜だというようなことを私は記憶しております。ただいま市長の答弁によりますと、四日市から富洲原まで考えると、余りにも大き過ぎまして、これは話だけで終わるといふ心配が出てまいりましたので、ちょっとおかしいんでございますが、それで私どういふふうにしてこの再質問をしたらいのか非常に困っておるわけでございますが、市長から富洲原、富洲原ということばはいままでに出ておりません。私が議員になってからは富洲原は出ておりません。塩浜は出ておりましたが、それによりまして、いろいろ高架につきまして申し上げたわけでございますが、私ももう一遍検討いたしましたして再質問をさせていただきます。

それから、最後の北部開発副都心富田についても少し補足してご理解を賜りたいのでございますが、紡績、綿糸、漁業及びその関連産業を中心として栄え、発展してまいりました北部地域は時代の流れとともに衰退し、心さびしく感じるきょうこのごろであります。これを何とかしてほしいのであります。つまり、これらの糸へんにかわる何かの工業、技術産業等を誘致し、北部地区の活性化を図っていただきたいのであります。それには工場誘致には交通の便が大きく左右いたします。北部の西の端でございます。保々地区より東の国道一号线までの道路を見た場合、富田の中央通りと富洲原の八風街道の二ヶ所しか出入口はありません。この二ヶ所の出入口もまともに保々までいきません。回り回っております。現在の道路網では、工場の誘致を考えたとしても、来てくれる工場はないのではなからうかと思っております。この北部の道路の整備を急いでほしいと思っております。この意味におきましても、富田駅の高架事業は最も重要な役割を果たす最も急がねばならない事業であろうと思っております。また、四高移転後の土地も含めて駅前を改造し、いかなる工場が来ようとも買物等が十分でき得るよう態勢を整えることが北部の開発ということであり、副都心富田としての意味を持つのではなからうかと思っております。したがって、

四高の移転も大きな、しかも重要な意味を持つものと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、ただいまの点について少し市長の答弁をお願いを申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛雨君）登壇〕

○市長（加藤寛雨君） 企業誘致と関連をされまして東西の道路の整備についてお尋ねがあったわけでございますが、現状では環状一号线が富田駅の前へ入ってくると、こういう計画でございます。したがって、北部富田地区から上へ向かって真っすぐ上っていくにはどうしたらいいかということ、いまちょっと私も初めてのことでございますので、十分検討させていただかなければならないかというふうに思います。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時二分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 質問の通告に従いまして、質問させていただきます。

第一に、工業高校跡地の利用の問題でございますが、いろいろ質問したいこともございますけれども、きょうは

時間の関係で二点だけをお尋ねしたいと思います。

一つには、カルチャー施設あるいは公共施設の中にプラネタリウムを含む青少年のための科学館をぜひ建ててほしいと思います。子供たちの夢を育てるこんなすばらしい会館ができたらいいなと思っております。

また、婦人のための施設を、学習や文化活動の場としての機能、婦人の広場、たまり場の機能、そして活動の交流や連帯を深める機能、必要な資料の準備や施設の活動を充実させていく担当者、専門的力量を持った職員が配置された婦人会館をぜひ建ててほしいと思っております。

市長はどうお考えか、お尋ねしたいと思います。

二つには、健康保険制度の改悪についてでございます。

厚生省は去る八月二十五日の五十九年度概算要求を発表いたしました。その中で国民の命と健康にとって欠かすことのできない医療保険制度を根本から改悪し、本年度から実施することを明らかにしました。健康保険の本人全額給付を八割給付に引き下げ、本人は二割負担。さらに健康保健の本人、家族、国民健康保険の加入者すべてを対象にしてかぜや胃痛などの治療に使う薬は保険医療から除外し、自己負担にする。入院した場合の給食材料代まで自己負担にするというものでございます。これによって一体どのくらい患者に負担がかかるのでしょうか。厚生省自身が試算していますが、四人家族で年間四万円の負担増になっております。

今回の改悪案では、国保加入者からも新たに保険料の負担増を強いる制度改悪をしております。その一つが退職者医療制度の創設でございます。この制度発足を理由に、従来国民保険に支出していた国庫負担分、現行では四五％でございますが、これを三八・五％に削ることにしております。その分一千四百億円は結局国保加入者に転嫁され、重い保険料がさらに重いものになっております。

先日も林厚相は、病気は一人一人の責任であることを強調しております。国民の医療費に関して徹底した国民の自助、相互扶助に移しかえる。国の責任は回避していく。それは戦前一貫して策かれたわが国の社会保険制度を理念から否定するものでございます。憲法二十五条でも、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと明記しているように、国民の生活権は国の責任に基づくものと私は思います。

このように今日の改悪案は四日市市民にとっても大きな負担を押しつけ、医療にとって最も大切な初期診療から遠ざけ、結果として重病化を促進し、市民に取り返しのできない苦痛を与えると同時に医療費全体の増加を招き、国保会計も大きく破壊するものでございます。市長は、市民の生活と権利を守る立場からも、また国保会計の健全化という立場からも、明確な反対の意思を表明していただきたいと思っております。市長のご見解をお聞きしたいと思います。

三つ目には、福祉の充実についてでございます。

六月議会で小井議員が在宅福祉の問題に触れておられましたけれども、福祉部長がその答弁の中で、在宅療養の充実を考えていると言われておりましたが、その後どのように充実されたのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

また、在宅福祉に欠かすことのできないホームヘルパーの制度で、寝たきりご老人や障害者の方、また家族の方々もこのヘルパーの方たちの献身的な役割に対しては皆さん感謝をしておりますが、ことし四月から実施されました有料化について、ずいぶんいろいろ悩みを持っておられます。

先日も私はその方たちの家庭を訪問してまいりました。たとえばAさんの場合、ご主人が少し所得税を払っていらっしゃるために、一時間二百九十円支払っていらっしゃるようですが、子供さんが中学生で、教育費にずいぶ

んかかるし、月三千円出すのが精いっぱい。無料のときは二時間来てもらっていたけれども、いまは一時間にしたのよと、こんなふうに言っておられました。その方は身体障害者で、下半身が不随でございます。毎日でも来ていただきたいというのが本当の気持ちだと思えます。Bさんの場合も、寝たきりのお母さんと娘さんの二人暮らしでございます。自分が働いてお母さんを見ているわけでございますけれども、留守中の排せつに困るので来ていただいております。これまでは、無料のときは二時間で、お母さんもその方と話をしながら本当に喜んでいらっしやったのが、有料化にされたために一時間、それも排せつだけに来ていただいております。そのお母さんも娘さんにずいぶん負担をかけるということで、お昼の食事もとらず、おしっこをしたいのかもしれませんが、それとまで言うておられるのでございます。Cさんの場合は、母子家庭でございます。おばあさんのめんどうを見ておられるのでございますけれども、給料十万そこそこの手取りで、どうして私たちこんな母子家庭までも有料化にされなければならないかと怒りをぶちまけていらっしやいました。

この二、三の例をお話しさせていただいたわけでございますけれども、老人の方々も障害者の方々も、ヘルパーの方たちとお話しするのを唯一の楽しみにしておられます。それが有料化されたために、利用者の方もヘルパーの方も非常に気を遣い、お金がかかるから少しでも片づけやら掃除やらしてあげなければならぬと思ひ、これまでのように話し相手にもなつてあげられないとヘルパーの方も嘆いていらっしやいました。施設療養に比べ在宅療養は家族の方々の大きな犠牲によって支えられています。それだけにその家族の方々に報いるためにも、せめて最初の一時間は無料にするとか、税額の引き上げをするとか、できればもう一度無料にさせていただくようにお願いしたいと思ひます。制度見直しについての市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。津市でも、お隣桑名でも、川越で

も、現在もまだ無料化だそうでございます。市長からのご答弁をお伺いしたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず工業高校跡地の問題でございますが、昨日も谷口議員のご質問にもお答えをいたしましたのでございますが、この跡地をどう活用をするかということについては、すでに跡地利用懇話会あるいは都市計画協会に依頼した案をもとに二つ、A、B案をつくりまして市議会の特別委員会でのご意見も承ったわけでございます。私はいはこれらのご意見を中心にしながら県の方と折衝を進めていこうというふうに思っておりますのでございます。

したがいはまして、いま私どもが考えておりますのは、まだゾーン計画の域を出ないわけでございまして、その中のカルチャーゾーンというものをどう構成をしていくかということですが、博物館あるいは資料館というご意見が従来のご意見でございます。プラネタリウムを含む科学館ということにも、この新たな館を一部そういうことのできるかどうか。その辺は今後の検討にしたいというふうに思っておりますのでございますが、いずれにしても、博物館だけをとつて考えてみましても、かなりの金額をかけた建物でありませんとあの地域にふさわしいものにはならぬのではなからるかというふうに言われておるわけでございますし、私自身もそうではないかというふうに思っておりますのでございます。

したがいはまして、まだ具体的に中身を固めておりませんので、ご意見も十分考えてみたいというふうに思ひますが、いま直ちにここでそうさせていただきますというぐあいにいかなぬというふうにご承知おきを賜つておきたいと思ひます。同時に、この公共ゾーンあるいは公共建物という公共に準ずるような建物が公共ゾーンには配置をさ

れるわけですが、そこで言われておりますのは、生涯教育センターでありますとか、あるいは産業貿易会館でありますとか、そういったようなものがたしかあの中には組み込まれておったように記憶をいたしております。さらに、これをどういう形で構成をしていくかということは今後十分検討をしながらおはかりをしていかなければならないと思いますが、婦人会館というのは実は当時の考え方としては入ってございません。したがって、新たにそういう会館をつくることができるのかどうか、地域に限定もございますので、その辺のことをよく考えながら今後対処をしてみたいというふうに思っておるわけでございます。

第二点の健保について、あれは改悪であるから反対の意思表示をはっきりしろということですが、すでに市長会等で議論をしておりますのは、むしろ高齢者退職者制度というのを設けてほしいということをかねてから主張をしております。したがって、全面的にこれに反対というわけには私の立場上まいらないというふうにご承知おきを賜りたいと思います。

さらに、この改正の趣旨の中に書いてあります健康保持及び疾病予防の自己原則を踏まえという点でご意見があったというふうに思いますが、国民の生活権というものはすべて国に属するんだというふうに割り切るわけにもいかないのではなからうかと。今日の日本の制度下では、私はそこまで割り切るわけにはまいらないというふうに考えておりますが、いずれにしましても、今度の改正によって、各国保会計で、保険料がこのことによって負担がふえていくということのないようにしようというふうに、国の改正案はそういう形で編成をされております。この中に自己責任という形が入りまして、八割原則、給付の八割というのがうたわれておりまして、この点を水野議員にご指摘になったのだというふうに私は思っておりますが、いま根本からこの点に対して十割給付という形で国に抵抗してみても、なかなかこれは通りにくいことだろうというふうに思います。それで、六団体の力をこの際は

いに活用をいたしまして、この保険関係が国保に、しかもその加入者に過分の負担にならないように国の方に要請をしていく努力を重ねてまいりたいと。かように思うわけでございます。

それから、次に在宅福祉の問題でございますが、県下では八都市が実は本人負担の制度を導入をいたしておりますが、四日市の場合に、いま百四十四派遣で、実際に有料の方々の方は十名ということになっております。それで、先ほどお話のありましたようなケースについては大変私も胸の痛む思いがいたしますので、ケースケースによって判断ができるようにしてまいりたいと。かように思っておるところでございますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 婦人会館の件ですけれども、ぜひとも、その計画には入ってないということですが、四日市民の半分以上が婦人でございます。ぜひとも婦人会館の建設も考慮に入れていただきたいと思っております。

それから、国保のことでございますけれども、国民健康保健のみでなく、本当に私たちの健康を守るという立場からも、その国保会計だけに限定しないで、もう少し前向きな態度でこの四日市民の健康と命を守る立場から考えていただきたいと思っております。

それから、在宅福祉の問題につきましても、ケースケースを考えて一つずつするのでなく、ほかの都市のように全部を無料にする。そんな考えでこの四日市の行政を行なっていただきたいと思っております。福祉は、他市に比べて本当に四日市は悪うございます。福祉部長がいつも「国の基準だから仕方がない」と言われますけれども、この国の基準だから仕方がないというこの姿勢が、私は一番だめなものでないかと思っております。四日市は四日市の行政をやっ

いただくように強く要望いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づきまして質問をいたします。

質問の第一点目は、区画整理事業についてであります。

昨日の答弁では、「住民の理解が得られなければならない仕事であり、時間をかけて出された意見を分析し、県の指導を仰ぎながらも一度検討し見直しするとともに、住民に理解が得られるように今後時間をかけて努力する」とのことでしたが、具体的にどうなされるのか。たとえば少々減歩率を変更したぐらいでお茶を濁すとか、あるいは時間をかけて住民をあきらめさせるなどでは済まされません。抜本的に住民の立場に立って、地域特性を考えて計画を変更すべきであると思います。

この末永、本郷地域は、総面積二十四万八千平米、東は近鉄線に、そしてその他は河川に挟まれた狭い地域であります。しかも、交通の要所ともなり、都市計画道路が幹線道路として計画をされております。過小宅地も全宅地筆数八百三十四筆中二百四十八筆と約三〇％も占めております。また、世帯数で占めるこの過小宅地の比率は五四・四％と、その他の地域と違って大きく占めているわけでございます。しかも、土地区画整理事業の計画を見ますと、都市計画道路の占める割合が他地域で行ってきた区画整理事業と比較いたしましたして、たとえば浜田では八・五％、西浦では一〇・九％、浜田第二では一一・二％でございますが、ここでは一六・七％、他の区画整理事業にも見られないほど大幅であります。このままでは住民の理解と納得もとうてい得られません。

地元の方々からこの区画整理事業が都市計画道路の建設を主たる目的とするものであるというふうに批判をされておりますが、まさにそのとおりではないでしょうか。このような地域的特殊性のある地域での区画整理事業はいままでの延長線上で考えるのでは誤りであり、この地域特性を見て新たな視点で考えるべきであります。減歩率を他の区画整理事業よりも少し少なくしたいと思いますが、都市計画道路の占める割合が他と比較して多いし、あるいは過小宅地も多いところでございます。小手先だけで済ますことはできません。

また、一日七千台という自動車交通のためにも、道路構造を交通公害を出さないような構造にするなど変更しなければなりません。この地域の真ん中を通過交通のための都市計画道路が走ることは、町が分断される、こうした状況が生まれるわけです。こんな町づくり、地域づくりは行うべきではないと思います。

そして、駅前広場を減歩にかぶせないとか、あるいは過小宅地や都市計画道路の対策のためには、市が独自でも用地を確保するなどして、住民に負担をかけないように、住民の参加も得て近鉄線の高架事業ともあわせて計画を抜本的に変更すべきであり、市長はそのためにどう努力されるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この末永、本郷土地区画整理事業もそうでございましたが、新化製工場や高角のモーター建設、久保田のパチンコ店建設あるいは新正でのパチンコ店建設など、自治会長が同意の印鑑を押した後で住民の間から反対運動が起こっております。この点では、市内における諸事業をめぐって、住民参加のあり方が問われているのではないのでしょうか。

一部地域の自治会長と話し合えば、地元住民の了解を取りつきたとする対応では済ませることができなくなっているにもかかわらず、行政が自治会を行政の末端組織として利用しているところに問題があります。早急に自治会長を行政の末端組織として責任を転嫁するようなことは改めるべきであります。どのように改善されるのか、

お尋ねをしたいと思います。

質問の第二点は、国鉄の貨物合理化問題についてであります。

国鉄当局が発表した貨物大削減計画は、現在どこへでも貨物や荷物を発着できる方式を来年二月には廃止して、主な駅間の直行便だけにするという内容です。これが四日市駅やあるいは四日市港にどんな大きな影響を与えるかという点を聞きたいと思えます。

行政改革を口実にした第二次臨時調査会の答申は、国鉄の分割民営化を打ち出し、本年六月には国鉄再建監理委員会を発足させ、そして、さらに八月にはその緊急提言に基づいて大規模な合理化が具体化されようとしております。この中心は、ローカル線の廃止、貨物取扱駅の大規模廃止、無人駅化及び安全無視の人減らし計画です。これはまさに上越新幹線などに一兆七千億円かけ、毎年一千億円赤字が出るなどこれまでの無謀な計画でつくられたいわゆる赤字を国民や労働者に転嫁する方向であり、国民の生活と地域産業に大きな犠牲を強いるものと言わざるを得ません。

この貨物取扱駅の削減計画は、これまで八百五十二駅のどこへでも送ることができたものを四百五十七駅に半減させるとともに、四日市から送ることができるのは、直行列車の輸送ルートは三ルート、六十五駅に限定されるというきわめて深刻なものであります。コンテナは、月間約二千三百個であります。送れるのは二ルート約千四百二十個となり、他の四十ルートは八百八十個については直接送れなくなる。こういったおそれがございます。四日市駅や四日市港からの貨物輸送量は年間約百五十五万トンにも達するものであり、これらの削減は四日市港の役割をも低下させ、名古屋港との関係ではますます相対的にも重要性の低下をもたらすものと予想されます。また、コンビナートから出荷される石油化学製品や危険物などはさまざま自動車輸送への転換ができず、またそれができて

も、名四国道の交通混雑や騒音公害を増大させるとともに、危険物を満載した大型車など危険がいっぱいで、住宅密集地を走るということにもなりかねません。これらの点を踏まえて、以下の点についてお尋ねをいたします。

第一に、今回の国鉄貨物の合理化について、四日市駅や四日市港、塩浜駅の貨物輸送についてどんな影響がもたらされるのか、現時点でわかる範囲で、その予想される被害をどう把握しているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

第二には、このような国鉄の合理化、貨物の廃止に対して市当局としてはどう認識して、いかなる手だてをとってきたのか、お答えをいただきたいと思えます。市長が先頭に立って、たとえば名松線廃止反対の市町村のように、自治体挙げてこの国鉄合理化反対運動の先頭に立って闘われるよう求めるものですが、市長の見解を伺いたいと思えます。

第三には、コンビナート企業初め大企業については一定量の荷物もまとまるし、国鉄当局への強い働きかけもできるでしょうが、問題は力のない中小企業や地場産業の貨物が最大の犠牲となり、さらには港も含めて貨物輸送に携わる人たちの失業を招くなど、雇用の問題にも大きく影響することは必至であります。もしこのまま計画が実施された場合、どのようにこれら地場産業に対して保護するのか、明確にお答えいただきたいと思えます。あわせて、四日市港に今年度も十六億円も負担金を出しています。四日市港の振興という点では心配ないのか、どのような手だてをお考えなのか、明らかにしていただきたいと思えます。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の第一点についてお答えを申し上げます。

昨日市長も申し上げましたように、区画整理につきましては、地域の住民のコンセンサスが得られるまで十分ご説明をしてみたい。それまでは実施について急がないというふうに申し上げましたが、その中で、ただいま具体的には土地区画整理事業についてどういうふうな形で取り扱っていくのかと、地域特性を考慮して十分検討しろと、こういうお話であったかと思えます。いまのご指摘のありましたように、都市計画街路等の幹線道路面積率等は、いまご指摘のとおり西浦、浜田に比べて相当高いということは事実でございます。そのこと等を考えまして、減歩の緩和について国・県との協議を進めながら、十分地域の過小宅地の占める割合等も勘案しながら検討をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、ただいま都市計画道路が通過交通で交通公害を起こすというようなご議論がございましたが、現代の車社会でその地域を通過する道路幅員が二十メートル前後の道路というのは決して通過交通に対応するものではなくて、やはり四日市市の中で当地域が占める位置を勘案した上で幅員が決定されておるわけでございまして、その辺のところはどうか十分にご理解を願いたいというふうに思っております次第でございます。

いま申し上げましたように、住民からも都市計画道路の幅員を小さくすることはできないか、あるいは密集市街地にあるため過小宅地が多いということで、減歩負担の増大がないようにしてもらいたいというような要望あるいは近鉄の高架の問題等も出ておりますので、この辺はわれわれ今後十分に検討させていただきながら当該地域の皆様方と協議を重ねてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それで、行政と自治会の関係でございますけれども、自治会組織というのはやはり住民の中で選んでもらった自治会組織でございます。そこを通し、あるいはその中から別の委員会等ができましたも結構でございますが、そ

うところと十分に話し合っていきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。以上です。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 国鉄の合理化の問題に関連をいたしまして貨物輸送の問題が起きてまいっておりますわけでございますが、合理化全体にどうのこうのというわけには私どもの立場上はそうはまいらないと思っておりますが、この合理化によって四日市の経済界に与えます影響が大きく出てくるということになれば、われわれとしてそれなりに対処をしてみたいならぬということも言ってもございませぬ。したがって、国鉄が貨物輸送の合理化で当市に影響する面でどういうふうにかと考へておるかというふうに申しますと、現在のヤード系の輸送方式を廃止いたしまして、拠点間直行輸送を確立しようということでございますから、四日市駅これは港駅、塩浜駅、南四日市駅がこの中に含まれるわけですけれども、貨物取扱拠点駅、貨物営業駅、コンテナ取扱駅として指定されておりますが、一般車扱い貨物につきましては、従来全国八百五十駅どこへでも輸送できた貨物が名古屋方面、富山方面、北九州方面の三ルート、六十五貨物駅の輸送範囲に限定をされる。この三ルート以外の貨物輸送につきましては名古屋駅または稲沢駅へトラック輸送で横持ちをしなければならぬ。このような合理化案を示してきておるわけでございます。

ところで、当市の国鉄貨物利用の荷物は大体百三十万トン。これは五十七年度の実績でございますが、発送が百三十万トン、到着が百三十万トンというような形になっておるわけでございます。過去の推移を見ますと、昭和四十二年をとりますと、年間発送が大体二百十六万トン。それが、五十六年には百四十三万トンということになり

まして、五十七年度の実績ですと百三十万トン、落ち込みが約六・五％、こういう形になっております。それから到着分につきましては、同じ四十二年が百十六万トン。五十六年が百七万トン。そして五十七年度の実績は百三万トン。こういう形になっておりまして、九二％ぐらいという形でございます。実は、到着貨物の大きな部分は石油系が占めているのではないだろうか、こういうふうには推定をいたしておりますが、これが国鉄関係の合理化がもたらしたまま申し上げたような形でまいりますと、どういふふうな影響が出てくるかということにつきましては、なかなかその計算が実は非常にむずかしい。現実にはこれをご利用になられる方々は自動車輸送とのコストの比較になつてくるわけでございます。貨車運賃と乗車運賃との、あるいはその貨物の量での計算という形になるわけですから、一概に私の方でこの程度であろうという推定をすることはなかなか困難であるということをおっしゃるわけなんです。こういう形になると、四日市駅輸送の実績に対しまして四五％の貨物が大体輸送がむずかしくなってくるであろう。こういうふうには考えられるわけでございます。もちろんこれは当然に、ご指摘のありましたように、港の貨物の取り扱い、あるいはそれに関連をした内陸各地への輸送の問題が関連をいたしてまいりますので、これもまた大きな影響を与えてくるであろう。こういうようなことを考えまして、この四月、五月にかけて国鉄側に、名古屋の管理局に対しまして陳情を重ねておるところでございます。

名古屋の管理局側としては本市の要望というものについては理解をある程度示しておられました。できるだけ本市の要望に沿い得るように努力をしようということをおっしゃることは事実でございます。これは名古屋並みのルートの確保という点で、私どもは一〇〇％ということをおっしゃるわけですが、やはりそこまでやりますと、逆になかなか向こうが理解を示さないような面もありますが、せめて名古屋並みということで言っておりますと、これはよくわかりませんが、先ほど申しましたようなコストの計算がございまして、明確には言

われませんが、大体八五％ぐらいが従来並みに確保できるだろうと。こういうふうには考えておるわけでございます。ただし、名鉄管理局管内からは北海道、東北、山陰、北九州方面へのルートがなくなるというわけでございますから、これらのところへ行つておる貨物については、コンテナ化によって相当量の対応ができるものだというふうには思っているわけでございます。肥料でございますとか、お米でございますとか、そういうものへの影響が強いというふうには考えておるのでございます。

なお、先ほどご指摘のありました伊勢線の廃止の問題でございますが、これは地域の近距離のお客さんがご利用をいただいております。河原田駅乗降客が毎日四百四十人、南四日市駅が二百十人ございまして、地域住民にとつては重要な足となつておる。特に高校生が毎日三百十人ぐらい乗っておりますので、こういうことを考えますと、これをただ廃止というだけでは困るなということで、現在県ともども一緒にになりまして国鉄に陳情を重ねておる。こういう段階でございますから、今後さらに県とも、あるいは関係市とも力を合わせて、カットのないように努力をしてみたい。ただ、相手のある話でございますから、今後どうなっていくのかちょっと私も余り自信が持てないわけでございますが、一生懸命努力をいたしてまいりますということをおっしゃって、ご答弁とさせていただきます。

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ご答弁いただいたわけですが、奥歯に物の挟まったようなあいまいもこととした答弁しかなかなか返ってきません。

区画整理事業、減歩の緩和あるいは過小宅地の占める割合が多いから考えたい。こういうことを言われるわけ

すけれども、そういった点を考慮に入れてもっと早くから計画をすればよかつたんではないか、こういうことも考えられるわけです。ぜひともこの地域特性を十分考慮をしていただきたい。このことを強く要望しておきます。

それから、二十メートル以内の幅員の道路については通過交通にならない。こういう答弁でありますが、十六メートルや十八メートルあれば、その道路によって通過交通というのが、ただ単に外からの車が通過するだけでなく、その地域外の車が通過するわけです。そういった点では本当に町が分断をされる。こういうふうに思うわけです。そういう点では十分この道路構造など、また公害に対しての対策を十分立てていただきたいと思ひます。

それと同時に、自治会長の問題でございますが、自治会長はみんなから選ばれたんだからという対応では、今後とも自治会長に責任をなすりつけていくと。いわゆる市は地元自治会から同意書を取ってこいと、こういう形で自治会長に責任を転嫁していく。こういうことをいつまでも続けられるつもりなのかどうか。もうそろそろそういったやり方は改めて、そういったものについては市が対処をする。そういう時期ではないかと思ひます。そういった点でもう一度答弁をお願いしておきたいと思ひます。

それから、国鉄の貨物の問題では、私どもいろいろ聞きますと、この四日市からの荷物が大変減る。営業廃止に伴って輸送不可能になるのは約三万トンぐらいではないか。あるいは輸送システム変更に伴って輸送不可能となるのが四万トン近く出るのではないか。こういう話を聞いているわけです。いま市長からも言われましたけれども、肥料、油かす、綿花、アスファルト、こういったものが直ちに影響を受けるわけでございます。直接四日市市から、四日市港から四日市の国鉄から輸送ができなければ、まさに綿花あるいは肥料、こういったものは名古屋港へ荷が流れていくわけでございます。しかも、そのほかにも特に地場産業、中小企業の出すものがコンテナ化にできない。こういった点で本当に地場産業そのものが衰退をしていく。こういった状況が生まれようとしているわけです。

国鉄の合理化というのはただ単に目先の合理化ではなくて、分割民営化を目指している。こういった点では、いま当面の問題では対処できたとしても、将来的には本当にこの四日市地場産業も衰退し、重要港湾港と言われている四日市港が衰退をしていくのではないかと思ひます。テクノベルト構想などいろいろ言われておつても、結局四日市が石油化学産業偏重のコンビナートの町だけに終わってしまう。こういった状況がくり出されようとしているわけです。そういった点では市長はただ単に八五%で満足する、こういうことではなくて、本当に四日市の将来を考えるならば、中小企業あるいは地場産業が衰退をしない、こういった対策を名鉄局に対しても当然要求すべきであると思ひます。もう一度その点についてお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問の中の自治会の立場でございますが、自治会は、ご承知のように戦前からの歴史的な経過がございます。私どもといたしましては、その自治会の立場を十分に尊重し、これに対応していかなければならないと思ひます。また、住民参加をもその中で細かく今後とも配慮をしてまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 貨物駅のみならず、国鉄全体の合理化について私はいろいろ問題があると思ひます。ですけれども、それらすべてを私どもが国鉄当局に対して論じてみても、現実の問題の解決にはなかなかかなりにくいということがございます。もちろん私は八五%ぐらいになるのではなからうかという推定で申し上げたのであって、

これによって四日市の各産業が受ける打撃というものについて、それを少しでも緩和をしたいということで努力を重ねておるといふふうにご理解を賜っていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 答弁いただいて、全般的を外れた答弁ですけれども、自治会の問題について、もうそろそろ自治会長に責任を転嫁するようなやり方を改めたらどうかと。いわゆる同意書を自治会長に取ってこいと、こういう形で自治会長に責任を転嫁しているわけですね。私もいろいろ聞きます浄化槽の問題でも、本当に自治会長が困って「どうしてくれるんだ」、こういう話も聞くわけです。また、こういったやり方が、いまも話しましたように、新化製場の建設をめぐって、あるいはモーターの建設をめぐって起こってきているわけじゃないんですか。ですから、もうこういった自治会長だけに同意書を取ってこいというような責任の転嫁の仕方を改めなければ、結局は自治会と住民というのが相反していく。こういう状況が作り出されてきていると思ひます。そういった点では、答弁をお願ひしたいと思います。

それから、国鉄の問題では、なかなか仕方がない。こういうふうに言われたと私は受け取ったわけですが、仕方がないでは済まされない問題ではないかと思ひます。やはりこの問題、地域の経済を守る、地域住民の利益を守る、こういう立場に立って市長が本当に自分だけでなくて、先ほども提案をしましたように、住民運動を大いに盛り上げていく。そして、みずからの地域の問題を本当に考えていくような取り組みをしなければならぬと思ひますが、市長はこういう取り組みをされるつもりはあるのか、ないのか、お尋ねをおきたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまも答弁申し上げましたとおり、自治会というのは住民の民主的な団体でもございますし、これには歴史的なものも相当培われているものと存じております。したがって、私たちの立場といたしましては、その自治会を尊重して対応してまいりたいことには変わりはありませんが、ただ、住民参加ということになってまいりますと、これはきめ細かく配慮をしていかなければならない。こういうふうにご考えておるわけでございます。またそのようにも実施いたしておるのでございまして、自治会長に責任を持ってもらうというふうなことについては、私も私としてはこれは自治会長さんに酷である。したがって、その責任はあくまで市の責任であるといふふうにご自覚をいたしております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市長が住民運動を巻き起こして、その先頭に立って国鉄合理化反対という旗を振っていきと、そういういろいろな問題についてそういう姿勢をとれというのが私は佐野議員のご提言であったといふふうに思ひますが、この問題では、私はそういう姿勢をいまとるといふことについては現実的な解決方法ではないんじゃないかと、こういうふうには私に考へております。以上でございます。

〔関連と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいまの佐野議員の末永、本郷地区の区画整理事業に関する質問に関連いたしましたして、なおお尋ねをしたいと思えます。

さきの橋本議員の質問にもございましたけれども、減歩率の問題、これは非常に従来の方針を踏襲するだけではだめだという一致した方向になってきていると思えます。

そこで、この減歩率の大幅軽減、その中身の問題としての過小宅地の問題は、いろいろ触れられました。相当お考えのあるようなことを述べられましたけれども、その中身が今後どういうふうになるのかは注目したいと思います。ですが、さらに、この末永、本郷地区の区画整理事業計画の中で先ほども佐野議員が触れましたように、都市計画街路の問題についてはどうするのか。また、近鉄高架事業はどういう関連を持つのか。特に近鉄高架事業に当然関連し、そしてこの近鉄高架事業と切り離すことのできない近鉄線西側の側道の問題なんかはこの区画整理事業の中に入れて住民の減歩に結びつけているわけです。この問題なんかも一体どうするのか。それから駅前広場の問題、これらも減歩率に大きく影響してくるわけでございます。これについてどのような考え方を持っておられるのか。住民との話し合いで合意を得るように努力するとおっしゃったその姿勢は非常に新たな方向として私は敬意を表したいと思えますが、つまるところこうした減歩率の問題については言えば、それぞれいま申し上げたところの中身がどうなっていくのかということにかかわってくるわけでございます。この辺で、問題はいま火がついているわけですし、そうした考え方もやはり基本的に減歩率を下げるためにこういう面も含めて、いま私が申し上げたようなことも含めて、この減歩率を下げるために対策を講ずるんだということなのかどうか。この点を改めて明らかにしておいていただきたい。

それから、二十二メートルの都市計画街路、これは坂倉助役のお話では通過交通用ではないとおっしゃるんです

けれども、これでは住民の皆さんの納得得られませんよ。これ実際に周辺の状況を見ましても、まさにあの地域の通過交通のかなめですね。その辺の認識を、やっぱりいまなおそういうお考えであれば、とうてい住民の皆さんの納得得られませんから、この辺の考えをやはり改めて考えていただく必要がある。そして、仮に都市計画街路を通すにいたしましたとしても、自動車交通等の問題が心配されているわけですから、道路構造上のそういう公害を起こさない問題なんかも十分考えなきゃならぬ。この辺の問題については、一体どう考えてみえるのかははまだ住民の皆さんに、何度も住民の皆さんは市当局にこう話をしてますけれども、明らかにされておられません。したがって、私はあえて関連質問の中でこの辺もただしたいわけでございます。

さしあたりお答えいただきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

減歩率の緩和につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、地域の特性あるいは幹線道路の面積率の多さ等十分認識しておりますので、その方向で検討を申し上げます。地域の住民の皆様方と今後とも協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、近鉄高架事業によりまして、西側側道これは減歩の対象になる、こういうお話でございますし、広場につきましても減歩の対象になるわけでございます。しかしながら、近鉄の西側に区画街路が要らないという理由もございませぬし、あるいは駅前広場につきましても、面積の問題等は今後残りますが、全然ゼロだというふうには考えられないというふうに思いますので、側道あるいは広場の面積のとり方等につきましても再度検討いたします。

して、地域の方々と十分折衝を図っていきたいというふうに思っております。

それから、道路幅員につきまして、道路幅員の二十二メートルの道路につきまして、それが通過交通であるかどうかという議論でございますが、あくまでも四日市地域の域内交通ということでございます。そういう点で幅員に相応した交通量は発生すると思います。それに対応するような道路構造をとっていき、その中で地域の住民に喜ばれるような道路の使われ方ができるような断面構成をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 近鉄高架事業とのかかわりでございますけれども、そしてその西の側道の問題あるいは駅前広場の問題ですが、これは面積のとり方の問題もあると思いますけれども、これを近鉄高架事業の中に入れて住民の皆さんの減歩に転嫁するようなことをすべきでないという一つの考え方、この辺も考慮に入れるというふうに理解をして、いまの助役の答弁を理解しておきたいと思えます。異議があれば、お答えをいただきたい。

いずれにしても、今後富田、常磐、この区画整理事業のB調査のための事業費予算も今度の補正予算に出ておりますし、それから、今後浜一色、橋北地区の問題にいたしましても、四日市の区画整理事業にとって非常に大事なモデルにしたいと思います。そういう意味で、新しい町づくりの観点から新しい発想も加えて、思い切った措置をとって住民が本当に合意、納得できる区画整理事業、町づくり事業を進められるように特に強く要望しておきたいと思えます。

○議長（後藤寛次君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和五十八年九月十四日

四日市市議会定例会会議録(第四号)

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十八年九月十四日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第七九号ないし議案第九八号……………質疑・委員会付託
- 第三 議案第九九号 工事請負契約の締結について……………説明・質疑・委員会付託
- 第四 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について……………”

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

小 伊 伊 小 青 相
 川 藤 藤 井 山 松
 四 雅 信 道 峯
 郎 敏 一 夫 男 尚

山 山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 古 橋 野 野 永 中 豊
本 路 口 利 野 野 田 川 内 市 本 呂 崎 田 村 田
安 真 道 幹 和 辰 弘 元 増 平 正 信 忠
勝 剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 一 蔵 和 洋 巳 夫 正
寿

谷 田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久 喜 川 川 金 大 大
口 中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保 野 村 口 森 谷 島
廣 基 光 正 長 寛 博 清 也 博 幸 洋 茂 武
睦 介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正 等 善 二 正 生 雄

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（後藤寛次君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

豊田忠正君。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 おはようございます。私は議員に選ばれて百三十余日となり、ようやく議員生活に慣れてきたときにこのような晴れある発言の機会を得ましたことを光榮に思っております。何とぞ初めてのことでありますので、失礼の段はお許し願ひ、あらかじめ通告の順序に従って質問させていただきます。

まず第一問、都市計画道路の早期整備について。

本市における都市計画道路は、現在五十路線、百六十三キロメートルが計画決定されていることは皆様ご承知のことと思います。そして、その大半が昭和三十七年及び四十九年に都市計画審議会の議を経て決定されています。

その後二十年経過した今日で、この整備率がわずか四五・六％で、非常に低い。五十六年、五十七年度二カ年間の整備延長は何と一千八十メートルで、一年間に換算すると、五百四十メートルしか整備されていないことになりま

す。そこで、未改良の道路延長八万八千九百五十メートルを五百四十メートルで除したら、何と百六十五年間。また、たとえば概成済み道路を改良済みと読みかえて計算しても、何と情けなや、百二年間は整備するのに要することとなります。

私は、道路を整備するには二通りの方式があると思います。その一つは線的整備の買収方式、その二つは面的整備の区画整理方式であります。ちなみに先ほど挙げた改良済み道路は、区画整理事業と民間による開発事業によって整備された道路が大半であります。市独自の改良事業によって整備されたのはほんのわずかである。それに、せっかく区画整理事業並びに民間による開発事業によって整備された道路は、接続事業がなされないためとぎれとぎれになっており、その路線は機能を働かず、不便を生じているのは非常に残念に思います。

また、ご存じと思いますが、いったん都市計画決定されますと、法により建築制限が課せられ、自分の土地でありながら自由にならないこととなります。せめても五年や十年はしんぼうできるとしても、二十年もたった今日、いまだ整備の見通しがつかぬままでは私権を侵害する結果にもなりかねない。幾ら善良な市民でもがまんには限度があると思います。財政窮迫の折で大変だとは思いますが、いままでのテンポでこれからも道路行政を行っていくのか、それとも市長はこのような事実を重視して抜本的な政策を考えておられるのか、お聞きします。

第二問、笹川団地にコミュニケーションセンターを。

私は皆様のように全国区から選ばれた議員ではないので、地域社会から選ばれた者でございます関係上少々地区の要望に偏見しますことをお許し願ひます。

市長は新総合計画の基本構想で、「今後は住民の連帯意識と活動を盛りたてる地域社会の創造に努めなければならない。」と訴えておられて、「その拠点地区市民センターにしたい」とも言っておられる。私は、住民の連帯意識

をつくり出すのは即市民センターではなく、その基礎となるのは隣近所同士のつき合いから始まり、自治会単位にその基盤を育て、その上で地区市民センターを地区的な活動の拠点にするのが望ましいと思います。

そこで、隣近所並びに自治会活動の拠点となる集会所ですが、市全体の設置状況を調べましたところ、旧市街地はおおむねで、合併地区については、各町単位一カ所は設置されております。その建築の経緯は、合併前からの遺産として受け継がれた建物が大部分であります。

笹川団地は、ご存じのように日本住宅公団が土地区画整理事業によって造成した団地であり、笹川と事業主体は違うが、高花平、あさけが丘、坂部が丘、三重団地とそれぞれ四日市市開発公社にて造成された団地があります。

この四つの団地には住民のコミュニティー活動の拠点としての集会所が設置されており、住民の手で管理運営を任されております。開発公社によって造成された団地はこのような集会所施設は完備しているが、たまたま住宅公団の手によってつくられた笹川にはそのような施設がないというのは、われわれ住民にとっては不公平であり、納得したいものがあります。それかといって、四日市市集会所補助金交付要綱に沿ってみずからの出資により集会所を建築するだけの生活の余裕のない現状をご理解いただきまして、ぜひ第三次基本計画で主張しておられる心の触れ合う地域社会づくりの拠点となるコミュニーションセンターを笹川に建設していただくようお願いいたします。市長の見解をお伺いします。

最後に第三問、教育施設の学校間格差是正について。

第三次基本計画では、「本市の公立小中学校の新設は、五十九年度の内部中学校を最後に一段落を遂げる。」と報告しております。私は加藤市長を尊敬し、支持してきたのは、いろいろの面で私の考えと相通するものがあるからですが、特に教育・文化の向上については、財政上決して恵まれておられない時期にもかかわらず、歴代の市長よりも

一層の理解と努力をされてこられたことについては敬意を表します。

しかし、これで教育施設は完備したことにはなりません。小学校三十九校、中学校二十校、計五十九校ある中で、プール施設のない学校が一枚あります。その学校は河原田小学校です。いろいろと教育施設課の職員で骨を折っておられることは聞いておりますが、土地が求められないでいつてはうっておくのではなく、積極的に熱意を持って協力を得るようなお一層の努力を期待します。そして一日も早く四日市並みの学校にさせていただくようお願いいたします。

次に、体育館のない学校が、四郷小学校外三校と、施設はあるが、狹隘または老朽化して建て替える時期が来ているのが、小学校二校と、中学校は笹川中学校外二校あります。そして、施設面でも学校間の格差が目立ってきております。このような実情をよく勘案され、今後とも苦しい財政事情は続くと思うが、いままでどおり、教育の市長というイメージを壊さぬよう、新設校に要した費用を他の事業に振りかえることをせず、二十一世紀を担う子供の教育の場に市民税をつぎ込むことは、だれ一人として反対する者はないと思いますので、教育施設の充実に投資することを願います。

最後に、一言提言させていただきます。

市長は「緑と太陽のある豊かな町づくり」を目指して努力されておられます。そこで、私は、学校に樹木を植えて緑化の推進の手本にされたらどうかと提案します。

言うまでもなく、樹木は空気を浄化し、よい環境を生み出す原動力になると思います。緑で包まれた学校は生徒が落ちついた気持ちで勉強ができ、情操教育にもつながると思います。本市の学校は樹木が少なく、何となくがらんとして殺風景なので、さびしく感じます。総合計画のタイトルにもあるように、緑と太陽のある学校を実現

していただくよう提言します。

今回は初めての質問でございますので、再質問は避けたいと思います。それだけに、親切で納得のいくご答弁をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 都市計画街路の進展ぐあいについてご指摘があったわけですが、豊田議員は、かつて区画整理をおやりになっていらっしゃるの一番よくご存じで、むしろ私よりよくご存じではないかというふうに思うのですが、都市計画街路そのものは、ご承知のように国の補助事業で決められておるわけでございます。したがって、補助事業枠が国家予算全体でだんだんに減ってきている。減っていつていると申ししても九九・何%でございますから、国の他の予算に比べればまだいい方ではないかというふうに考えておりますが、大もとであります国の補助事業ですから、どうしても計画街路を進めていく上では国の事業認可が必要であるということになりました。

したがって、私どもは国の方でできるだけ予算を減らされないように一生懸命努力をいたしておるといふこととございますが、中には、たとえば県事業でやらせてもらおう、あるいはその他の道路局の予算でやらせてもらおうというふうな仕事も織り込みながらその進捗を図っておるといふこととございます。詳細については都市計画部次長の方からお答えをさせていただきますが、都市計画街路に関して、こちらだけで抜本的にいままでの方式を改めてやるかということになりますと、国の認可というものとどう関連をしてくるのか、きわめて重要な問題点が私にここに生じてくるであろう、こういうふうに思うわけでございまして、今後国道、県道と同時に進めてもらおうよう強く関係機関に働きかけをしていくほか、計画街路の整備については、国の認可あるいは予算枠をできるだけ当市に持ってきてもらうよう格段の努力を進めていきたい。かように考えておるところでございますから、この上ともご理解賜りましてご支援をいただきますように、お願いを申し上げておきます。

それから、笹川団地におきます地域コミュニケーションセンターを市の手でつくれということとございますが、実は、この団地はいろいろな欠陥がありましたのをだんだんに公団の力でといえますよりは、いろいろな公団に要請をしながら悪いところを直してきたということとございまして、四日市においては一番初めの団地づくりは、市営では高花平なんです、公団の仕事としては一番初めのお仕事だったと思うんです。

当時の情勢と今日の情勢とは非常に違っておるといふところが事柄がありますので、なかなか一概には論じられないとは思いますが、いまの各町の集会所ということになりますと、実は団地の中にも十一カ所集会所がありました、これは各自治会や公団、あるいは県の公社が設置をしたものでございます。いまやっております方式は、町の集会所ということになりますと、これは地域住民の方々のお力でやっていたと、それに対して市が、最高限度たしか二百九十万円だったと思うんですが、助成をさせていただいておるといふこととございまして、この助成とても、大体年間十カ所ぐらい出てまいっておるわけでございます。そういったようなことを勘案しながら、町の集会所とすることになると、これはやはり各町が中心になられてやっていたと、これはなろうかというふうに思うんですが、これはど全体のコミュニケーションセンターをどうするんだということにはなろうかというふうに思うんですが、これはどういうふうな今後考えていくか。いまの段階では、私どもは笹川全体のコミュニケーションセンターをつくらうという計画はございません。

したがって、コミュニティーというものは、もともと一番最小単位が小学校校区単位であるということが言わ

れております。しかし、そのもとになるのはやっぱり各町ではないかというふうに私も考えております。したがって、町の集会所ということになりますと、私はやはりそれぞれの町でご尽力をいただかなければ、今日の市の力ではそこまで私どもが全面的にお引き受けをするという態勢にはなっていないことを申し上げておきたいと思えます。コミュニケーションセンターということですが、これにつきましても、いまの段階では計画にのっておりませんので、今後の問題として考えてみるより仕方がないかなというふうに思っておりますのでございます。

それから、次に教育施設の学校格差をなくせということですが、新設校は内部中学校の建設で一段落いたしました。今後は第三次五ヵ年計画に沿いまして、普通教室、特別教室、屋内運動場あるいは屋外運動場の整備、拡充を図っていかうということですが、新設校について、本来ならば最初から全部整っているのが一番いいかというふうに思うのですが、今日の事情ではなかなかそうもいかずに、三年かかるというところはないと思うんですが、大体二年ぐらいで整備をさせていただいておるのが実態でございます。

そこで、河原田小学校のプールについては、実は私も非常に気になっておるところでございます。用地が獲得しにくいということで遅れ遅れになっていくことでは済まされないといいふうに思っておりますので、もうことしのプールには間に合わないと思うんですが、来年度にはきちっとしたプールで子供さんたちに水泳をしていただく、勉強していただくことができるように、当局を督促してまいりたい、こういうふうに思っております。

その他特別教室でございますとか、あるいは運動場の問題でございますとか、あるいは普通教室の増改築の問題でございますとか、こういった問題につきましては、児童生徒数の推移を勘案しながらできるだけの配慮をしてまいりたい。

実は、五ヵ年計画を立てておりますが、教育施設に関する限り私どもは毎年この計画だけで済ますということをしていないように配慮をいたしております。新設校をつくったからそれだけの予算はどこかへ次には回すと、そんなようなことで考えているわけではございません。できるだけ学校整備を急ぐという形で各地域のバランスも考えながら努力をいたしております。したがって、教育施設の整備は恐らく計画の一〇〇%をいつも超しているのではないか。こういうふうに私は考えておりますし、今後もそういう面で大いに努力をいたす所存でございますので、この上ともご理解を賜りたい。

さらに、学校緑化につきましては、これも大きな課題でございます。この本会議でも何遍かご議論をいただいたところでございます。わずかの予算配分しかありませんが、今後さらに努力をいたしてまいり、こういうふうに考えておりますので、これまたご支援を賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 都市計画部次長。

〔都市計画部次長（東・寛君）登壇〕

○都市計画部次長（東 寛君） いま市長の方から都市計画街路の早期整備につきましてお話しさせていただきましたわけですが、一部数字的なものも加えまして補足させていただきます。

ご質問のありました都市計画街路の早期整備についてでございますけれども、その中で整備率につきまして、四日市といたしましては四五・四%ということでございます。ちなみに全国平均でございますけれども、五十六年度末で、約三七・二%になっております。決して私どもの方の市の率も高いものではございませんけれども、一応平均よりは少し超しておるところでございます。

また、第九次五ヵ年計画というのが五十八年から六十二年で国の方で決められてきておりますが、これの目標水

準といたしましては、一平方キロメートル当たり一・三キロメートルぐらいにしようという目標でございます。四日市といたしましては、現在一平方キロメートル当たり一・一五キロメートルということになっておりますので、こういう目標水準につきましてもっと努力してまいらねばならないと思っております。

なお、事業でございますけれども、ここ三年間国庫補助の事業枠もある程度ダウンしてきておりまして、マイナスからマイナス三％というふうな数字になってきておりますが、本市といたしまして若干の事業費の増を確保しながら、特に千歳町小生線、堀木橋の完成というものをこととしてやってまいりたいということ而努力してまいりました。今後とも一層の努力をしてまいるのでございますけれども、市街地の発展方向や交通需要、地域の実情というものを十分把握して、その優先順位というものを考えて整備に当たってまいりたいと思っております。

特にご指摘のございましたように、面的な整備という方法が非常に大切でもありまして、特に密集した市街地にあつては区画整理での取り組みということを大いに考えていかなければならないというふうに私も思っております。また、国、県の施行ということも強力にお願いしていく、こういう手法も大いに活用せなければならぬと思っております。

また、開発関係でございますけれども、ご存じのように住宅地関連公共整備事業という事業手法がございまして、開発につきましてもこういう手法を一段と活用してまいらなければならないとかように思っております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 通告の順に従いまして、質問させていただきます。

まず、旧庁舎の今後についてという件でございますが、旧庁舎は昭和七年に西側、昭和三十五年に東側が建設され、昭和四十七年に現在の本庁舎が建設されたわけですが、以来旧庁舎は市民にも開放され、会議、サークル活動等活用されてまいったところであります。一階には食堂、売店、クラブ室、公害対策課分析室、記者クラブ。二階には社会福祉協議会、展示室、会議室、更衣室、床屋さん。三階には大小会議室、日本間合わせて会議室が七室ございます。多くの方々に利用されてきております。前年度の利用率は三七・八％。本年度に入りましては、昨日の堀内議員の質問にもありましたとおり、中部地区市民センターの地区外団体締め出しの影響もあつてか、四五％まで増加してきているようであります。市民が気軽に、しかも低料金で利用できる市民センターとして活用していただいておりますことは大変喜ばしいことでもあります。同センターの人件費、管理費、諸経費、修繕費等一切入れられた運営経費は、概算でございますが、五十六年は二千八百万円、五十七年度は二千百万円となっております。おおよそ大体年間二千五百万円ぐらゐの支出であろうかと思えます。また、収入につきましては使用料にあるわけでございますが、年間五、六十万円程度だとなつておるわけでございます。収支的には大幅な持ち出しと言わざるを得ない状況にあります。さらに、老朽化により建物の維持管理費も年々増加してまいることは言うまでもないことでございます。収支的なことはともかくといたしまして、声を大にして申し上げたいのは、都市美の観点から、二十六万市民のシンボルであります市庁舎周辺の整備をこの際検討する必要があるように思うのであります。幸い中央通りのロータリーの改良の調査費の計上や、さらにはまた旧市民ホールの郵便局舎の仮庁舎としてその任務を終える二年後には解体されようとする時期でもありますので、都市環境整備を図るご意思があるかないか、お伺いいたしておきたいのであります。

確かに市民のニーズにこたえるための集会所、会議室、事務所、あるいはまた食堂、売店の確保問題等々いろいろと解決しなければならぬ問題はあろうかと思うわけでございます。十分承知いたしております。しかしながら、いつまでもいまのままではうっておけないということは、皆様方もご承知おきのとおりだと思います。私なりに考えますとき、これからの市中心部の開発、すなわちかけがえのない都市の開発は地下あるいは空間を最大限に活用すべきであり、いたずらに小さな建物を並べることはいかかなものかとご提案申し上げる次第でございます。

第二点目の農業政策のその後でございますが、これまで四日市市の農業政策についてどうあるべきか、再三にわたりご質問申し上げてまいりましたが、私の意図する問題がどこにあるかを十分お酌み取りいただいた際の発言なかどうか、その経過を見ておりましても、疑問を抱かざるを得ないのであります。

あえて申し上げるならば、四日市の市域一万九千六百二十九ヘクタールのうち、その六一・四％の一万二千四百三ヘクタールが農業振興地域となっておるところに当市農業を取り巻く幾つかの問題点があり、その方向づけを明確化し、都市近郊でほとんどが兼業農家となっております農業政策上の諸施策について具体策を打つべきだと考えるものであります。確かに、「四日市市農村総合整備計画」というりっぱな書物も出されていることは知っております。しかし、いまここでこれをどう具体化していくかということが一番大切なことだと思っております。

これまで本議会で毎回と言ってもいいくらい議論されておりますことは、沈滞する四日市の活路をどこに見出すのか、どう方向づけていくのか、それをどう具体化していくのかという重要な問題であろうかと思っております。昨日も金森議員の質問に対し、市長は、「四日市は海岸線に偏り過ぎ、旧内陸部の開発を進めなければならない」と申されておりますことは、大方の一致した意見だと思っております。さて、そこでそのときに障害になってまいります大きく立ちはだかるのがこの農業問題であるわけでございます。

私はこういった観点からこれまで四日市の農業の方向づけをどうするかという問題を提起をしまいった次第であります。農業政策を確立し、内陸部開発を並行させない限り市長の政策は絵にかいたもちになりはしないかと心配する一人でもあります。ご所見をお伺いいたします。私のこの考え方に異議があれば大いにご指摘いただき、よりよい政策を打ち立てていただきたいと思っております。もし私の意見にご賛同いただけるものならば、もう少し具体的にお尋ねしてまいりたいと思っております。その後の経過について担当部長より明快な答弁をお聞きしてまいりたいと思っております。

第一点目、農用地利用増進法に基づくものでございます。

この問題は前にも申し上げましたが、一九八〇年代のわが国農業の進路を検討してきた農政審議会が体質の強い農業の実現を目指した報告書をまとめておりまして、今後十年間の農政の力点を構造政策に置いており、その重点策となっておりますのであります。これの推進こそ本市農業の活路を見出せる糸口と言わざるを得ませんし、とりわけ本市都市づくりの全体像から農業振興地域の位置づけをどう方向づけるのか非常に重要な施策と考えるわけでありますが、この問題をその後どのように取り組んでおられるのか、どのように進展をしておられるのか、お伺いするところでございます。

二つ目として、農協とのタイアップについてでございます。農業政策を推進するに当たり、どうしても農業委員会は言うに及ばず、市農協とのタイアップが不可欠であることは、現実見ておりまして言うまでもありません。過去の答弁の中でも、よく連携を取りながら農業の振興に努めるとい趣旨が繰り返されておるわけでございます。その後どのように連携を取り、進展を図られておられるのか、お伺いいたします。

第三点で、担当部門の体制充実でございます。

何度も申し上げておることでございますが、農業政策の推進は一朝一夕ではとうてい解決できるものではありません。さきに申しましたことを実現を図っていくには、根気よく、現場に立ち入ってじかに話し合いを続けていくことが要求される性格のものでありますので、担当部の体制充実が何よりも肝要であることはご理解いただけるところでありますし、前にもそのことを強く要望したわけでございます。その後どう配慮をされておるのか、お伺いをするものであります。

第三点目でございますが、釣り場環境の保全対策についてでございます。

四日市港には三カ所の釣り場が設けられておりますが、釣りを楽しむ方々より、釣り環境を破壊しないように配慮していただきたいという声が上がっております。市民の要望により特に設置されてまいりましたこの釣り場が、悪評を買う施設であってはならないと思えます。そのためにはどうすれば環境がよくなるのかももう一度見直していただき、今後の管理をお願いするわけでございますが、その点についても少々ご所見を、ご対策をお伺いしておきたいと思うのであります。

第一回目の質問をこれで終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 旧庁舎が老朽化をしておりますことはもう皆さんご存じのとおりでございますから、私から申し上げるまでもないわけでございますが、いますぐこれをどうこうというわけにもまいらないわけですから、先ほどご指摘のありました市民ホールが二年後にはその利用がなくなるわけでございますから、その段階での庁舎周辺一帯の問題として取り上げていきたいというふうに私は思っております。

市民センターの利用状況でございますが、毎年少しずつ伸びておりまして、五十八年度は、四月から六月の間でございますが、対前年度同期比で一六％もご利用の数がふえておるということでございますし、さらに職員会館建設の問題も一応共済組合の方で資金を積み立てておる、こんな関係もあるわけでございます。したがって、旧庁舎の延べ面積は四千三百二十二平米ということでございますが、こういったような機能、さらにまだやるとすれば、もう少しほかの機能も考え合わせて、旧庁舎の改築をするならば、取り組まなければならないというふうに思っておりますのでございます。何をその中に入れるかというようなことについては、いま申しましたような問題は、ただ一番古いところは歴史的なものでもあるということですし、ぶん考えなければならぬと思いますが、いずれにしても、もう少し使いたいものにできればしてまいりたいということ、ご指摘のありましたように、二年後ということを考えてみたいとそう私は思っております。

それから第二点目、農業政策でございますが、多少永田議員のご意見が私に若干わからない点もありますので、また追ってお話し合いをさせていただきたいというふうに思っておりますが、まず、四日市の農業地域、農振地域とそうでない地域とが若干あるわけですが、その中で水田が非常に大きな比重を占めております。

そこで、その水田の問題としていま利用再編対策事業というのがありまして、麦あるいは大豆等を転作に当たっており、総転作面積六百六十二ヘクタールの二六％が麦、大豆等でございます。麦、大豆等をやる場合に集団転作という方式をとりたい。あっちのたんぼ三反歩麦である、それからまた水田があつて、またこっちにたんぼ一反歩ぐらいあるし、麦に転作をしている。こういう形でございますと、非常に効率の悪い生産体系になるわけですから、その集落ごとに集団で転作をしていただくように、農協とも十分タイアップをしながら取り組んでおる。四日市の農業総生産額にいたしまして大体百四十億円ぐらいだと思えますけれども、その中でお米がやっぱり三十数億円、

それからお茶が同時に三十数億円、畜産関係が三十数億円、そのほか施設園芸あるいは果物、果樹でありますとかその他あるわけでございますが、問題は、やっぱり水田にいたしましたも、できるだけ生産規模を大きくしていく、規模の拡大ということが問題でございます。このために農地の流通が十分関係者の間で安心をして行えるような法律ができましたので、そういう方向でいま私どもは努力をいたしておりますが、五十七年度ではまだ百ヘクタールにしか及んでおりませんので、中核担い手農家というものにできるだけ大規模の農業経営方式を今後取り入れてもらうように働きかけをやっておるところでございます。そのための推進委員をすでに百名お願いをしてこの仕事を進めておるわけでございます。

それから、そこで転作をするにいたしましても、あるいはお米をつくるにいたしましても、やはり都市基盤整備を進めていくということが一番大事でございます。国の補助事業である新地域農業生産振興事業を積極的に導入して、生産性を高めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

それから、いま申しましたのは水田並びにその転作に関する事業の推進方法でございますが、やはり一つのお米の生産というのは非常に大きな比重を占めておりますので、これをうまく生産が効率よく上げられるようにしなければならぬ。そのためにはやはり集団営農ということが必要であり、請負制度というようになところを取り入れていくところもあります。そういったものを大いに推奨をしまして、規模拡大を図っていくという努力をいたさねばならないかというふうに思っておるわけでございます。ただ非常に問題がございます。若い方々と年輩の方々と農業経営に対しますお考えにずれがございます。若い方々はできるだけ早く構造改善を取り入れてやりたいとおっしゃるんですが、かなりご年配の農業をやっていらっしゃる方はなかなかそうはまいらない。この辺に私どもがいろいろとお話をしておりますと、大きな問題点があるやに思っておるのでございまして、今後こういった方々

のご意見のギャップをどうやって埋めていくかということが非常に大きな課題ではないかと思っておるところでございます。

さらに、資本集約型農業として施設園芸あるいは畜産という大きな柱があるわけございまして、この施設園芸、畜産に携わってみえる方々は自立経営農家として格段のご努力をなさっておられます。過日アナナス科だったと思うんですが、品種登録が農林大臣に認められまして、これはほかの人がこれをつくって売ってはいけないという品物でございますが、十年、十五年もかかってりっぱな観葉植物をおつくりになられた。四日市の保々にそういう方がございます。こういうふうに現在のところ施設園芸では、温室が三十七戸、三万六千平米、ビニールハウスが三十四戸、八・六ヘクタールということで栽培が行われておりますが、四日市のシクラメン、あるいは四日市アナナスとして名声をはせておる。さらに中核産地としてこういった方々を育成すべく、五十八年度で四千平米余の温室建設事業に取り組んでおりますので、こういった方々を大いにバックアップをして、近郊農業としてそれで経営ををしていくというそういう自立する農家を育てていく。あるいは畜産部門でも、乳牛三十頭以上の飼養農家十一戸、肉牛三百頭以上の飼養農家二戸、豚が五百頭以上の飼養農家ということになりますと十五戸もございまして、こういうふうな企業経営型の農業に移行をしていくというのが近郊農業の最も一番大切な点でございまして、それと水田、それをどう転作をしていくかということが農業としては一番有効な方策ではないか。そのための構造改善事業というのを南部地域において五十九年度から実施をいたすべく現在計画案を策定いたしております。集落との話し合い活動によりまして、いま申しましたような水田対策なり、あるいはその他施設園芸なり等々を進めてまいる必要があるかと、いずれにしても規模の拡大と経営農家の育成ということが一番重要なことではなからうかというふうに思っております。

なお、それでは全部ではございませんで、実は先ほどもちょっと指摘のありました、そういった農業政策を確立しながら、そうして一体それではどれだけの農業経営の人口になるのかということが問題ではないかというふうに思っております。やはり規模を拡大していきますと、おのずからみずから農業作業に従事をしないという方々が農家の中に出てくるということでございますから、そういった方々の働き場所を確保をしていく。そのためにはやはり内陸型の工業というもの、あるいは工業といいますが、一・五次産業といったようなものを大いに振興をしていく必要があるのではなからうか。この二つがうまく成り立っていきませんと、ただ経営規模を大きくしろ、大きくしろと、そのために一つ請負耕作でいこうじゃないかというようなことを申しましたが、なかなかこれは推進を難しくい。一方で土地の所有ということがあるわけですが、推進を難しくいということでございますから、そういった意味での内陸開発は私はぜひ必要であると、こう考えているわけでございます。そのための用地をどこに確保をするかということがこれまたもう一つの問題点でございます。新しいそういった産業を四日市の中に根づかせるための用地の確保ということが必要でございます。その用地を確保するためにはやはり単価が一番問題になるわけでございます。いま四日市周辺のみならずこの東海地域全体でいろいろ探っておりますと、でき上がり坪単価が一定額以上、大体五万円ぐらいでございますが、これを超えますと、なかなかそういった企業が進出を難しくいという傾向があることは事実でございます。したがって、このようなことを頭の中に入れてながら、西部地域にやはり内陸部開発ということを根づけていく。そういうことが私は必要なのではないだろうか、かように考えておるところでございます。

なお、担当部門の体制強化ということでございますが、私は、今日一方で人員の問題等もありますので、農協とのタイアップあるいは農業委員会と耕地課ないしは農林水産課の連携プレーということが私はきわめて必要になった後には期してまいりたい。かように思っておる次第でございます。

○議長（後藤寛次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第三番目の釣り場環境の保全対策でございますが、いまのご質問でございますけれども、現在四日市港には正式な釣り場として環境整備いたしておりますが、ご承知の霞埠頭に約三百六十一メートル延ばしております釣り場でございます。または旭防波堤、あるいはまた富洲原の漁港周辺、あるいは新大協和の前あたりの運河とか競輪場の前とか、いろいろなところで、あるいは旧港の埠頭等々で釣りを楽しんでいただくわけでございますが、ただ、四日市港として釣りをやめていただいております場所はいたしましては、専用岸壁あるいは危険物の埠頭というようなところでございます。

それで、環境保全対策でございますが、現在行っておりますところの第六次の五ヵ年計画の中には釣り場を新しく設けるといふ計画は入っていないわけでございます。現在の魚釣りをしにいらっしゃる場所で釣りを楽しんでいただく。ただ、港として、管理組合としてお願いいたしておりますのは、たとえば霞の防波堤の先端、これはテトラポットが置いてあるところもでございます。それから石原の鈴鹿川の左岸等々、テトラポット等がございますが、こういうところで釣りをさせていただきますと非常に危険でございますので、こういう点はできるだけ避けていただくようにというようお願いもいたしております。

それから、もう一つは釣りをされますと、いろいろビニール袋とか空き缶等々ごみを捨てて帰られる方もござい

ますので、こういう点はご注意を申し上げておるといふことでございます。

そういうふうなことでございまして、釣りそのものは非常に親しまれる港づくりを目指しております四日市港といたしましては、できるだけ港に親しんでいただくということで、別段どこで釣っていたいただいてもいいわけでございますが、ただいま申し上げましたような場所では、これは釣っていただくことは非常に危険であり、また危険物の岸壁等々では、これは原則として絶対的に禁止をさせておっていただくわけでございますのと、もう一つは、岸壁で魚を釣っていらっしゃるときに荷役の邪魔にならないように、あるいはまた本船が接岸するとき、あるいは離岸するとき等々危険でございます。そういう意味ではここでの釣りはやめていただくようにお願いしておるわけでございますが、いまのところ保全対策というのがどういう内容のことなのか、ちょっといまのご質問の中では私も理解いたしかねるわけでございますが、管理組合といたしましては、危険なところでの釣りはやめてもらいたいというお願いをしておるのがいまの保全対策じゃないかというふうに思っております。したがって、できる限り危険でないところ、それから霞の釣り桟橋といいますが、釣り場、こういうところをご利用いただきたい。このようにお願いをしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君）

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 第二点目につきまして、若干補足させていただきます。

農用地利用増進法に基づきます事業を昭和五十四年度から進めてきておるところでございます。現在の実績では約百一ヘクタール、農地の貸し借りでございますけれども、行っておるわけでございます。これにつきましては、現在あります遊休農地を有効利用ということで農業振興地域の農用地区域の中におきます農地を対象にこの事業をやっておるわけでございます。内容は、三年契約と六年契約ということになっております。これにつきましては、それぞれ国から貸し手に対して補助金が出ておりました、三年の場合は一万円、六年の場合は二万円、こういう助成が渡っておるわけでございますが、現在の時点では、三年、六年それぞれの契約の総金額としましては約千三百万円ぐらいがこういった奨励金で貸し手の方へ行っておるといふのが現状でございます。それから、今後さらに進めていくわけでございますが、ことし五十八年度若干改正があるようでございまして、さらに十年以上につきましては三万円というような新しい制度が導入されるようになっております。四日市は都市近郊地帯で集約農業が特色でございますけれども、こういった集約農業とあわせて経営規模の拡大につながるような、こういった農地の流動化の施策を導入していきたいというふうに考えております。

それから、農協とのタイアップでございますけれども、私ども農林行政をそれぞれ特定の農家、あるいはそういう農家の方に施策として浸透をいたします場合に、地区市民センターよりはやはり農協の支所等を通じて現在行っておりますし、こういった農業施策を進めていきます場合にいろいろな会合を行われますけれども、それはすべてほとんど農協の施設、支所の施設を、夜分十二時をあるいは過ぎる場合もありますけれども、そういう施設をフルに利用させてもらっておるわけでございます。農協とのタイアップ事業の中では特に重要な水田の利用再編対策、これは農協の各支所単位で推進協議会をつくってもらっておりますし、農協の各理事もそれに当然参加をしております。それから農産物の価格安定事業でありますとか、あるいは農業関係の金融事業でありますとか、そういうものは密接不可分な関係で農協を中心に行っておりますし、新しい農業構造改善事業を現在計画中でございますけれども、恐らく大体十億円ぐらいの事業になると思いますが、少なくとも農協さんの負担していただく額は三億円を下らないのではないかと、いうふうに考えておりますが、そういった面でも農協の役割をそこで果たして

いただく。行政の浸透につきましても、あるいは農家のためにも農協が十分活躍していただきますように取り組んでおるといふ現状でございます。

それから、体制の問題でございますけれども、若干市長から触れられましたが、産業部といたしましたは、対前年百十七名でございましたのが、本年度は百十八名ということ成为一名ふやしていただきました。特に、ご承知のように三重用水事業に担当の職員を三名張り付てもらっておるわけでございますし、従来耕地課の職員で運転手がございましたのを技術職員にかえていただいて充実をしております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 もうしばらくちょっとごしんぼういただきたいと思ひます。

旧庁舎につきましては二年後というご回答をいただきました。本庁舎の周辺の環境整備、期待いたしておりますので、よろしく願ひいたしたいと思ひます。

農業政策につきまして、いま市長からお話ございましたわけでございますが、私も企業誘致という問題については非常に関心が深うございます。時折お話しをいたたくわけでございますが、私も企業誘致という問題については非常に深く思ひます。時折お話しをいたたくわけでございますが、とにかく受け皿がないということで大體のお話がおじゃ

んになっていふことが現実の問題でございます。そういつたときに、いまのお話でもございましたが、農業振興地域これの除外をやつぱり進めないといかぬのじゃないか。現在あちらこちらで草が生い茂つていふところが多々あるわけです。それもすでに農業振興地域として指定されており、なおまた三重用水事業の受益地としてあるわけでございます。そういうところを何とか外していかないとこの問題は解決にはならない。こういうふう

思つておるわけでございます。その点についてどうお考えなのか、もう少しお時間いただいて、簡単にお答えいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 農振法との関係もございしますが、外すには外すなりの一定の条件が必要でございます。したがいまして、条件がまとまるならば、私はある程度の農振地域の中でもそういった新しい産業立地というのではありませんか。かように考へて努力をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十三分休憩

午前十一時二十五分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 通告に基づきまして質問させていただきます。今回は一般質問のラストバッターで皆様本当にお疲れのことと思ひますが、しばらくの時間よろしく願ひいたします。

第一の問題は、行財政改革に伴う諸問題についてであります。現在国におきましても、地方自治体におきましても

も、行財政改革が最重要課題でありまして、今般の臨時国会も行財政改革が基本だということでございます。当市におきましてはすでに理事者が最大の努力を払われ、それはそれなりの成果をおさめておるのでありますが、しかし、こうした大きな問題は、理事者も議会も互いに協力して打って一丸となり、自治法にうたわれております「最小の経費をもって最大の効果を上げる」という原点に立ち返り、徹底的に現状を洗い直さなければならないと思うのであります。そうしたことを踏まえ、二点ほどお伺いをいたします。

まず第一に、市職員の人件費問題についてお尋ねをいたします。

武蔵野市や東京都の高額退職金の問題を契機として、いまや全国的に地方自治体の人件費がうわさ的になり、批判の対象となっております。当四日市市の人件費については、広報よっかいち、昭和五十七年下旬号に詳細に登載されていますので、おおよそのことはわかるのでございますが、参考グラフの配分の妙といえますが、一般職員の平均給料月額三十六・四歳で二十一万三千九百円となっておりますが、これを見ると、存外安いんだなと思えますが、これに期末手当、勤勉手当を加えますと月収三十万になるのでございます。三十六歳で月収三十万は、市内の中小企業にとって高額の花とも言うべき月収でございます。なかなか上手な発表の仕方でございます。また、近隣類似都市との比較も載っておりますが、それはそれなりに結構ですが、市におかれましては市内の民間企業の給料実態を調査されたことがあるのかどうか、人事院においては民間企業の給料実態を調査して勧告の基礎としておりますが、市においてはこれまで政府の勧告実態をそのままのみにしてベースアップを実施してこれらのかどうか、市として独自に市内民間企業の給料実態を調査されたことがありますがどうか、実施された場合はその結果を、また、されない場合は今後そうした調査をする意思があるのかどうか、市長にお尋ねをいたします。また、昭和五十七年度中の時間外勤務手当の状況を教えていただきたいのでございます。市長部局、教育委員会、

水道局、病院、消防の部局別の総額及び一人当たりの支払金額をお願いいたします。

次に、当市のラスバイレス指数はどうなっているのか、お聞かせを願いたいのでございます。

次に、退職手当の問題でございますが、定年制のない現在、勧奨退職に対する莫大な加算率を実施しておりますが、この加算率は定年制が実施せられるまでそのまま減額せずに続けていかれるのかどうか、お伺いを申し上げます。

また、これに関連して本年三月退職せられました方々の個人別の退職手当金額をお示しいただきたいのでございますが、いかがでしょうか、でき得ましたら一覧表でもつくって議員にお配りいただきたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

次に第二番目は、市立病院の問題について質問をいたします。

市立病院は新築以来院長を初め、事務長、並びに職員の方々のご努力と最新、優秀な機械設備とが相まって入院、外来患者が激増し、北勢地域の公立病院として大きな地歩を築いてこられたことは、まことに慶賀にたえない次第でございます。こうした実績を上げておられます病院ご当局に対し別に批判する気はございませんが、ただ真相だけを知りたいのでお伺いをいたします。

それは、先般中日新聞等でも報道されました、また、町のうわさにもささやかれている順番札の取り扱いの件でございます。内科といわず外科といわず、市立病院の外来患者待合所は座る場所もないくらい満員でございます。市立病院へ行けば一日がかりだとよく言われますが、それほど外来患者は殺到し、午前九時ごろ受付に到着しても番号札は百番以上で診察を受けるのは十二時近くになるのが普通でございます。受付けてもらった番号札を持ってじっと待っている患者を無視し、早期番号札を他人に譲っているという席取り屋が介在しているとのことを聞いて私は啞然としたのでございます。恐らくこれも事実無根のうわさだと思えますが、火のないところに煙は立たぬと申します。また、あればもつてのほかの不祥事だと思っております。中日新聞の報道や町のうわさの真相についてお伺いをいたしたいのでございます。

次に、会計処理等の問題でございますが、多数の外来患者を引き受けまして単時間に処理せなければならぬ会計担当の方々は、まことにご苦勞に存するのでございますが、一般市民の風評としては、余りに時間がかかり過ぎる、長いものは一時間、また接遇態度が悪いということでございます。多忙をきわめる中でやさしい態度もしておれないかもしれませんが、窓口へ来られるのは患者または患者の家族でございます。非常に傷つきやすい精神状態にある者ばかりでございます。言語対応につきまして多少改善の余地はないものかどうか。

また、薬局員の応対も非常に悪い、他の公立病院は薬を出す場合「お大事にどうぞ」と言っ出す、市立病院はぼんと放り出す、ただ「お大事にどうぞ」というだけの言葉で患者はどれほどの心の安らぎを覚えるかどうかかわらない。リュウマチ患者が診察室で服を脱ぐのに苦勞をしている、他の病院では看護婦が飛んできて脱がしてくれ、市立病院では看護婦が知らぬ顔をしている、こんなうわさもあります。市立病院では職員、また看護婦に対して市民または患者に対する応対について教育をしておられるかどうか、お伺いをいたします。

次に、第三番目の桜スポーツランドの問題でございます。桜財産区の広大な土地を四日市市民のために利用するというスポーツランド構想は着々と実施せられ、もうすでにセンターハウス等のメイン施設、アスレチック等の主要スポーツ施設等が完備せられ、市民の利用を呼びかけておるのでございますが、聞くところによりますと、スポーツと飲料水はつき物でございます。さて水を飲みたいと思っても水道口が少ない、また、出ない等々不満、非難も少なくないとのことでございます。施設は資金があればできる、しかし、その施設を市民に定着させるべく維持、運営するのがむずかしい。莫大な資金をつぎ込んだ施設が生きるも死ぬも運営次第であると思えます。昭和五十年に開設されました長沢氏の幸福村公園は、逐年客数が増加し、現在では三重県内は言うに及ばず、愛知県、岐阜県からも来園する者が多いとのことであり、そうした実績を積んでこられた長沢氏は、毎日公園内の住宅に起居し、一日じゅう公園をながめながら、いかにしたら人を引きつけるか、引きつけることができるかと構想を練り、よいと思ったらすぐ実行をするという方針を貫いておられるそうでございます。こうした熱意が現在の幸福村公園の盛況をもたらした原因と申すのであります。運営するのは人でございます。四日市市レジャー施設協会はこうした熱意のある人がおられるのかどうか、市職員のOBは経験豊かな人材ばかりでございますが、施設をよくし市民

のニーズにこたえ、少しでも多くの人を入園させるという企業手腕があるのかどうか、あると思いますが、企業的手腕のある若手の人材を置いて、新しい発想と方針を打ち立てるお考えはないか、お伺いしたいのでございます。

また、せっかく広大な土地があるのだからプールを設置したらという市民の意見が多いのでございますが、ご意見を承りたいと存じます。

また、三重県下の都市にはない動物園をあの土地を利用して設置されるお気持ちはないかどうか。小規模のもので結構ですが、親子連れの行楽に動物園が最もかっこうなものと思われるので、資金的にも至難とは思いますが、実現すれば、名古屋市における東山公園のように桜スポーツランドが四日市市民の憩いの場として定着すると思うのでございます。いかがですかお答えを願ひ、以上をもって第一回の質問を終わります。

○議長（後藤寛次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 具体的なご質問については総務部長の方から後でお答えをさせていただくことといたしまして、私から市の職員の給料の問題について私の考え方をちょっと申し上げてみたいと思います。

四日市の現状、ラスバイレス指数というのがございますが、これだけですべてを論ずるわけにはいかないというふうに思っておりますが、一応の現状の給与の比較検討ということになりますと、全国的に一つの比較の指数として使われておりますがこのラスバイレス指数でございます。これが昨日ご答弁申し上げましたように一一三・二というのが今日の実態でございます。かつて二、三年前は一一五ぐらいありました。これがだんだんに少ずつ下がっておるといのが今日の状況でございます。給与は、私は高ければ高いほどいいという考え方ではござい

ませんで、やっぱりその地域に合った適切な高が必要ではないかというふうに思っております。野方図にどんどんどんどん給料を上げていく、そういう考えではないということをご承知おきいただきたいと思っております。いまの段階ですと、昨日もお話を申し上げましたように、全体の市の中では若干高い方に属することでございます。そこで、人勧アップが毎年あるわけでございますが、大体これに準じていくということであるんな計算方式があるんですが、県の人事院勧告の状況を最終的には判断をして、毎年決めていくというのが実態でございます。この県の人事院勧告をなさいます場合には、三重県の民間ベースがどうなっておるかということをご参考になっておりますので、私どもがかって四日市市内の民間の給与の実態を調査しようとしたことがあるんですが、現実はその把握はなかなか困難でございます。したがって、むしろ県の人事院勧告で出された資料をもとにして私どものベース改定を行っておるといのが実態でございますので、さようご承知おきを賜りたいと思ひますし、今後とも大体その線でいきたいなというふうに思っております。

○議長（後藤寛次君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 第一点目の市職員の人件費に関しまして、市長の答弁に補足させていただきます。

いろいろご質問いただきましたが、まず時間外勤務手当の問題でございますが、昭和五十七年度の職員一人当た

りの年間時間外勤務時間数は百七十三時間と、前年度に比べまして十五時間の増となっております。これにつきましては、昨年特に土曜、日曜あるいは夜間におきまして大雨洪水警報等の発令が五十六年度の三回に比しまして、五十七年度が二十一回と多くございまして、災害に対する職員配置であるとか、技術部門での災害復旧にかかる業務等が大きな要因になっていると思うのでございますが、これはあくまで全体的、平均的な見方で申し上げているものでございます。一方、やはり特殊な部門で特定の人が時間外が多いという指摘も受けているわけでございまして、健康管理上の問題もありません。これにつきましては六月九日付で助役通達をもちまして通知を出しているところでございまして、十分に指導をしてみたいと思っております。

金額的に幾らあったかということでございますが、五十七年度の人件費のうち、これ申しわけないんですが、企業会計を除いた額でございますが、時間外手当が六億八千七百四十四千円という数字でございます。そのうち一般会計が五億九千四百二十三万円ということでございます。その他特別会計でございます。それでこれが人件費に占める割合が、約五・八％ということになっております。これを単純に割った場合に一人当たりの時間外手当が年間二十六万七千円でございます。月にしますと約二万二千円と、これは単純平均的に割った数字でございます。これが時間外勤務手当でございます。

それから、給与公表につきましていろいろご指摘がございました。これにつきましては自治省の事務次官通達によりまして公表が義務づけられました。本市におきましても昭和五十七年一月に四日市市公報、いわゆる公の公報でございますが、昭和五十五年度の職員給与の状況、それと五十七年十二月に、先ほどご指摘のありました広報よっかいちによりまして五十六年度の職員給与の状況を公表してきたわけでございます。この内容につきまして人件費の概略と一人一人の職員にどの程度支給されているかを知っていただく、いわゆる平均給料、これは給料と給与の使いわけにつきましてご理解できにくい点もございまして、説明の欄では説明は申し上げておるのでございますが、先ほどご指摘ありましたように、これは本給部分の平均でございます。扶養、通勤、時間外勤務手当等の職員手当と期末勤勉手当は含んでおりません。これらの手当を含めて別の表で説明いたしております。今後よくご理解をいただけるよう、国が示しております項目を中心にいたしまして工夫して公表してまいりたいと考えております。

それから次に、退職手当の問題でございますが、昨日も小林清隆議員のご質問に市長からお答え申し上げております。昭和五十七年四月一日から国家公務員の退職手当と全く同様に条例を改正してきたところでございまして、もちろんこれにつきましては二年ないし四年の経過措置を設けて、六十二年四月から自主的に国と同じ支給率、いわゆる最高支給限度額が六三・五二ヵ月となるべきものでございまして、一部で報道されておりますような、ほかの市が百ヵ月以上を超えているというようなところもございしますが、そういうような内容ではございません。この退職手当の内容でございますが、概略を申し上げますので、個人別の退職手当の一覧表の提出については、ご容赦いただきたいと思っております。

まず退職者数が、これは勸奨も一般も含めてでございますが、五十七年度、百七名ございまして、退職手当の総額が九億六千七百四十三千円と平均支給額が八百九十七万八千円でございます。内訳でございますが、勸奨退職が四十二名でございます。支給総額が八億九百八十八万九千円と平均の支給額が千九百二十八万三千円と、そのうち最高の支給額でございますが、これが勤続三十七・五年の部長でございますが、三千七万一千円でございます。最低が六百二十九千円という数字でございます。そのほか普通退職といたしましては、退職者数が六十五名で支給総額が一億五千八百八十五万三千円と、平均支給額が二百三十二万円ということでございます。

それから、定年制に絡みまして今後定年制が施行されたときにも退職の場合の加算はされるのかということですが、この定年制につきましては、昭和五十六年の十一月二十日に地方公務員法が改正されて昭和六十年三月三十一日に定年制が施行されるわけでございます。原則的には定年は六十歳ということになるわけでございますが、この中にもいろいろございますし、細部については今後職員団体と十分協議いたしました。条例提案をお願いしたいと考えておる次第でございます。この際に加算はどうなるんだということでございますが、いま国が示しております準則の中では、六十歳定年を施行いたしました場合に本市の退職手当条例第五条でございますが、これはいわゆる勸奨の条項でございますが、それを適用するというのが国の準則でございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 病院事務長。

〔病院事務長（田中利夫君）登壇〕

○病院事務長（田中利夫君） 市立病院の問題に係る件でご質問いただきましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

番号札の取り扱いはどうなっておるんだと、また会計事務処理はどうなっておるんだ、職員の接遇態度について答弁しろということでございます。まず第一番目の番号札の取り扱いでございますが、外来患者の診察につきましては、できる限り待ち時間を短くすることが患者に対するサービスの第一と考えております。診察にかかる順番札の取り扱いについてご指摘のような事実を確認できにくい状況でございますが、三月議会におきましても坂口議員よりご指摘いただきましたので、このことも含めて、トラブルをなくし待ち時間を短縮し、あるいは待ち時間をなくする方策をいろいろ検討をいたしております。その一つといたしまして、昨年後半より再来患者に対しては予約

診療制度の導入を施行してまいりました。本年度からは外来患者の多い内科、消化器科、整形外科等につきまして、この予約診療制度を拡大いたしましたして実施いたしておりますが、患者の方々からは大変好評を得ておると、一応成果を上げていると考えております。しかし、全医師が予約制を採用することにつきましては非常に困難な事情もありますので、一部診察番号札の併用をしているのが実情でございます。この取り扱いを含めまして診察については十分留意しまして、何よりも公平を期してまいりたいと、そう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、会計処理の件でございますが、診察後あるいは検査等の終了後事務処理を迅速に行うことは、これまた患者サービスの大きなポイントでございます。従来より会計事務につきましてはいろいろおしかりも受け、ご指導をいただいていたところでございますが、これを改善するために本年度よりコンピューターを導入したところでありましたが、七月からは外来患者にかかる会計処理をコンピューターに乗せておりますが、導入当初のこととて職員がふなれの点もございまして大変ご迷惑をおかけしている面もあらうかと思っておりますが、迅速に対処するよう体制を整えつつありますので、ご了承を願いたいと存じます。

次に、第三点の職員の接遇態度につきましては、常日ごろ職場研修等の機会をとらえまして指導をし自覚を促してきていますところですが、ご指摘のような行為があったとすればまことに申しわけなく、おわびを申し上げます。病院の全職員に深く反省を促すとともに、あらゆる機会を利用して公僕としての認識を深め、より一層来院患者へのサービスの向上に努め、名実ともに市民から信頼される市立病院を目指してまいりたいと存じますので、今後ともご指導をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 三番目の桜スポーツランドについてご答弁を申し上げます。

いろいろご指摘いただいて恐縮でございますが、五十四年にスポーツランドを桜の方へつくりまして、レジャー施設協会で運営しておりますのでございますが、ちなみに五十七年度の年間の利用者数というのは約四万六千人でございます。そのうち、日曜日の利用者が最高三千六百三十六人、最低が百四十八人、平日になりますとこれがぐっと落ちまして最高が四百四十九人と、最低が三十六人。なお、これは雨天はあの施設は使えないので、曇天あるいは晴天ということではなければならないと思いますが、そういうふうはこの施設の利用というのが非常に休日とそうでないウィークデーとの間に差が大きく出ているのでございます。このことは余暇利用の方法としても、また余暇利用の施設としても非常に重要な施設ではないかというふうに思っております。

さて、そういう中で桜のスポーツランドの今後の考え方でございますが、現在職員は総員で十三名おりますが、そのうちプロパー職員というのは一名でございます。あとは嘱託職員が二名、それから常務理事一名でございますが、それ以外はあと全部臨時の職員で対応いたしております。しかしながら、現在工事中でございますたとえばローリースケート場とか、あるいはスーパースライダー、あるいは芝生広場と、こういうものが整備されてまいりますと利用もふえてまいりますし、また将来に向かってこの活用方法等々を考えてまいりますと、職員はやはりプロパー職員を増員して、若い人たちを対象にした施設として活用しておっていただいておりますので、やっぱり若さ、若い人たちの立場で計画を立ててもらおうような、そういう方向づけは当然していかねばならないと思います。その方向に向かって進めてまいります。

なお、ご指摘のございましたブルの問題でございますが、ブルにつきましてはいろいろ検討をいたしておりますのでございますが、第一点に、いま現在のあの施設の水道は水沢の簡易水道から受水をしておるわけでございますが、一番水をたくさん市民が使われる夏場にブルの方へ水を入れるということになってまいりますと、地域住民に対する水圧の低下というものが出てくるわけでございます。したがって、これをどのように解決していくか、さらにまた上水からということも考えてはおるのでございますが、これにつきましては高低差の関係でやはりポンプアップをしてあそこへ持っていくかきかならないと、こういうふうなことがございます。したがって、ブルにつきましては、ひとつこれは十分検討をいたしまして、それだけの財政投資をして地域住民の皆様にご迷惑をかせないようにはどうすればいいんだというふうなこともあわせ考えていかねばならないと思います。ただ、ブルの位置等をも検討をいたしておりますのでございますが、ご承知のように非常に起伏の多いところでございまして、谷の方へ持ってまいりますと整地費等が非常にコストが高くなりまして工事費がかさんでくるというふうなこともございます。さらに、西側の方に持つていくにつきましては、これは先般来いろいろ市長の方からご説明を申し上げております大学用地との関連がございまして、こういう点での整合性をどういうふうにとるかというふうな問題等もあるわけでございます。一般的な世論といたしましては、いまご指摘の水飲み場と、汗をかきまますのでシャワーが欲しいとこういうことでございますが、水飲み場、シャワー等につきましてはできるだけ早い時期にこれを設置するように努力をしてまいります。

さらに、動物園の問題が出ておるわけでございますが、最終的には東山動物園ぐらゐの大きなものをとという構想でございますが、私もやはりそういう大きな構想でこれを進めていくことは非常に結構なことだと思っておりますが、ただ、敷地の面積等々見てみましても、用地が、隣の大学等の関連等々ございましてこれは非常に困難なことであろうかと思っております。現在のあのスポーツランドには、小さいながら動物を飼うておるわけでございますが、ヤク

シマヤギ五頭、あとアヒルというようなもので、これは大変子供さんたちに喜ばれておるのも実態でございます。さらにまた、八王子線を走っておりました電車を近鉄の方からいただきましたまして、いま据えつけてございます。この電車も非常に好評を博しておると、子供が非常に喜んであの中に乗っておるといふことも承知しておるわけでございます。動物園につきましては、ここにそれ以上大きなものをつくってまいりますと、水の問題とか飼育の問題、いろいろ問題点がございます。これは今後の研究課題として私どもも研究をしてみたいと思っておりますが、いま直ちにということとは困難な問題ではないかと思えますし、プール等については水の問題等々、あるいは財源をどうするかという問題もあわせ考えていかなければならないような問題もございます。

いずれにいたしましても、いろいろ指摘いただきましたが、余暇がだんだんふえてまいりまして余暇利用の施設としてこのレジャー施設協会のやっておりますスポーツランドは重要な一翼を担っておりますので、その辺を十分腹に据えまして、今後の運営並びに将来の計画等につきましても進めてまいる所存でございます。どうかひとつ皆様方のご支援とご協力を特にお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ご答弁ありがとうございました。第一番の行財政改革に伴う人件費の問題ですが、ラスバイレス指数は一一三・二とお答えいただきましたが、一一三・二ではなかなかびんときません。一一三・二は金額にして総額どれほどになるのでしょうか。また、ラスバイレス指数一一五以上のところは自治省においてその引き下げを強力に行政指導を行っておりますが、当四日市市は国家公務員の一〇〇まで引き下げる気はないのでしょうか。

次に、職員の残業手当について、私は昭和五十一年三月議会で質問いたしましたとおり、理事者において十分指導監督していただくように。ある部局のある課におきましては、多い職員で一ヵ月百五十時間ないし百八十時間の残業をしているのを耳にいたしますが、これで体がもつのでしょうか、一生懸命勤務していれば職員の疲労を招き、健康管理の面からも好ましくなく、また労働基準監督署の方面はよいのですか、各部課長は十分職場配置に留意して最大の指導力を発揮していただき対応していただくことを強く要望いたします。

次に、第二の市立病院の問題でございますが、田中事務長よりうまくご答弁をいただき、ありがとうございます。病院に勤務される杉江院長ほか看護婦まで、また田中事務長以下職員皆様には非常な心労を煩わしておりますが、今後ともますます研さん努力されて、市民の期待にこたえていただくようお願いいたします。

第三番目の桜財産区に有するスポーツランドについて、せっかくの莫大な土地を有しながら家族連れでゆっく

と楽しく一日を過ごすような施設にもう一步早急に努力されるように、また七月より新進気鋭の石井常務理事も着任されていることだし、プール構想ぐらひは思い切って立てるように市長並びに助役に強く要望いたしました。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（後藤寛次君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第七九号ないし議案第九八号

○議長（後藤寛次君） 次に、日程第二、議案第七九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第九八号委託契約の締結についての二十件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

前川辰男君。

〔前川辰男登壇〕

○前川辰男君 公共料金の値上げ、この問題はもう前から国会を初め全国的に大変国民の関心の高いところであることは、もう私が申し上げるまでもないと思うんです。特に最近の経済情勢からいきますと、大変生活が厳しくなっております。そのために公共料金の中でも特に自治体なんかの扱う料金につきましては、慎重の上に慎重を期する必要があると思うんです。もちろんいまの自由主義経済社会の中における仕組みからいまして、これを絶対に上げるなど言うことはできませんし、特に水道料金の場合には企業会計という特別の枠の中で独立採算が強いから、この中で取り扱うのはやむを得ないわけです。ですから、私はここで絶対反対

という立場ではございませんが、前段に申し上げた、市民生活に及ぼす大きな影響を考えた場合には十分に慎重な取り扱いが必要だと思しますので、ここで四点ばかり指摘をいたしまして、産業公営企業委員会の方でご検討をいただきたいという問題提起をしておきたいと思うんです。ですから、水道当局の方の答弁は必要といたしません。

その一つは、アップ率の問題ですが、これが金額とパーセンテージにおいて比較してある資料をもらっておりますけれども、一般家庭用の、水道を一番使う条件の多いところの率が高いということは、これはやはりおかしいと思うんです。

それからもう一つは、実施時期の問題、企業努力によってこの時期を検討できるのではないかと、なぜならば、必要だからこういう出し方をしていきたいと思いますけれども、この時期というのはやはり市民生活にとっても非常に苦しい時期であるわけです。こういう時期にダブルパンチを食らわすようなやり方というのは、これは施政上よくない。

それから三番目として、四日市の場合には管の太さによって料金を区分しております。特に二十五ミリ以下と四十ミリ以上と、こういうことになっておりますが、ここで一つ不公平が起こっているわけです。最近できておる中高層住宅、店舗兼用住宅といいますが、げたばき住宅というか、こういうところでは太い管の料金でいわゆる家庭用水道が供給されると、つまり高い料金を払わされているということが一つあると思うんです。この点につきましては、考え方として、生活用水というものと営業用水というものを区分した金額の設定の仕方の方が合理的ではないかと、こういうふうに考えます。同じ市民生活をしながら、一方においては非常に高い料金で水道料金を払わなきゃならぬと、これはまことに公平の原則に欠くことです。これをひとつ検討をしなければならぬ。

それからもう一つは、こういう料金値上げに出てくる問題の一つとして、県営水道の高い水を四日市自身が買わ

されているということです。これらに対しまして水道局から出ておる資料の中に、国や県に対する要望として県費の負担という言い方が出ておりますが、恐らくこれはただ字で書いただけで、そういう交渉をしていないと思えます。だから、これをもっと強力にして、そしてこの料金を下げることによってやはり市民の負担を軽くしていくという、こういう方法があると思うんです。

以上四点につきまして産業公営企業委員会の方で十分にご検討の上、いい結論を出していただくことを期待いたしまして、質疑を終わります。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 五十七年度の水道事業決算の結果九千八百八十五万四千円の損失を生じたこととあわせまして、五十八年度以降の資金不足額の累積増が見込まれることなどを理由に水道料金値上げのための条例改正や、あるいは、その予算措置としての五十八年度水道事業会計の補正予算案が提出されておるわけでございますけれども、こうした水道料金値上げの提案をされるに至った水道事業財政の困難な問題について、その要因等幾つか考えられるわけでございますけれども、その中の一つの問題として大口径の使用水量、それが大変減ってきていると、この辺の問題について、問題を提起しながら、値上げ提案の中身とも関連しながら当局の考えを伺いたいと思います。

五十七年度におきましては四十ミリ以上の口径、先ほど前川議員が触れられました問題ももちろんあることはありますが、全体といたしまして対前年度比較におきまして十四万トンほどの水量が減っておりますし、さらに五十六年度の場合におきましては約十万トンの水が大口径の場合に減っているわけでございます。これをいろいろしさに私なりの独自の調査で調べてまいりますと、実はAという会社は五十五年度におきましては三十一万二千トン

の水を使っていたわけですが、五十六年度には十二万八千トン、五十七年度は十万八千トンに減っているわけです。この二カ年間に三十八万八千トンの水を減らしたことになるわけでございます。いまこの五十七年度の決算の議論に当たりましては、五十五年度から五十七年度の前回水道料金値上げ期間の、いわゆる財政計画期間ということでございます。五十七年度に九千百万ほどの赤字が出たわけでございますけれども、これは単年度でございしますが、いわばこの五十五年度から五十七年度の財政計画期間における累積赤字と見てもいいわけでございますけれども、この間にあるA社というところが三十八万八千トンの水を減らしたと、これを金額的に見ますと、六千万円に相当するわけでございます。五十五年度ベースで水が仮に使われていたならば六千万に相当いたします。またBという会社は、これはもうすでに五十三年度からでございますけれども、五十二年度の水の使用量が年間十二万七千九百トンほどございましたけれども、五十五年度には一万一千トン余り、五十六年度も一万一千七百トン余り、五十七年度はちょっとふえまして一万四千トン余りということになってきております。このBという会社の場合、仮に五十五年度、五十六年度、五十七年度のこの財政計画期間をとらえますと、この水量減によりまして四千七百万ほどのいわば水道料減収となるわけでございます。これを二社を合わせるだけにおきまして、先ほど申し上げました九千百万の赤字損失、これを超えて余りあるわけでございます。

しからは、A社はどうして三十何万トン使っていたのが十何万トンに減ったのか、B社は十二万トン余り使っていたのが一万一千トンぐらいに減ったのか、A社の場合は、いわゆる減量経営という名におきまして非常に安い、一トン当たり十九円八十銭という工業用水に切りかえたと、もちろん節水という面だけでなくて操業率の関係とかもいろいろあると思えますけれども、主に、工業用水も自分ところの枠もあり余っているし、その範囲内で工業用水で利用できるものはすると、ちょっとしたる過装置をつけて利用できるものはすると、こういう形で減らしたと

伝え聞いておるわけでございます。またB社の場合は、地下水はただだということで、このB社の場合は年間百八十五万トンもの地下水をくみ上げています。四日市市の市民に供給する水の量が全体で三千三百万トンですから、その一企業が地下水で工業用に使う水が年間百八十五万トンというところ、相当なウェイトを占めると思うんですけれども、要するに地下水はただだという考え方なんでしょうか、どうでしょうか。とにかくそういうのに切りかえてしまつて、そしてかつての五十二年度ベースで見ますと、今日の五十七年度、五十六年度、五十五年度の市の水道使用量は一〇%ないし一二%に落ち込んでしまつていると、こういうことにつきましては、それが事実であるとするならば大変問題だと思つておられます。地盤が沈下して、たくさんのお金をかけて都市下水道整備なんかもやつておられるわけですが、地下水はただだと、おれのものだと、こういうことでそういうところへ切りかえてしまつて、市の水道使用量を減らすと、しかし、かつて高度成長期時代からどんどんどんどんそうやって水を使つてきて、これでは追いつかないということで水源開発をどんどんしてきて、いまその元利償還でずいぶんやつておられます。この元利償還払いが今度の決算の中でもかなりのウェイトを占めております。こういうことの中で本当に節水をして資源を有効に使つていくという観点ならば、そしてそれを貫くならば、またそれなりの対応もしていかなければならないし、その辺をどうするのかという問題も一つあると思つておられます。この辺も考え方を伺いたいと思つておられますが、果たしてこういう、工業用水が安いから切りかえる、井戸水はただだから井戸水に切りかえる、こういうことをどんどんやられてきたときに、いかに公営企業といえども、この議会の中でも盛んに民間の企業の経営思想を導入してやれということが、盛んに出ましたけれども、まさにそれを実行するというならば、公営とは名がつきましても企業そのものでございますから、水道事業はもう少しその辺の企業防衛、水道企業防衛も真剣に考えてもらわなければならぬ、その辺のところをどうした対応をどうしてきたか。

今度の資料の中でも大口使用者の一覧表がございますけれども、これ仮に二十万トン、十九万トンとか、十四万トンとかいう水を使つておられる企業がございましてね、こうしたところが、工業用水に切りかえられる部分はどう切りかえていったらどうなるのか、この辺の対策はどうしているのか、どういうふうにこの問題をきわめて、今度の料金設定にどういうふうに対応をされたのか、逆に今度の料金の設定を見ますと、いわゆる逓増制の逓増度が他と比べても高いからということで、むしろその格差を下げてしまつて、そして家庭用料金の引き上げ率の倍率が、いまま前川議員から指摘がありましたけれども、高くなつておられますね、こういう点では納得ができません。

この大口需要者は減という問題を盛んにいふところにも、広報にも載せておりますけれども、それならそれで、どんな種類の使用水量減なのか、これに対して企業防衛の点から打つ手はないのか、どんな手を打つてきたのか、料金体系的にもこうした面を配慮をいかなきゃならない要素がある、これまでにすでにたくさん水源開発のための投資はして、元利払いはこれからもなおしていかなければならないわけですし、そういうふうにして減らしたところが、それじゃ夏場において水は勝手にどんどん使うということはないのか、そういう歯どめなんかもしないと、公営企業といえども余りにもそういう不安定要因に振り回されるという形になって、そのしわ寄せが市民の水道料値上げという形になると、この辺の問題の対応をきちんとしていれば、五十七年度の九千何百万の赤字も出ないで済んだんでしようし、それからまた、今度の値上げにも結びつかないで済んだわけでございます。この辺の対応を誤りますと、先ほど申し上げましたように、皆さんにも配られておられますように、大口使用者がこれだけの使用料をとつておられるわけですから、それで軒並み工業用水に利用できるところが切りかえていくというメリット、A社の場合は二年間で六千万円が会社のプラスになつておられるんですね、こういう形でみんなやり出してきたら、いま値上げの云々で議論しましても、またすぐさま大きく水道財政に影響を及ぼしてくることは明らかです。こうし

たところの対応は一遍しつかりと明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（後藤寛次君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 時間が三分しかございませんので、ごく要点のみを申し上げて、あとは担当委員会の方で詳しく資料等を提出しながら説明申し上げます。

確かにこの三年間に、冷夏あるいは経済事情の激変によって水の使用量が著しく減少をいたしました。その結果、財政に多大な影響を与えたのは事実でございます。いまご指摘になった二社もその一翼を担っているのかもしれませんが、私どもといたしましては、そういった落ち込みということは各会社の事情等がどうあれ、やはり全体的な経済事情の激変によるものであって、それに対応されたやむを得ない措置であるという受けとめ方をしております。しかし、今度の料金改定というものが、そういった激変の中で果たして経済状況だけでなしに四日市の持っている水道料金の体質というか、これまでの料金の決め方等にも若干反省というか、見直しというか、そういったものも織り込むと同時に、基本的には水道料金というものは原価的には百十円かかっておりますから、その百十円をできるだけ負担していただくような配慮を、今後この料金改定の中では入れておりました。従来は五〇%負担の割合が原価に対して五〇%を切っていたのが、五〇%を超えるような数字でお願いするというふうな考え方も導入しております。

しかし、いま小井議員のおっしゃったように、それではどんどん大口の使用量が減ってくるのではないかと、それが財政を圧迫するのではないかとという心配はございますけれども、逆に私といたしましては、この夏の水の売り上げを見ておりますと非常にことしの夏は暑かったので水の売り上げが激増しております。十四万トンを超えた日が一日ございまして、十三万トンを超えた日が何と十五日ございます。二ヶ月の間に十六日も自己水源をはるかに回る水の使用があるということは、これはわれわれとしても大いに今後研究しなければいけない問題でございます。市民の生活の用水を守るということは、これは大切なことでございますので、われわれとしても企業がどんどん水をお使いになるというよりは、そういったところへ行く水が住民のもとへ返ってくるという形で、私はことしの夏の傾向を見ながら考えたわけですが、したがって、水は非常に限りある資源でございます。特に四日市の場合は地下水に頼っておりますので、この危険が非常に大きいということでございますので、私たちは水資源の確保というものを真剣に考えながら、いまご指摘になったような大口需要への対応等も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（後藤寛次君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第七十九号の昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてお尋ねをしたいと思います。

先ほども待ち時間の問題など取り上げられておりますが、ただ単に受付診療時間の待ち時間だけでなく、病院へ入って受付を受けて、そして会計も済ませ、薬をもらって帰るまで、こういった時間の中でもっとシステムのにも短縮できて、本当に半日仕事であるとか、そういったことにならないようにこの五十七年度の中でどういうふうな努力されてきたのか。また、特に私どもがいろいろお聞きしますと、外来患者の数が当初五十四年度は二十九万三千七百六十四人あったものが、五十七年度には三十四万七千二百六十三人と、五万人以上もふえてきているわけですが、そういった中で会計業務課の人員の問題、いろいろ大変な状況だ、こういうこともお聞きしている

わけでございますが、そういった中でこういった業務課の仕事量の増大に伴う人員の適正配置、強化が必要ではないかと思いますが、そういった点でどういうふうな五十七年度対処されたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、待ち時間の問題で申しますと、検査待ちというものがあられるわけですが、四日市市にもCTスキャナーが一台設置されておる、しかし、一週間も二週間も検査のために待たなければならぬ、こういうことが言われているわけでございますが、そういった中で多治見市ではこの全身用のCTスキャナーを入れて、そしていわゆる民間の、開業医のお医者さんが市民病院のベッドを借りていわゆるオープンベッド方式ということですけれども、そういったものを取り入れながら、自分の主治医から検査も受け治療も受ける、こういったシステムがとられてきている、こういう状況もお聞きしているわけですが、地域の中核病院としての地域医療の充実をどういうふうな考えておられるのか、この五十七年度にどういうふうに取り組みまされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 病院事務長。

〔病院事務長（田中利夫君）登壇〕

○病院事務長（田中利夫君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

外来患者数が急増しておるのに職員数はどうなんだというお尋ねでございますが、昭和五十三年の十一月に新病院に移転以来、患者数はご承知のように年々増加しております。五十三年度は旧病院の実績が含まれますので、いま佐野議員が申されましたように、五十四年度の実績では入院患者十七万三千四百七人、外来患者が二十九万三千七百六十四人、入院につきましては一日四百七十三人、外来につきましては一日九百八十九人でございます。この時点の職員といたしましては、入院係が六名、外来係十一名、他にパート五名で対応いたしております、レセプトは入院分のみを職員が処理しております、外来分につきましては外部委託により処理しておったのでございます。新病院へ移転いたしましたから四年目の五十七年度になりますと、入院患者は十八万五十人、外来患者は三十四万七千二百六十三人、入院は一日四百九十三人、外来は一日に千六百六十九人、入院につきましては四〇％、外来では一八％の増加となっております。これに対処する職員数でございますが、入院係で九名、あとパート一名、外来係で十二名、パート七名、なお、五十八年の二月一日より老人保健法の施行による一部負担金の徴収事務の増加、それにコンピュータ化に合わせてカルテを新患本人に手渡す等、事務の体制の改善を図り、業務の一部を委託いたしました七名の委託職員が入っております。

患者の対応として最も重視しておりますのは待ち時間の点でございますが、診療後の会計待ち時間については、先ほど野呂議員のご質問にお答えいたしましたように、七月から外来部門の電算化により三十分以内に処理するよう努力いたしておりますが、時間的には十時から二時ごろまでがそのピークとなっております。電算機の操作につきましては十分な面もあり、ご迷惑をおかけしているのですが、機械操作の関連もございしますが、職員配置につきましては十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、オープンベッドの件でございますが、現在市内の開業医あるいは診療所が独自でできない検査等につきましては、ほとんど市医師会が運営いたしております医療センターで実施されておりますが、特殊な、また高度な医療機器を必要とする検査につきましては、従来より市立病院が依頼を受けて実施いたしております。たとえばいま佐野議員が申されましたCTスキャン、それからエコー等を利用する検査につきましては、開業医、診療所あるいは民間病院との密接な連携のもとに対応してきています。オープンベッドとして病床を開業医に開放するというところでございますが、これにつきましてはいろいろの問題点もあるやに聞いておりますが、い

ま仮にこの方式を導入するにしましても、本院の場合非常に高い病床の利用率でございますので、実態から見ましても、現状、増築して病床をふやさない限り困難なことと考えております。今後の病院のあり方の一つとして受けとめさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤寛次君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表のとおりであります。

日程第三 議案第九十九号 工事請負契約の締結について、及び

日程第四 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤寛次君） 日程第三、議案第九十九号工事請負契約の締結について、及び日程第四、議案第百号工事請負契約の締結についての二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案は、いずれも工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、白須賀ポンプ場築造工事につきましては、金額二億七千四百万円をもって熊谷・久志本建設共同企業体と、霞ヶ浦野球場整備工事につきましては、金額二億三千万円でもって大成・久志本建設共同企業体とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。どうかよろしく審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、今定例会において受理しました請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、閉会中の継続審査になっておりました請願第四号公営住宅（前田町地内）建設反対については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承を願います。

陳情につきましては、三件提出がありました。お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご承知願います。

○議長（後藤寛次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十一日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時四十一分散会

昭和五十八年九月二十一日

四日市市議会定例会会議録(第五号)

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十八年九月二十一日(水) 午後二時開議

- 第一 議案第七九号ないし議案第一〇〇号……………委員、長報告、採決
- 第二 議案第一〇一号……………人権擁護委員の推薦について……………説明、質疑、討論、採決
- 第三 議案第一〇二号……………公平委員会委員の選任について……………採否決定
- 第四 委員会報告第八号……………請願の審査結果について……………採否決定
- 第五 発議第七号……………織機登録制の存続に関する意見書の提出について……………説明、質疑、討論、採決
- 第六 発議第八号……………四日市市議会特別委員会の設置について……………議決

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

伊 小 青 相
藤 井 山 松
信 道 峯
一 夫 男 尚

山 山 森 森 毛 水 水 益 前 堀 古 橋 野 野 永 中 豊 谷
路 口 利 野 野 田 川 内 市 本 呂 崎 田 村 田 口
安 真 道 幹 和 辰 弘 元 増 平 正 信 忠 廣
壽
剛 孝 吉 朗 哉 郎 子 力 男 士 一 蔵 和 洋 巳 夫 正 睦

田 高 佐 坂 後 後 小 小 粉 訓 久 川 川 金 大 大 小 伊
中 木 野 口 藤 藤 林 林 川 霸 保 村 口 森 谷 島 川 藤
基 光 正 長 寛 博 清 也 博 幸 洋 茂 武 四 雅
介 勲 信 次 六 次 次 隆 茂 男 正 善 二 正 生 雄 郎 敏

○出席事務局職員

議事係長
 議事係長
 事務局長
 川合一郎
 坂崎大之丞
 山口克彦

代表監查委員
 吉田耕吉

次教育長
 館增爾
 伊藤長男

水道事業管理者
 村山利夫
 奥村仁人
 病院事務長
 田中利夫
 次防務長
 鈴木木靖
 下水道部長
 前川鉦一
 建設部部長
 奥山武助
 都市計画部次長
 東山寬

○出席議事説明者

環境部部長
 産業部部長
 福祉部部長
 市民部部長
 財政部部長
 総務部部長
 市長公室長
 収入役
 助役
 助役
 市長
 加藤寬嗣
 三輪喜代司
 坂倉哲三
 平井清三
 片岡一裕
 阿南輝
 毛利道彦
 岩山義弘
 宮田利義
 樋口照一
 山田利義
 阿南輝
 毛利道彦
 岩山義弘
 宮田利義
 樋口照一

○欠席議員(二名)

堀喜多野
 新兵衛
 山本一彦
 渡辺勝彦

主 事 鈴 木 晴 美
主 事 玉 田 耕 士

午後二時一分開議

○議長（後藤寛次君） これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第七九号ないし議案第一〇〇号

○議長（後藤寛次君） 日程第一、議案第七九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし議案第百号工事請負契約の締結についての二十二件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

渡辺一彦君。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十二号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、理事者から、今後の財政見通しについて、市民税、償却資産税、特別土地保有税等の市税の伸びにより、当初予算に比して約八億円の税収増が見込まれるが、本年度本市が不交付団体に転じたことから、普通交付税が交付されないこと。また、今後予想される事業費あるいは義務的経費の支出等によって厳しい財政状況が予想されるので、特別交付税の獲得など財源確保にお一層の努力をいたしたいとの説明がなされたのであります。

これに対し、新規の財源確保対策の一つとして、地下水汲揚税、緑化協力税等、法定外普通税の創設について検討されたいとの意見がありました。

歳出第二款総務費及び歳出第四款衛生費については、別段異議はなかったのでありますが、国、県の補助事業について補助割当てが不確定なため、当初予算に精確な事業費の計上が困難であるという事情はあるが、補助割当ての決定に伴い、大幅に事業費が補正されていることについて、疑問を生ずるおそれがあることから、今後当初予算案の説明の段階において、国、県に要請した当初の事業目標を明らかにするよう指摘いたしました。

また、近い将来実施しなければならない事業については、早い時期に委員会等において説明、報告すべきことを、あわせて指摘いたしました。

債務負担行為、地方債については、別段異議はありませんでした。

議案第八十八号四日市市地区市民センター条例の一部改正については、塩浜地区市民センター及び水沢地区市民センターの改築に伴う所要の改正であり、また議案第八十九号四日市市税条例の一部改正については、銀行等の金融機関が毎月第二土曜日に休業することになったことに伴う所要の改正であり、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第九十九号及び議案第百号は、白須賀ポンプ場築造工事及び霞ヶ浦野球場整備工事の請負契約締結案であります。同一業者が両工事の共同企業体の構成員となつてゐることについて、論議がなされたのであります。

理事者からは、この二件はいずれも特殊な工事であり、高度な技術を必要とすることから、大手業者と施行能力のすぐれている市内業者のAランクの上位者と共同企業体を組ませ、指名を行ったこと。さらに、この二件の工事が、土木、建築と異種の工事であるとの説明がなされたのであります。

当委員会としては、地元業者育成の見地から、安易に大手業者に依存するのではなく、できるだけ地元業者に受注の機会を与え、あわせて技術力の向上を図るべきことを強く指摘いたしました。

また、従来、各種工事の施行によつて樹木等が枯れたり、処分されたりする事例があり、緑化が重要な施策となつてゐる今日、その保護には十分に意を用いるべきであり、霞ヶ浦野球場整備工事においても、他へ移植するなど配慮すべきことを指摘いたしましたほか、本工事の工期短縮について意見がありました。

その他、工事発注における資機材の特定品目指定に対する配慮について、意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） ただいま議題となつております各議案のうち、教育民生委員会に付託されまし

た関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第八十二号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分について及び議案第八十六号昭和五十八年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）、並びに議案第九十一号四日市市国民健康保険条例の一部改正についての三議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第九十六号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、四日市港管理組合が霞ヶ浦の運動用舟艇場に建設したヨット係留施設を本市が譲り受けるに当たり、同施設の使用料を定めようとするものであります。当委員会は、現在、この係留施設の利用について関係者から申し入れがなされている現状から、今後とも関係者と十分話し合い、本施設の維持管理及び円満な運営に遺漏のないよう強く要望した次第であります。以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではあります。これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

堀内弘土君。

〔産業公営企業委員長（堀内弘土君）登壇〕

○産業公営企業委員長（堀内弘土君） ただいま議題となつております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

五十七年度の当事業決算におきましては、総収益六十六億二千二百八十三万四千九百四十二円に対し、総費用六

十五億六千三百六十九千八百七十一円で、差し引き五千九百七十六万五千七十一円の純利益を生じたのであります。これについて理事者から、前年度に引き続き優秀な医療従事者の増員確保、高度医療機器の導入など、医療環境の整備、充実に努め、病院利用者が増加したこと等によるとの説明がありました。

当委員会としては、これを了とし、経営の健全性の目安となる流動比率が望ましいとされる二〇〇%を超え、良好な経営財務状況にあることについて、院長初め関係職員の努力を評価いたしました次第であります。今後の病院経営について、理事者から、さらに増加傾向にある重症患者に対応するため、高度医療機器の新規導入、並びにそのための増築を行い、治療効果の向上に努めたいとの表明がありました。公立病院としての責務を果たしていく上で、今後人間ドックなど市民の健康増進を図る二次的機能の充実に期待されることから、この強化を強く要望いたしました。

また、今後の病院経営には、医療機器等の更新、人件費の増高等など厳しい状況が予想されるところから、経営基盤の強化に一段の経営努力を要望するとともに、経営合理化の一環として、現行の薬品等、材料の購入方法について見直しを指摘いたしましたほか、未収金の回収、整理及び病棟の管理体制の見直しを求める意見がありました。

以上により、当委員会は、本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第八十号昭和五十七年度四日市市水道事業決算認定についてであります。五十七年度当事業決算におきましては、総収益三十五億一千三百三十二万八千八百一円に対し、総費用三十六億三百十八万二千九百一十円で、差し引き九千八百八十五万四千四百十円の純損失を生じたのであります。

これについて理事者から、五十五年に水道料金改定後、冷夏等天候不順に加え、景気低迷による大口利用者の節水意識の浸透から、事業収益の大宗を占める給水収益の予想外の伸び悩み、さらには諸物価の値上がりによる事業費の増高から、当初財政計画の収支バランスが大きく崩れたことによるとの説明がありました。

当委員会としては、現行料金による財政計画の最終年次であることも踏まえ、やむを得ない事情があった点を認め、この説明を了承したのであります。

当委員会としては、不安定な経済情勢下にあつて、支払利息、減価償却費等経費の増高により、今後も経営環境は厳しいものが予測されることから、経営の健全化、合理化に向けて一層の企業努力を強く要望いたしました。

さらに、内陸部開発の進行に伴い、今後伏流水を取水源とする本市上水道への影響が懸念されるため、長期的視野に立った水源確保対策への積極的な取り組みを要望いたしました。

なお、給水管理設工事等に伴う路面復旧工事について万全を期すよう指摘いたしましたほか、生桑水源地周辺の湿地対策事業に関連して、地元住民への十分な配慮並びに水沢簡易水道の上水道への早期統合を求める意見がありました。

以上により、当委員会は、本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第八十一号昭和五十七年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。五十七年度の当事業決算におきましては、共済事業総収益二億五千三百二十九万四千六百五十四円に対し、共済事業総費用二億五千三百五十七万七千九百九十九円で、差し引き二十八万二千五百四十五円の純損失を生じたのであります。

これについて理事者から、当事業の中心である農作物共済において、イモチ病及び台風による稲、麦への被害が大きかったほか、施設園芸共済においても、病害の発生により相当の被害があったとの説明がありました。

当委員会としては、農業経営の安定に果たす本制度の役割りを十分評価するとともに、今後も事業運営の充実に

努めるよう要望いたしました。

以上により、当委員会は、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第八十三号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてはであります。歳出第六款農林水産業費については、農業構造改善事業としての圃場整備事業に関連して、内陸部における農地の面的整備の推進を図るため、県営事業の導入による進捗率の向上とあわせて地元負担の軽減化に努めるよう指摘いたしました。

マツクイムン防除事業については、山林の被害面積が依然として拡大の途にある状況から、防除事業の実施に加え、今後は伐倒作業後、商品価値の高い樹木の植林を奨励するなど、林業振興を目的とした施策の充実を要望いたしました。

また、用排水対策について、地元負担の軽減を含む関係三部調整の抜本的見直し、並びに県営圃場整備事業における官民境界ぐいの設置に対する助成を求める意見がありました。

歳出第十一款第二項農林水産施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

以上により、当委員会に付託されました一般会計補正予算の関係部分につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。

議案第八十七号昭和五十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算につきましては、議案第九十五号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてと相関連するため、先に議案第九十五号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてから、ご報告を申し上げます。

本件は、給水収入の伸び悩み、事業費の増高等により、不均衡を生じている水道事業財政の健全化を図るため、水道料金の改定を行おうとするものであります。

本問題は、市民の日常生活に直結するものであり、さらには本市の社会経済活動に与える影響も大きなものがあることから、当委員会は、長時間にわたり慎重に審査いたしましたのであります。

今回の料金改定の必要性について、理事者から、経済情勢の変化等に伴う水需要の鈍化により、今後料金収入の増加が期待できない状況にあること。とりわけ料金単価の高い使用水量の減少により給水収益が低下する一方で、維持管理費の増加により給水原価が上昇し、このまま推移すると、今回の財政計画期において販売収益が赤字となり、経常的な維持管理も困難となる事態が懸念されること。水道局として、これまでに水源地の集中管理システムの導入、遊休施設の売却など、省力化、合理化等に鋭意努力するとともに、北勢水道用水からの受水についても受水量の抑制に努めるとともに、県費導入の増額を要請してきたところであるが、企業努力も限界に達し、本事業財政の健全化を図るには、料金改定に頼らざるを得なくなったとの説明がなされたのであります。

当委員会は、料金改定の市民生活に与える影響の重大さにかんがみ、財政計画、料金体系等に関し、幾多の角度から討議を行い、水道料金の値上げを極力抑制すべく検討いたしましたのであります。が、拡張事業推進による元利償還金の累増、工事施行環境の悪化等による事業費の増高などをあわせ考えるとき、市民に水の安定供給を維持していく上では、ある程度の財政措置を講ずることの必要性を、認めざるを得ないと思量するに至ったのであります。

しかしながら、料金改定の実施時期が年末に予定されていることについては、一般家庭において何かと家計支出の多い時期であり、この点で料金改定の実施時期について配慮をすべきであるとの結論に達し、お手元に配付しましたとおり委員会修正をいたしましたのであります。

その修正内容は、水道事業給水条例の一部を改正する条例中、附則一及び二の施行時期、新料金の適用時期を一月延ばし、五十九年一月分として徴収する料金から実施するよう修正するものであります。

特に当委員会は、修正可決するに当たり料金改定時における市民生活に及ぼす急激な負担の軽減化を図るため、三年を周期とする現行財政計画期間について、今後見直しを行うよう強く要望するとともに、水源施設の集中管理システムの一層の高度化を初め、経営合理化対策の充実強化に向けて、一段の企業努力を求めたのであります。

さらに、限られた水資源の有効活用を図る上で、市民の節水意識が不可欠であるため、これの高揚に努めること並びにアパート、店舗併用住宅など中高層建物における給水方式、料金算定について見直しを要望いたしました。

以上の経過により、当委員会は、本件を全会一致で修正可決いたしました次第であります。

次に、議案第八十七号昭和五十八年度四日市水道事業会計第一回補正予算は、主に水道事業給水条例の一部改正に伴い、これによる水道料金増収分の追加をしようとするものであります。当委員会は、先ほど報告しました給水条例の一部改正案の委員会修正に基づき、本件につきましても、お手元に配付しましたとおり減額修正いたしました次第であります。

議案第八十三号昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第一号)、議案第九十号四日市市農業共済条例の一部改正について、議案第九十二号四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について、議案第九十四号四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正についての四議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長(後藤寛次君) 次に、建設委員長にお願いいたします。

森 真寿朗君。

〔建設委員長(森 真寿朗君) 登壇〕

○建設委員長(森 真寿朗君) ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第八十二号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)の関係部分についてであります。

まず、歳出第八款土木費についてであります。

道路橋梁費につきましては、

一、国庫補助事業、市単独事業にかかわらず、道路整備においては通行に配慮し、路線の一貫性を損うことのないよう効率的に工事を施行すること。

二、日永・八郷線等において見られるように、道路幅員が部分的に狭小となっている道路については、通行に際し危険であるので、用地買収等により早急に解消すること。

三、道路敷等の寄附採納がなされた場合は、速やかに登記事務等、適確な措置を講ずること。

以上三点について、当委員会は指摘いたしました。

なお、道路管理に起因する道路事故に対する市の補償制度について質疑がありましたほか、道路地図を早期に整備するよう意見がありました。

河川費につきましては、マツクイムシによる木の倒壊に伴う賠償金の計上について特に論議が集中し、当委員会といたしましては、マツクイムシによる木の倒壊は今後も起こり得ることであり、通学路等で危険なところがあれば、伐採するなど事故防止に十分意を配り、全庁的に取り組むべきことを強く指摘いたしました。

なお、一部委員からは、松の木の倒壊の原因に納得できない点があり、賠償金の計上について反対意見がありました。

都市計画費につきましては、河原田市内での遺跡発見に伴う環状一号線のルート変更について、及び三重橋垂坂線の阿倉川駅付近での近鉄との立体交差の見直しについて、質疑がありました。

理事者からは、環状一号線については、遺跡調査の結果を待って、都市計画道路網全体の中で検討していきたい。また、三重橋垂坂線については、建設省、運輸省等による「踏切統廃合」の指導もあり、今後検討していきたいとの説明がありました。

塩浜駅東西連絡線改良事業費につきましては、新規計上されたものでありますが、本事業は地元住民の長年の願望でもあり、基本構想がまとまり次第、当委員会に説明するよう要請したのであります。

歳出第十一款第一項土木施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十四号昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）についてであります。当委員会が以前から浸水対策を講ずるよう指摘している諏訪公園付近の市中心街において、最近集中豪雨により浸水被害が生じましたが、その後の理事者の取り組み方について、ただしたのであります。これに対し理事者からは、当該地域の浸水対策事業として、五十九年度から実施できる具体策を現在検討しているところであるとの説明があり、これを了としたのであります。

また、ポンプ場の集中管理について、その後の取り組み方をただししましたところ、集中管理については現在調査委託を行い、また庁内においてはプロジェクトチームを編成して検討しており、今年度中に考え方をまとめていきたいとの説明がありました。

なお、四日市地域は、引き続き第三次公害防止計画の策定地域に指定されることは、ほぼ間違いのないと思われるので、下水道事業においても十分検討し、積極的に取り組むよう要請いたしました。

議案第八十五号昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、常磐及び富田土地区画整理事業調査費を、県支出金の決定及び実施事業に合わせて、追加補正しようとするものであります。A調査、B調査が済み、事業実施の段階にある末永・本郷土地区画整理事業において強い反対運動が起こっておりますが、これを教訓とし、これからB調査を行う常磐・富田地区においては、この機会に区画整理事業の意義について地区住民に深い理解を求め、事業化への合意を得ていくことが必要であると指摘し、再び反対運動が起こらないよう理事者の積極的な地元対策を、強く強く求めたところであります。

議案第九十三号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正については、建設省の「住宅新築資金貸付要綱」の改正に基づき条例を一部改正しようとするもので、貸付対象に耐火構造による中古住宅の購入を加えようとするものでありますが、これに関連して一般労働者の持家促進制度にも、十分配慮すべきだとの意見がありました。

議案第九十七号市道路線の認定について及び議案第九十八号委託契約の締結についての二議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案どおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤寛次君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 総務委員長にお伺いいたします。

議案第九十九号と第百号の工事請負契約の締結に関連をして、大変ご熱心なご審査をいただいたように承りまして、感謝する次第でございます。

ただ、合理化あるいは効率化のあらしが吹きまくっている今日でございますので、先日発言いたしましたように、優良業者の処遇について何か話題になり、ないしは理事者に対して要望もしくは指摘されたことがございましたか、ちょっと一言承りたいと思います。

○議長（後藤寛次君） 総務委員長 渡辺一彦君。

〔総務委員長（渡辺一彦君）登壇〕

○総務委員長（渡辺一彦君） ただいまの訓覇議員のご質問に対して、お答え申し上げます。

当委員会におきましては、先ほどおっしゃられたような優良業者の可否については、あるいはその見解等については、特別議題にならなかつたのであります。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 産業公営企業委員長にお尋ねをいたします。

ちょっと読み間違えたのかなと思つたんですけども、何か水道料金の値上げに関連して、一ヵ月分だけ先へすらしたと、こういうふうに報告を聞いたんですが、その中でたとえば経済のこれから先の見通して、なおかつ状況が悪いから水需要は伸びないだろうというふうな報告を受けたんですが、しかし、現実の問題としては、来年三月ぐらいをめどにして日本経済は活発に動いていくと、こういうふうに理解、推測するわけです。その辺の問題と、それから水需要がふえないのは、大口需要者に対して水道料金が高過ぎるから伸びないんだというふうに、私は理解しているわけですけれども、そのあたりが少し報告と違いますので、どんなふうな論議があつたのか、もう少し聞かせていただきたいなと思います。

それからもう一つ、十二月値上げを一月に変えたということですが、これは市民の生活を考えて変えられたということについては、敬意を表するんですけども、普通一般料金が四百五十円のを五百八十円に、百三十円の値上げです。まあ基本料金だけで終わるとすると、多分これモチ代に足りぬと思うんですけども、その辺ももう少し正確に聞かせてほしいなと思います。

と言いますのは、たとえば四日市の場合、富田の方で赤水対策がありますね。これは三十数億かけてパイプを入れかえていかなきゃいかぬと。そうすると、やがてこれは借金払いをする時期が来るわけですけれども、たとえば名古屋のように、もう目いっぱい行つて詰まつてから一遍に値上げされたんでは、市民は困るわけです。ですから、そうなる前に徐々にそういうものを消化していくようなかつこうの方が、私は市民に対して親切ではないかなというふうに思いましたので、ここでこういう質問をさせていただくんです。

それと、もう一回繰り返しますけれども、これは本当に一ヵ月分ですな、一年分とは違いますな。

○議長（後藤寛次君） 産業公営企業委員長 堀内弘土君。

〔産業公営企業委員長（堀内弘土君）登壇〕

○産業公営企業委員長（堀内弘士君） 小林博次議員のご質問にお答えをしたいと思います。

水道料金一ヵ月分というよりも、一月から実施という報告をしたつもりであります。

それから、いまの富田の赤水対策とか、そういう件に関しては、議題に上がりませんでした。

以上のとおりであります。

○議長（後藤寛次君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 どうも目いっぱい一生懸命しゃべったので、答弁してもらいたいと思いますが、経済の見通しの問題でいくと、経済は回復すると、こういうふうに私見しているんです。何か水道事業管理者の見通しですと、なおかつ見通しが悪いようなことと、それから余り水の売れ行きが悪いということなんですけれども、水の売れ行きが悪いのは、大口需要者に対して高過ぎるから、たとえば井戸を掘って逃げるか、工業用水を浄化して逃げるか、そういうかっこうのものがあるんじゃないかなというふうに見ておられますけれども、そういうことを、そういう先の見通し、経済の問題を含めて、ご答弁をちょうだいしたいと思います。

それから、十二月からの値上げを来年一月からと申し上げたんだということでも聞いたんですけども、本当に親切があるんやったら、一年分ぐらい値上げせぬというのが一番いいと思いますけれども、何かそういうことでちょっと質問をしたわけです。

もっとも市民生活にとっては、それは水道料金安いにこしたことはないと思いますが、必ずしもそうではないんじゃないかなというふうに思いますから、そういう意味でちょっと水道事業管理者の答弁をお願いしたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤寛次君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 来年の三月以降の経済の動きというものは、いろいろわれわれも検討をいたしておりましたが、この中で、一応私たちが長期計画の中で上げたのは、関係機関等では、5%程度の経済の伸びがあるのではないかという数字を、その中に織り込んでおります。

この経済の状態によって好況化する、景気がよくなることによって、水の需要がどの程度伸びていくかという見通しでございますが、現在の各大口利用者のお使いになっている水の中で、工業用水に転換されるものは、かなりもうさされたと思いますし、残っているのは、やはり生活用水的な水ではないかと思っております。大きな会社であっても、企業であっても、どこであっても、生活用水はつきまわっております。この生活用水というものは、それほど私は激変しないというふうに踏んでおります。したがって、今後景気が回復いたしましたとしても、それによって水の需要が著しく伸びてくるというふうな判断は、いたしておりません。今後の水の需要については、先般の議会で申し上げたように、むしろ逆に一般の家庭の需要が急激に伸びてきておりますので、私は一般家庭の生活用水を確保することが、急務であるというような受けとめ方をしております。以上でございます。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 産業公営企業委員長にお尋ねをしたいと思います。

五十七年度決算におきまして、九千百万円余の赤字を生じたことや、今後の水道財政難を理由とした大幅な、特

に家庭用水に重い水道料値上げが提案されておりますだけに、それらの要因や対策の適否、果たして値上げを必要とするかなど、深い検討が必要であると思うわけでございます。

ただいま産業公営企業委員長も、長時間慎重に審査されたというご報告がございました。その努力に敬意を表するものでございますけれども、しからば、議案質疑の段階でも提起した問題でございますが、大口使用者、その水使用の減という問題についての対策、私は特にA社、B社の例を申し上げたわけでございます。特に今後の問題として、一般的にあり得る問題として工業用水の切りかえ問題、先ほどは水道局長が、工水への切りかえはもうするものは全部終わったというお話が、出ましたけれども、議案質疑の段階では、局側からそういう説明もございました。果たして産業公営企業委員会では、そうした点について詳細に検討をなされたのかどうか。

私の調べた限りにおきましても、五十七年度実績におきまして、年間五万トン以上十万トン未満の水道使用量を使っている企業は、十社、九十七万五千トンです。使用料にして一億五千二百万円に相当しております。十万トン以上になりますと、七社で七十万八千トン。使用料にして一億一千万円。合わせて二億六千三百万円の使用料収入となるわけでございます。局長が言われますように、工水への切りかえがなされるものは、もうなされてしまったんだということならば何ですけれども、A社の場合は、五十五年度を基準にいたしますと、五十六年度は四一%、五十七年度は三四%と、使用水量が減っているわけでございます。こういうようなケースで、なおこの五万トン以上の使用者が十七社ある。そういうところがどんどん切りかえていく可能性がまだ残っているとすると、大変な問題になるわけでございます。この辺のことについて、よほど厳密な検討とその対応策というものがはっきりと出されませんと、私は、いかに財政計画を出しても、いかに値上げをいたしても、水道財政問題の根本的な解決にならない、こういうふうに思うんでございますし、残るのは市民に重い負担がかかるだけだというふうに思う

わけでございます。この点について、もっとはっきりとさせていただきたいと思うわけでございます。その点、審査の段階ではいかがでございましたでしょうか。

それから、そういう意味では大口使用者のこの問題については、単に今後の水道使用の見通しの問題だけではなくて、料金制度、その体系あるいは料金額の設定、こうした問題も現実に考えなければならぬし、料金問題について今回いろいろ提案をするに当たっては、そうした点も十分に配慮がなされていなければならないはずでございます。この点がどういう議論をなされたか、伺いたいと思うわけでございます。

次は、県水受水量でございます。私はいろいろ分析もしてみました。五十四年度あるいは五十五年度の水準に県水の受水量を抑えるべきだ。つまりいまの五十七年度実績から見ても、百万トンから百五十万トン、県水の受水を減らすことは十分可能である。そのことによって年間四千二百万から六千三百万円の経費を減らすことができ。これは、今日の一日最大使用水量や、あるいは一日平均使用水量や自己水源の能力やら、こうしたことを考えましても、そういうことは十分可能である。こういうふうに考えるのでございます。

それから三番目の問題といたしましては、財政計画の問題でございます。これまでの料金算定の期間となりまして、財政計画期間、五十五年度から五十七年度までの財政計画と、現実の決算、三カ年の決算の結果は、トータルにおきましてもずいぶん大きな、六億九千七百万円の開きが出ております。これでは財政計画を立てたということにはならない。しかも今度の新料金算定についての財政計画期間、五十八年度から六十年年度の問題につきましても、たとえば収入の面におきまして、五十八年度は三十二億五千万円、五十九年度は三十八億七千万円、六十年度は三十九億円と計上しておるんですが、五十五年度から五十七年度の財政計画期間、実績を見ましても、ほとんど伸びていないわけです。こんな大幅に給水収益が伸びるなんていうことは、五十五年度から五十七年度の実績から見ま

しても、考えられない。しかもいまの産業公営企業委員長のご報告にありましたように、水需要はこれから伸びないと云っている。この点でも財政計画に非常に大きな、初めから無理があるんじゃないか。

さらに、受水費の関係です。受水費の関係におきましても、財政計画におきましては六億七千六百五十六万五千円の計上をいたしておりますし、どんどんと五十九、六十年とふえることになっております。しかし、五十八年度の四月から八月までの県水受水実績は、五十六、五十七年度の同期の実績よりも、六%、八%と低くなっております。この点でも財政計画にはずいぶん荒っぽい数字が計上されていると思うんです。これらの点について、委員会の方でどのようにご審査をいただきましたか、お尋ねをしたい。

これらの点を精密に審査をしてみますと、今度の料金値上げの前提が幾つか崩れるというふうに、私は確信するものがございます。この点お答えをいただきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（後藤寛次君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十六分休憩

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時二十七分再開

産業公営企業委員長 堀内弘士君。

〔産業公営企業委員長（堀内弘士君）登壇〕

○産業公営企業委員長（堀内弘士君） ただいまの小井議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のありました点につきましては、先ほど私が委員長報告の中においてご報告いたしましたとおりで、理事者から詳しく説明を求め、全員了承をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤寛次君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私の具体的に指摘いたしました問題点、詳しく説明を求めて、了解をされたということでございます。これ以上お尋ねしても、その内部に立ち入ってお答えがいただけないかと思えますし、了承された立場、されたとということで、私どもはこの点の疑念がなお晴れませんので、今後になお問題をただしてまいりたいというふうに思うわけでございます。

○議長（後藤寛次君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 今議案に提案された議案のうち、幾つかについては認めがたく、反対するものがございます。

議案第八十号につきましては、第一に、大口径の使用水量減少に対する対策に適切さを欠いており、第二に県水受水について、一つには、高い料金のまま受け入れてきたこと。二つには、県水受水量を当初の予定よりも減らしたとはいえ、なお相当の不必要な水量を受水してきたこと。第三には、第三期拡張事業の中には未給水地域の給水、簡易水道地域の全上水道化が含まれており、水道事業の採算性という面から見ると、簡易水道を上水道への切りか

えて三千万円の収入を得るために、十二億円も投資をしております。このような採算が成り立たない事業が組まれています。このような事業は、一般会計からの繰り入れなどによって行うべきであります。またそのような処置がとられておりません。少なくともこれら三点の対策を行えば赤字を生じることもなく、水道財政はなお現在の料金にて収支バランスを確保することができるものと確信するものであり、この議案については認定しがたく、反対をいたします。

水道料金値上げにかかわる議案第八十七号並びに第九十五号については、委員会で実施時期が一ヵ月繰り下げの修正がなされたとはいえ、原案どおりの大幅な料金値上げにより、市民に生活難を押しつけることにはかわりなく、さらに水道財政の根本的な健全化にもつながらないので、この議案に反対するものであります。

今回の水道料金値上げは、平均でも二八%と大幅であり、なおかつ家庭用には特に重い負担となっております。今日あれもこれもと諸物価が値上がり、負担増となっている中で、この水道料金値上げが市民生活を一層圧迫するものであり、今回の水道料金値上げは他の諸物価にも波及し、ますます市民生活が苦しくなります。私どもは、議案第八十号において述べた三点について、少なくとも適切な処置がとられるならば、値上げをしなくても、現料金で当面水道財政の健全運営、水道事業の円滑な推進ができるものと、確信するものであります。

議案第八十二号については、河川費賠償金について、因果関係について疑念が晴れませんので、反対をいたします。

議案第九十六号については、この当該施設についてはいろいろな沿革があり、それだけに私どもは関係団体と十分話し合せて、合意に達した上で、必要ならば条例改正を提案すべきであり、今日その合意がなされていないというもとは、この提案について反対するものでございます。

○議長（後藤寛次君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第八十号昭和五十七年度四日市市水道事業決算認定についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算を認定するものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は決算を認定することに決しました。

次に、議案第七十九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第八十一号昭和五十七年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての二件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算を認定し、剰余金処分を可決するものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第八十七号昭和五十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算、及び議案第九十五号四日市市水道事業給水条例の一部改正についての二件を一括起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、修正であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり修正可決されました。

次に、議案第八十二号昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、及び議案第九十六号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての二件を、一括起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り十五議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第一〇一号 人権擁護委員の推薦について、及び

日程第三 議案第一〇二号 公平委員会委員の選任について

○議長（後藤寛次君） 日程第二、議案第一〇一号人権擁護委員の推薦について、及び日程第三、議案第一〇二号公平委員会委員の選任についての二件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第一〇一号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、本年五月に亡くなられました千種弘氏の後任として清水嘉吉氏を、また、去る八月三十一日に任期満了となりました清水稔子氏、転法輪公季氏、河村三郎氏を引き続き推薦するとともに、北条了典氏の後任として村山仲一氏を推薦しようとするものであります。

議案第二〇二号は、本市の公平委員会委員のうち、志貴信明氏が来る十月十日に任期満了となりますので、引き続き同氏を選任したいと存じ提案いたすものであります。

なお、各氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第一〇一号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。次に、議案第百二号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第四 委員会報告第八号 請願の審査結果について

○議長（後藤寛次君） 日程第四、委員会報告第八号請願の審査結果についてを議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 請願十号末永・本郷地区に対する区画整理事業に関して、発言をいたします。

委員会では、この請願を継続審査の扱いとされましたが、請願事項、その願意はまことに妥当なものであり、先日的一般質問の場において、市長もその請願事項に沿った答弁をしております。私どもは議会としてもこの請願を採択をして、住民の願いにこたえるべきであるとの態度をとるものです。委員長のご所見が何えれば幸いです。

なお、請願第九号、十三号についても、採択を主張するものです。

○議長（後藤寛次君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、委員会の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤寛次君） 起立多数であります。よって、本件は委員会の報告のとおり決しました。

日程第五 発議第七号 織機登録制の存続に関する意見書の提出について

○議長（後藤寛次君） 日程第五、発議第七号織機登録制の存続に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

堀内弘土君。

〔堀内弘土君登壇〕

○堀内弘土君 ただいま議題となっており発議第七号織機登録制の存続に関する意見書の提出について、発議者を代表して、提出理由の説明を申し上げます。

現在政府部内において、織物業界の経営安定維持のため実施されてきた織機登録制度の廃止を、検討していることとあります。ご承知のように本市においては、織物業は古くから地場産業の一つとして重要な位置を占めてきており、これが実施されれば業界の過当競争を招き、織物業者はもとより、地域経済への影響が懸念されることとあります。そこで政府に対しまして、お手元に配付しました意見書を提出し、現行の織機登録制度の存続を強く求めようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤寛次君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第六 発議第八号 四日市市議会特別委員会設置について

○議長（後藤寛次君） 日程第六、発議第八号四日市市議会特別委員会設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本市議会に議会活動に関する調査研究のため十四名の委員をもって構成する「議会活動特別委員会」及び県立四日市工業高校跡地活用に関する調査研究のため十四名の委員をもって構成する「工業高校跡地対策特別委員会」を設置し、閉会中も調査研究ができるものとし、かつ調査研究の終了するまで存続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第六条の規定により、

小井 道夫君	伊藤 信一君	川口 洋二君	訓覇 也男君
小林 博次君	後藤 長六君	田中 基介君	野崎 洋君
橋本 増蔵君	益田 力君	水野 幹郎君	森 安吉君
山本 勝君	渡辺 一彦君		
以上十四名を議会活動特別委員会委員に、			
青山 峯男君	大谷 茂生君	金森 正君	川村 幸善君
久保 博正君	粉川 茂君	坂口 正次君	佐野 光信君
高木 勲君	中村 信夫君	堀内 弘士君	毛利 道哉君
森 真寿朗君	山路 剛君		

以上の十四名を工業高校跡地対策特別委員会委員に、それぞれ指名いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（後藤寛次君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、特別委員会は、正副委員長互選のため委員会を開会されるようお願いいたします。

議会活動特別委員会は第一委員会室、工業高校跡地対策特別委員会は第四委員会室といたします。

暫時、休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後四時六分再開

○議長（後藤寛次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長の互選の結果をご報告いたします。

議会活動特別委員会委員長 伊藤信一君、副委員長 田中基介君、

工業高校跡地対策特別委員会委員長 青山峯男君、副委員長 金森 正君、

以上のとおりであります。

○議長（後藤寛次君） この際、報告いたします。

野呂平和君から、過日の一般質問の発言において一部適切でない部分がありましたので、取り消しをいたしたいとの申し出がありました。議長において後刻会議録を調査の上、措置いたしたいと思いますので、ご了承願います。

○議長（後藤寛次君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十八年九月四日
市市議定会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後四時七分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 後 藤 寛 次

四日市市議会副議長 大 島 武 雄

署 名 議 員 伊 藤 雅 敏

署 名 議 員 山 路 剛

昭和五十八年九月定例会会期日程

九月

八日(木)

午前十時開会

議案上程・説明

九日(金)

十日(土)

十一日(日)

十二日(月)

午前十時開議

一般質問

十三日(火)

午前十時開議

一般質問

十四日(水)

午前十時開議

一般質問

議案質疑・委員会付託

追加議案上程・説明・質疑・委員会付託

十五日(⊕)

休会

十六日(金)

十七日(土)

各常任委員会

十八日(日)

休会

十九日(月)

産業公営企業委員会

二十日(火)

休会

二十一日(水)

午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、採決

追加議案上程：説明：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(五十八年九月一日)

◎ 九月定例市議会について

一、会期日程 別紙のとおり

二、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 九月 八日(木) 午後二時まで
- (二) 議案 質疑 九月十二日(月) 午後四時まで
- (三) 請 願 九月十二日(月) 午後四時まで
- (四) 討論・その他 九月二十日(火) 正午まで

三、発言順序

- (一) 一般質問
 - ① 公明 党
 - ② 新風クラブ
 - ③ 新政クラブ
 - ④ 清 風 会
 - ⑤ 自由クラブ
 - ⑥ 日本共産党
 - ⑦ 市民クラブ
- 通告時にくじにより決定

四、発言時間

- (一) 一般質問
 - 市民クラブ 三時間
 - 自由クラブ 二時間二〇分
 - 新風クラブ 二時間
 - 新政クラブ 二時間四〇分
 - 清風会 一時間四〇分
 - 公明党 一時間二〇分

(9月12日)

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	一、児童福祉について 二、老人医療問題について 三、水沢地区の災害問題について 一、「活力ある高齢社会」を目指して （一）急がれる高齢社会対策の確立 （二）高齢社会に対応する視点と基本的方途 （三）人生八十年は壮年期の拡大か、老年期の延長か （四）若い世代と高齢者との連帯の強化 二、末永・本郷土地区画整理事業と同区画整理事業を考える会との対話について 三、議会ごとに叫び続けた諸問題	公明党 益田 力 (発言時間三十分)	36
2	一、四日市工業高校跡地利用の問題について 二、公園整備状況と現状について 三、オーストラリア館の改装と予算設定について 四、羽津地区の排水路及び道路整備状況について	公明党 田中基介 (発言時間五十分)	46
3		新風クラブ 谷口 廣 睦 (発言時間三十分)	61

一般質問通告一覧表

- 日本共産党 一時間
- (一) 関連質問 五分以内(答弁を含まず)
(二) 議案質疑 十五分以内(答弁を含む)
(四) 討 論 十五分以内
- ※ 一般質問の要領
- ① 一般質問は、一定例会議員一人当たり答弁を含め二十分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員一人当たりの発言時間は、答弁を含め一時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。
- ④ 正、副議長の所属する会派の時間配分については、所属議員数を一名減として算定する。
- ※ 関連質問の要領
- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員一人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

(9月14日)

14	13	12	11	10
<p>一、都市計画道路の早期整備について</p> <p>二、笹川団地にコミュニケーションセンターを</p>	<p>一、区画整理事業について</p> <p>二、国鉄合理化の四日市に及ぼす影響の対応について</p>	<p>一、工業高校跡地問題について</p> <p>二、福祉施策について</p> <p>三、健保改悪問題の対応について</p>	<p>一、北部開発について</p> <p>(一) 副都心化富田について</p> <p>(二) 県立四日市高校の移転について</p> <p>(三) 近鉄富田駅高架について</p>	<p>二、農業用水路に対する汚水放流対策について</p> <p>三、中部地区市民センターのその後の利用状況と文化会館の関連について</p> <p>四、老人に対する養護施設について</p> <p>五、医療制度の見直しに対する本市の国保制度について</p>
市民クラブ 豊田忠正	日本共産党 佐野光信 (発言時間四十分)	日本共産党 水野和子 (発言時間二十分)	自由クラブ 橋本増蔵 (発言時間六十分)	自由クラブ 堀内弘士 (発言時間六十分)
210	188	181	171	156

16	15	
<p>三、桜スポーツランドについて</p> <p>(二) 急増する患者の接遇について</p> <p>(一) 診察順番札の取扱について</p> <p>二、市立病院の問題に係る</p> <p>(二) 議員定数の見直しについて</p> <p>(一) 市職員の人件費について</p> <p>一、行財政改革に伴う</p>	<p>三、釣場環境の保全対策について</p> <p>二、農業政策その後</p> <p>一、旧庁舎の今後について</p>	<p>三、教育施設の学校間格差是正について</p> <p>市民クラブ 永田正巳 (発言時間六十分)</p>
市民クラブ 野呂平和 (発言時間六十分)	市民クラブ 永田正巳 (発言時間六十分)	(発言時間六十分)
231	218	

議案質疑通告一覧表

発言順序	件名	氏名	ページ
1	一、議案第九十五号 四日市市水道事業給水条例の一部改正 について 昭和三十七年度四日市市水道事業決算 認定について	新政クラブ 前川辰男	246
2	一、議案第八十号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計 認定について 二、議案第八十七号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計 第一回補正予算 三、議案第九十五号 四日市市水道事業給水条例の一部改正 について	日本共産党 小井道夫	248
3	一、議案第七十九号 昭和三十七年度四日市市立四日市病院 事業決算認定について	日本共産党 佐野光信	253

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

議案第八二号 昭和三十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第八八号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第八九号 四日市市税条例の一部改正について

○教育民生委員会

議案第八二号 昭和三十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第三款 民生費

歳出第一〇款 教育費

議案第八六号 昭和三十八年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

議案第九一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第九六号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

- 議案第七九号 昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第八〇号 昭和五十七年度四日市市水道事業決算認定について
- 議案第八一号 昭和五十七年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について
- 議案第八二号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第 六款 農林水産業費

歳出第一一款第二項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第八三号 昭和五十八年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 議案第八七号 昭和五十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 議案第九〇号 四日市市農業共済条例の一部改正について
- 議案第九二号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について
- 議案第九四号 四日市市立四日市市高等看護学院条例の一部改正について
- 議案第九五号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第八二号 昭和五十八年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第 八款 土木費

歳出第一一款第一項 土木施設災害復旧費

- 議案第八四号 昭和五十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 議案第八五号 昭和五十八年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第九三号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について
- 議案第九七号 市道路線の認定について
- 議案第九八号 委託契約の締結について

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

- 議案第 九九号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について

請願の審査結果について

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
11	五八、九、八	遊戯室（ホール）建設について	四日市市高花平二丁目 一四九 高花平地区連合自治会長 武田 鶴夫 ほか四五五名	前川 辰男	教育民生	採 択
12	五八、九、八	公衆浴場用上水道料金について	四日市市北浜町五一五 四日市浴場協同組合 理事長 加藤 忠幸 ほか一名	古市 元一 小川 四郎	産業公営 企業	採 択
13	五八、九、八	大池中学校運動場拡張並びに第二体育館建設について	四日市市山之色町 二三二二 三重地区連合自治会長 服部 正 ほか二名	高木 勝 山本 勲	教育民生	継続審査

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
14	五八、九、一〇	末永・本郷地区に對する区画整理事業について	四日市市末永町七一一九 稲本 里登 ほか一、一〇一名	田中 基介 小林 博次	建設	継続審査
15	五八、九、一二	道路の改修について	四日市市水沢町四七一―二 水沢地区連合自治会長 伊藤 重吉 ほか九名	前川 辰男	建設	採 択
16	五八、九、一二	織機登録制の存続について	四日市市松寺一丁目 五一二七 北勢タオル工業協同組合 代表理事 廣瀬 悟郎 ほか五〇名	伊藤 雅敏	産業公営 企業	採 択
17	五八、九、一二	新正南児童公園前（中央緑地公園経路）にパチンコ店建設反対について	四日市市曙二丁目二五 山本 弘志 ほか三六一名	佐野 光信 久保 博正	教育民生	継続審査

(前会から継続のもの)

4	番号	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	摘要
五八、六、九	受理年月日	公営住宅(前田町地内)建設反対について	四日市市前田町一〇一四 前田町新町自治会長 清水弘道 ほか一、七〇六名	坂口正次	建設	58・9・14 取り下げ